

特許庁の特許実務及び手続の手引（インド）

01.11版

2011年3月22日修正

発行元：特許意匠商標長官室

BOUDHIK Sampada Bhawan, S. M. Road, Antop Hill, Mumbai (India)

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

知的財産課編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

序文

1970年特許法（以下、「法」という）は、1999年、2002年及び2005年に改正されている。知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）の規定に従って改正された同法は、食品、薬品及び化学物質に関する製品特許を定めている。インドが1998年に特許協力条約（以下、「PCT」という）に加盟した結果、PCT国内段階出願を含む特許出願は急激に増加している。

2005年及び2006年に改正された2003年特許規則（以下、「規則」という）の採択により、特許手続は大きく変更され、新たな実務及び手続がもたらされた。

インド特許庁は、過去10年間にOA化及び特許出願の電子処理により近代化されてきた。近代化プロジェクトは、特に透明性に関して、国際的な状況と調和した形で効率性を高め、機能の能率化を図ることを目的に行われた。我々はこれまでも継続して特許手続のすべての側面において透明性を高めることに努めてきた。特許庁における手続でITを使用できるようにしたことにより、特許出願の状況及び出願の内容に関するすべての情報を、公式のウェブサイト上で公表することができるようになった。本マニュアルは、効率性及び透明性を高めるという責任を果たすための措置の一つである。

新たな発明者、特許実務家及び外国の出願人からインド特許庁における実務をマニュアルの形で成文化して欲しいという要望があった。2009年にマニュアル案が公式のウェブサイト上に掲載され、利害関係者のコメント及び提言が募集された。受領したコメント及び提言を考慮に入れ、同案をより明確且つ簡潔なものにするためにその全面的な改訂が行われた。我々は本マニュアルが利害関係者の要望に効果的に応えるものであることを強く望んでいる。

本マニュアルは、インドにおける特許出願を有効に行うための実用的な指針とみなすことができる。しかしながら、本マニュアルは規則の制定を定めたものでなく、従って、法律の効力を有するものではない。

本マニュアルは、司法裁判所による解釈、法律の改正及び利害関係者による有益な情報に基づき、随時改訂される。

(P H Kurian)

特許意匠商標長官

目次

章	ページ番号
01 はじめに	1
02 主な定義	3
03 特許の出願	6
04 出願の公開	21
05 仮明細書及び完全明細書	24
06 分割出願及び追加特許	40
07 条約出願、国際出願及び国内段階出願	43
08 特許の審査及び付与	64
09 付与後異議	92
10 付与後手続	96
11 審判請求	105
12 特許の取消	107
13 強制ライセンスの許諾	109
14 政府目的のための特許の使用	119
15 特許代理人	125
16 違反行為及び罰則	129
17 長官の一般的権限	131
18 一般業務	138
19 鑑定人	142
20 雑則	144
21 期限	147

第1章

はじめに

- 1 本マニュアルは、インド特許庁の行う実務及び手続を成文化する意図をもって編集され、かつ、実務家及びその他のインド特許制度の利用者に対して手続き上の指針を提供することが意図されている。
- 2 インド特許庁は、デリー、ムンバイ、コルカタ及びチェンナイの4つの支庁において、管轄に基づき定められた地域に従って業務を行っている。OA化及び特許出願の電子処理の導入により、一定レベルの統一性及び透明性が達成されている。特許出願の状況、審査報告書及びその他の書類を含む、特許出願に関する最大限の情報が公表されている。本マニュアルにより、上記4つの支庁におけるより透明かつ統一的な実務が実現されることが期待されている。
- 3 特許出願の処理は、出願、電子情報処理、適正審査及び分類、公開、審査、付与前異議、並びに付与／拒絶等の複数の段階からなる手続である。特許審査官、特許庁長官、出願人／代理人及び一般公衆等、複数の者が特許手続に関与している。特許制度の円滑な機能を確保するために、利害関係者の権利、役割及び責任が説明されている。
- 4 本マニュアルは、特許庁の実務及び手続を詳細に記し、この点につき現存する情報に係る相違を克服することが期待されている。インド特許法の解釈となることは意図されていない。
- 5 特許出願の手続並びに特許の付与／拒絶及び維持等の特許の処理に関しては次章以降で説明されている。本マニュアルは侵害手続については定めていない。特許権者の権利の例外、政府目的のための特許の使用及び強制ライセンスの許諾等の一定の事項については定められている。
- 6 主な定義の一部は第2章で説明されている。
- 7 第3章から第7章までは通常の出願、PCT国際出願、PCT国内段階出願、条約に基づく出願、追加特許に関する出願及び分割出願等の特許出願に関する手続を扱っている。

- 8 第 8 章及び第 9 章は審査、特許の付与、付与前異議及び付与後異議に関する章である。
- 9 第 10 章から第 14 章までは、特許の維持、審判請求、取消、強制ライセンスの許諾、及び政府目的のための特許の使用等の特許付与後手続を定めている。
- 10 第 15 章から第 20 章までは、特許代理人、違反行為及び罰則、特許長官の一般的権限、一般業務、鑑定人並びに雑則を定めた章である。
- 11 特許法及び特許規則に定められている期限は、第 21 章に単独かつ具体的に扱われている。
- 12 特許法に基づき職務を遂行する幹部職員には法的権限が付与されている。同幹部職員にはさらに特許法に基づく自由裁量権が認められているが、この裁量権は適切に行使することが求められる。特許法に基づく権限の付与された幹部職員により検討されている主題の特許性に関して、当該幹部職員は本マニュアルの内容のみを指針としてはならず、特許法、特許規則及び当該主題に関する裁判所の決定に基づき適切な決定を行わなければならない。しかしながら、特許庁の全幹部職員は本マニュアルに定める手続に従わなければならない。

第 2 章

主な定義

02.01	概要	
	本マニュアルのより完全な理解のために、本マニュアルの利用者が法又は規則の定める一定の用語に関する明確な理解を必要とする可能性がある。重要な定義の一部は次に掲げる通りである。	
02.02	定義	
02.02.01	<p>「長官」とは、法第 73 条にいう特許意匠商標長官をいう。長官というときは、第 73 条に従って長官の職務を履行する幹部職員を含むものと解釈される。</p> <p>特許意匠商標長官室はムンバイにある。</p> <p>特許意匠商標長官は、1999 年商標法第 3 条に基づき、インド政府により任命される。当該任命された者は、1970 年特許法の適用上、特許長官となる。</p> <p>インド中央政府はまた、特許意匠商標長官の監督指揮の下に、長官が随時書面による一般又は特別の命令によって履行することを認める特許法に基づく長官の職務を履行するその他の幹部職員を任命することもできる。</p> <p>長官は、監督官、副長官、共同監督官及び上級共同監督官に特許法に基づく職務を履行する権限を与えている。</p> <p>長官は、書面による命令により、かつ、それに記載した理由により、幹部職員において係属中の何らかの事項を撤回して、当該事項を長官自身で最初から又は撤回した段階からの何れかの段階から処理し、又はそれを他の幹部職員に付託することができるものとし、当該幹部職員は付託命令書に記載の特別指示に従って、当該事項を</p>	法第 2 条(1)(b)、第 2 条(2)(a)及び第 73 条 1999 年商標法第 3 条

	最初から又は付託段階からの何れかの段階から処分することができる。	
02.02.02	「政府系企業」とは、 a. 政府の各省庁により、又は b. 国法、地域法、州法によって設立された法人であって、政府によって所有又は管理されているものにより、又は c. 1956 年会社法(1956 年法律第 1 号)第 617 条に規定された国有会社により、又は d. 政府により財政的に全部又は大部分支援されている機関により、 運営される産業企業体をいう。	法第 2 条(1)(h) 1956 年会社法第 617 条
02.02.03	「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう。	法第 2 条(1)(j)
02.02.04	「進歩性」とは、現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でなくするものをいう。	法第 2 条(1)(ja)
02.02.05	発明に関して「産業上利用可能な」とは、発明が産業において製造又は使用することができることをいう。	法第 2 条(1)(ac)
02.02.06	「法律上の代表者」とは、死亡した者の財産権を法律上代表する者をいう。	法第 2 条(1)(k)
02.02.07	「譲受人」とは、譲受人の譲受人及び故人となった譲受人の法律上の代表者を含み、何人かの譲受人とは、当該法律上の代表者の譲受人又はその者の譲受人を含む。	法第 2 条(1)(ab)
02.02.08	「特許権者」とは、特許権の被付与者又は所有者として現に登録簿に登録されている者をいう。	法第 2 条(1)(p)
02.02.09	「特許庁」とは、法第 74 条にいう特許庁をいう。 多くの諸外国とは異なり、特許登録を促進するために、インド特許庁は、コルカタ、デリー、チェンナイ及びムンバイに所在する 4 つの支庁において業務を行っている。	法第 2 条(1)(r)、第 2 条(2)(b)及び第 74 条
02.02.10	「所轄庁」とは、規則 4 に規定する特許庁の該当する庁をいう。	規則 2(b)及び規則 4
02.02.11	「人」とは、政府を含む。	法第 2 条(1)(s)
02.02.12	「利害関係人」とは、当該発明に係る分野と同一の分野	法第 2 条(1)(t)

	における研究に従事し、又はこれを促進する業務に従事する者を含む。	
02.02.13	「所定の」とは、本法に基づいて制定された規則によりさだめられていることをいう。	法第 2 条(1)(u)
02.02.14	「所定の方法」とは、所定の手数料の納付を含む。	法第 2 条(1)(v)
02.02.15	「真正かつ最初の発明者」には、インドへ発明を最初に輸入した者又はインド国外から発明を最初に伝達された者の何れも含まない。	法第 2 条(1)(y)

第3章

特許の出願

03.01	<p>出願人</p> <p>発明の特許出願については、次の者の何れかが、単独で又は他の何人かと共同であることができる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 真正かつ最初の発明者・ 真正かつ最初の発明者の譲受人・ 故人となった真正かつ最初の発明者又はその譲受人についての法律上の代表者 <p>特許法に定める「人」には政府が含まれる。1897年一般条款法に定める「人」には、法人であるか否かを問わず、会社又は個人からなる団体若しくは組織が含まれる。有限責任組合の場合、特許出願は個人的に責任を有する全ての組合員の名義でされなければならない。</p> <p>真正かつ最初の発明者には、インドへ発明を最初に輸入した者又はインド国外から発明を最初に伝達された者の何れも含まない。出願人は、真正かつ最初の発明者の氏名又は名称、住所及び国籍を開示することが義務付けられている。</p> <p>自然人、又は登記会社、研究機関、教育機関等の法人若しくは政府以外の者は譲受人となることができる。譲受人には、譲受人の譲受人も含まれる。出願人が発明者ではない場合、出願書（様式1）の裏書又は譲渡証書による出願権の証拠を提出しなければならない。</p> <p>法律上の代表者とは、死亡した者の財産権を法律上代表する者をいう。この場合、法律上の代表者は、権利を有する証拠として、適切な法律文書を提出することが求められる可能性がある。</p>	法第6条、第134条及び第135条 様式1
-------	--	--------------------------

	<p>条約出願の場合、条約国の出願人の法律上の代表者又は譲受人も、インドにおいて特許出願をすることができる。</p>	
03.01.01	<p>出願人の死亡、或いは法人の消滅又は出願人の変更若しくは追加の場合にとるべき手続</p> <p>a. 出願人が特許権の付与前に死亡した場合、書面による譲渡若しくは契約によって、又は法律の適用によって、当該特許に利害関係を有する者は、請求をすることができる。2 以上の共同出願人のうち 1 が特許権の付与前に死亡した場合において、故人の法律上の代表者の同意を得ているときは、遺族は、当該出願を当該遺族の名義で処理するよう請求することができる。</p> <p>b. この手続は、特許権の付与前に消滅した法人及び 2 以上の共同出願人のうち 1 が死亡した場合にも適用することができる。これらのすべての場合において、様式 6 により請求が行われた場合、長官はかかる出願人の変更を認めることができる。しかしながら、共同出願の場合、死亡した出願人以外の全ての出願人の同意がある場合にのみ、出願人の変更を行うことができる。</p> <p>出願人の変更に関して共同出願人の間で紛争が生じている場合には、全ての出願人に聴聞を受ける機会を与えた後に、長官は適切と認める指示を発することができる。したがって、長官は当事者の 1 又は 2 以上の名義で出願を遂行することを指示することができる。かかる指示は、当該出願を遂行すべき方法についても発することができる。</p> <p>さらに、長官は、次に掲げる場合以外は、かかる指示を発してはならない。</p> <p>i. 当該発明が契約又は譲渡において特許出願番号を引用することによって特定され、</p> <p>ii. 当該譲渡若しくは契約が当該出願に係る発明である旨の確認書が長官に提出され、又は</p> <p>iii. 当該発明に係る請求人の権利が裁判所の判決に</p>	<p>法第 20 条 様式 6</p>

	よって最終的に確定している場合。	
03.02	<p>裁判管轄権</p> <p>多くの諸外国とは異なり、特許登録を促進するために、インド特許庁は、コルカタ、デリー、チェンナイ及びムンバイに所在する 4 つの支庁において業務を行っている。</p> <p>特許の出願は適切な裁判管轄権を有する特許庁にしなければならない。特許庁の管轄は次に掲げる事項に基づき決定されている。</p> <p>i) 出願人（共同出願の場合は、最初に記載された出願人）の居住、住所又は営業所の場所</p> <p>ii) 発明が実際に生み出された場所</p> <p>iii) 特許出願人がインドにおいて営業所又は住所を有していないとき（外国の出願人）は、当該出願人の届け出たインドにおける送達宛先</p> <p>管轄地域は以下に掲げる通りである。</p> <p>特許庁 : 管轄地域</p> <p>ムンバイ : グジャラート州、マハーラーシュトラ州、マディヤ・プラデーシュ州、ゴア州、チャッティースガル州、ダマン・ディーウ連邦直轄地域、並びに、ダードラー及びナガル・ハヴェーリー連邦直轄地域</p> <p>デリー : ハリヤーナー州、ヒマーチャル・プラデーシュ州、ジャンムー・カシミール州、パンジャーブ州、ラージャスターン州、ウッタール・プラデーシュ州、ウッタラーカンド州、デリー首都圏及びチャンディーガル連邦直轄地域</p> <p>チェンナイ : アーンドラ・プラデーシュ州、カルナータカ州、ケーララ州、タミル・ナードゥ州、ポンディシェリ連邦直轄地域及びラクシャディープ連邦直轄地域</p> <p>コルカタ : その他インド領（ビハール州、オリッサ州、</p>	第 16 条及び第 74 条 規則 4 及び規則 5

	<p>西ベンガル州、シッキム州、アッサム州、 メーガーラヤ州、マニプール州、トリプラ 州、ナガランド州、アルナーチャル・プラ デーシュ州、及び連邦直轄地域であるアン ダマン・ニコバル諸島)</p> <p>特許出願が所轄庁にされた場合、通常、当該出願は当 該所轄庁において処理される。</p> <p>分割出願はその原出願と比較して審査する必要があ ることから、分割出願をする所轄庁は、当該主要出願を した特許庁である。 (分割出願については、第 6 章を参照)</p> <p>外国の出願人にはインドにおける送達宛先を提供す ることが求められており、かかる送達宛先に従って裁判 管轄権は決定される。</p> <p>PCT に基づく国際出願及び国内段階出願に係る所轄 庁は次に掲げる通りである。(PCT 出願及び国内段階出 願については、第 7 章を参照)</p> <p>(1) 条約に基づいて出願された国際出願の適用 上の受理官庁、指定官庁、及び選択官庁は、 規則 4 に従う所轄庁とする。</p> <p>(2) 条約に基づく国際出願は、2006 年特許規則 第 3 章の規定、条約、及び PCT に基づい て制定された規則に従って所轄庁に行い、 かつ、当該所轄庁により処理される。</p>	
<p>03.03</p>	<p>特許出願の種類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通常の出願、すなわち、インド特許庁に直接行われ た出願 2. 条約出願 3. PCT 出願 4. 特許出願の分割による分割出願 5. 特許出願の改良又は変更を目的に当該特許出願後 に出願される追加特許 	<p>法第 7 条、第 54 条及び第 135 条</p>

<p>03.04</p>	<p>特許の出願</p> <p>特許出願は、仮明細書又は完全明細書を添付し、第 1 附則に定める所定の手数料を納付した上で、様式 1 により、所轄庁にしなければならない。しかしながら、条約出願の場合は（直接行われるか PCT を介して行われるかを問わず）、仮明細書を提出することはできない。（仮明細書／完全明細書の詳細については、第 5 章を参照）</p> <p>最大 30 ページまでの明細書及び最大 10 のクレームを含む出願書には通常の手数料が適用される。当該明細書が 30 ページを超える場合、又はクレームが 10 を超える場合には、第 1 附則に定める追加手数料を支払わなければならない。</p>	<p>法第 7 条 第 1 附則</p>
<p>03.04.01</p>	<p>特許出願の内容</p> <p>特許出願には次に掲げるものが必要である。（国際出願については、第 7 章を参照）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 様式 1 による、特許付与の出願 2. 出願人は、発明者から、出願権の証拠を取得しなければならない。当該出願権の証拠は、様式 1 による出願書の末尾にされる裏書又は別の譲渡証書とする。 3. 様式 2 による、仮明細書／完全明細書 4. 該当する場合には、様式 3 による、法第 8 条に定める陳述書及び誓約書 出願人は、様式 3 を当該出願書と共に、又は当該出願日から 6 ヶ月以内に提出しなければならない。 5. 完全明細書が添付された出願、条約出願又はインドを指定する PCT 出願については、様式 5 により発明者であることに関する宣言書を提出しなければならない。しかしながら、長官に様式 4 による請求が提出されている場合、長官は、様式 5 を出願日から 1 ヶ月以内に提出することを許可することができる。 6. 特許代理人により出願が行われている場合には、様式 26 による委任状。他の出願につき一般委任状が既に提出されている場合には、特許代理人は自己認証された同委任状の写しを提出することができる。 	<p>法第 7 条 規則 8、規則 12、 規則 13、及び規則 135 様式 1、様式 2、 様式 3、様式 5 及 び様式 26 2002 年生物多様 性法第 6 条 PCT に基づく規 則の規則 17.1</p>

	<p>一般委任状の原本が他の裁判管轄権に提出されている場合には、かかる事実を自己認証された写しに記載することもできる。</p> <p>7. 次に掲げる場合には、優先権書類の提出が義務付けられている。</p> <p>a. パリ条約に基づく条約出願</p> <p>b. PCT に基づき制定された規則の規則 17.1(a)又は(b)の要件を遵守していない場合の PCT 国内段階出願</p> <p>優先権書類は、当該特許出願が公開できるように、出願書類と共に、又は優先日から 18 月が満了するまでの間に提出することができる。早期公開を請求する場合、優先権書類はかかる請求前又はかかる請求と同時に提出しなければならない。</p> <p>8. 出願書類には、各様式に定められた適切な欄への名称及び日付の記載と共に、出願人又は正当な権限を有する者／特許代理人の署名が付されなければならない。</p> <p>9. 明細書は代理人／出願人により署名されると共に、その最後のページには当該日付が記載されなければならない。図面の右下隅には出願人又はその代理人の署名が付されなければならない。</p> <p>10. 当該出願がインドで取得した生物学的素材に係るものである場合、出願人は特許権の付与前の何れかの時点において、国立生物多様性局から取得した許可書を提出することが義務付けられている。しかしながら、国立生物多様性局からの許可書は、特許権が付与される前に提出すれば十分である。</p> <p>11. 該当する場合には、出願書には、当該明細書に記載された生物学的資源の出所又は¹地理的原産地も明確に記載しなければならない。</p>	
03.04.02	<p>E-filing (電子出願) :</p> <p>1. インド特許庁は、出願人の代理人又は出願人の本国から電子出願によりインターネット上で特許出願</p>	規則 6

¹ 原文では“of”ですが、法上の記載から”or”と推測し、このように訳しています。

	<p>をすることのできる設備を備えている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 電子出願をするためには、出願人／代理人は電子署名を有する必要がある。最初の使用時に、出願人／代理人は、特許庁のポータルサイトで、新規のユーザーとして登録し、ログイン ID 及びパスワードを設定しなければならない。 (http://www.ipindia.nic.in) 3. 上記サイトから予備ソフト（クライアントソフトウェア）をダウンロードし、ホストコンピュータにインストールしなければならない。同ソフトウェアにより XML ファイルが生成されるので、コンピュータファイル内にある様式 1、様式 2 及び様式 3 等の全ての関係書類をアップロードしなければならない。アップロードの完了後、出願番号及び CBR 番号が生成される。 4. 電子出願に係る設備は、出願期限の間際に出願人から代理人に指示が行われる場合を想定して、時間の節約、出願の優先日の保護に対する障害からの保護、定められた期間内の PCT 出願の国内段階への移行、並びに追加特許及び分割出願の期限の遵守を主な目的に提供されている。 5. 出願の受理後直ちに、出願人／代理人は、特許出願の番号及び出願の日時と共に、出願受理通知及び CBR 番号を受け取る。 6. 特許庁は現在、出願人が出願後の書類の提出も全て電子的に行えるように電子出願に係るシステムのアップグレードを行っている。近い将来に、電子出願を義務付けることも提案されている。 	
03.04.02.01	<p>特許出願を電子的に行う方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. このポータルサイトの利用には、「新規ユーザーのためのオンライン登録」へのリンクをクリックすること。 2. ユーザーID 及びパスワードを取得するためにオンライン登録手続を完了すること。 3. 登録の完了後、e-Patent のポータルサイトにログインすること。 	電子出願のユーザーマニュアル

	<ol style="list-style-type: none"> 4. 特許出願書類をオフラインで作成するために、クライアントソフトをダウンロードすること。 5. 特許出願書類をオフラインで完成させた後、クライアントソフトを利用してXMLファイルを作成すること。 6. オフラインで出願書類(XML)を作成した後、IPOサーバーに当該XMLファイル（許容されるサイズファイルは最大15MB）をアップロードするために同ファイルに電子署名を付すこと。 7. IPOサーバーにXMLファイルによる出願書類をアップロードするために、e-Patentポータルサイトにログインすること。 8. 電子署名の付されたXMLファイルをIPOサーバーにアップロードし、提出すること。 9. 当該出願の手続を電子商取引(EFT)の段階に進めること。 10. 当該出願の状況を e-Patent のポータルサイトで確認すること。 11. EFT が完了した場合、詳細確認がディスプレイに表示される。 12. 確認事項をプリントアウトすること。 13. 認証局、公認銀行、電子出願の必要条件、並びに特許出願を電子的に行う際の手続及び指針が詳細に記載された公式のウェブサイト上には、詳細なユーザーマニュアルが pdf でアップロードされている。 	
03.04.03	<p>特許庁への書類の配達及び送達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法又は本規則に基づいて、特許庁において、長官又はその他の者に対して提出し、配達し、作成し若しくは差し出すことを授権され又は必要とする申請、通知若しくはその他の書類については、手渡しにより、又は所轄庁での長官宛て若しくは関係人宛ての郵便、書留便、速達便若しくは宅配便により又は適法に認証された電子的送信により提出することができる。 2. 郵便、書留便、速達便若しくは宅配便により又は適法に認証された電子的送信により送付の場合 	規則第 6

	<p>は、上記申請、通知若しくはその他の書類を同封した書状が、郵便、書留便、速達便若しくは宅配便による通常の過程で又は場合により適法に認証された電子的送信により届けられる筈の時に提出され、配達され、作成され若しくは差し出されたものとみなす。そのような送付を立証するに当たっては、書状が適正に名宛され、かつ、送信されたことを明らかにすれば十分とする。</p> <p>3. 郵便又は宅配便に遅延が生じた場合、書類の受領日に関して、長官は、上記段落の規定に従うものとする。</p> <p>4. 特許登録簿に記載された宛先若しくは規則 5 に基づいて届出された送達宛先での特許権者に宛てた書面による通信、又は申請若しくは異議申立書に記載された宛先若しくは届出された送達宛先での、法若しくは規則に基づく何らかの手続における申請人若しくは異議申立人に宛てた書面による通信は、適正に名宛されたものとみなす。</p> <p>5. 特許権者に宛てられ、又は法若しくは規則に基づく何らかの手続における申請人若しくは異議申立人に宛てられた全ての通知及び書面による全ての通信、並びに当該特許権者又は前記申請人若しくは異議申立人に送付される全ての書類は、それらが特別配達人により送付されるときを除き、書留便、速達便、若しくは宅配便により又は適法に認証された電子的送信により送付しなければならない。</p> <p>6. 特許権者に宛てられ、又は法若しくは規則に基づく何らかの手続における申請人若しくは異議申立人に宛てられた通知又は書面による通信の日付は、法若しくは規則に基づく別段の規定がない限り、書留便、速達便、宅配便による又は場合により適法に認証された電子的送信による前記通知又は書面による通信の発送の日付とする。</p> <p>7. 法若しくは規則に基づく何らかの手続の当事者宛</p>	
--	--	--

	<p>てに特許庁により送付される書類又は通知の受領の遅延が生じた場合において、特許庁に対する書類の送達若しくは再提出又は当該当事者による何らかの行為をすることにおける遅延については、当該当事者が当該書類又は通知の受領直後に、事実関係の状況に関する陳述書及びその陳述を支持する証拠を添えて遅延承認申立書を長官に提出したときは、長官がこれを承認することができる。</p> <p>ただし、長官により承認される遅延期間は、当該当事者が通常の郵送過程又は電子的送信により当該書類又は通知を受領したと推定される日と実際の受領日との間の期間を超えないものとする。</p>	
03.04.04	<p>特許庁における書類の受領：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手数料の必要な及び／又は手数料の不要な出願書類及びその他の書類は、当該特許庁にある有料受付カウンター(FC)及び無料受付カウンター (NFC)として知られる別々の受付カウンターで受領される。 2. いずれの受付カウンターも受領した出願を処理するために午後 5 時に受付を終了し、午後 5 時以降、書類は一切受領されない。 3. 郵便／宅配便による書類はすべて、別のカウンターで受領される。手数料の必要な書類は有料受付カウンターに、手数料の不要な書類は無料受付カウンターに送付される。 4. 有料受付カウンターの職員は、モジュールに適切な記録を行い、現金収納帳(CBR)を作成する。無料受付カウンターの職員は、書類受領モジュールに適切な記録を行う。 5. 有料受付カウンターの職員は、受領した書類に捺印し、CBR 番号、日付、受領した手数料の金額、出願番号、特許番号及びその他の適切な項目を記入する。無料受付カウンターの職員も、モジュールへの記録後、当該書類に捺印する。 6. 両カウンターの処理した書類は、電子化のために、1 時間毎に電子データ処理(EDP)に送付される。 7. 電子化を必要としない書類については、1 日毎に関 	

	係する課に送付される。	
03.04.05	<p>言語及び書類の寸法等</p> <p>提供される全ての書類若しくは書類の写しは、ヒンディー語又は英語の何れかにより、A4型の丈夫な白紙にその上端及び左端部に少なくとも4cm並びにその下端及び右端部に少なくとも3cmの余白を置いて、片面のみに、行間を広くとって濃い永続するインクをもって大きく判読し易い文字で手書きされ、タイプされ又は印刷されたものでなければならない。</p> <p>書類は、Arial、Times Roman 又は Courier 等の草書体活字ではないフォントで、かつ、できればフォントサイズ12で、1.5行の行間又はダブルスペースをとって作成されることが望ましい。</p> <p>署名</p> <p>判読し難い署名又はヒンディー語若しくは英語以外の書体で書かれた署名には、ヒンディー語又は英語の何れかのブロック字体による名称の書換えを添付しなければならない。</p>	規則9
03.04.06	<p>配列表</p> <p>特許出願がヌクレオチド及び／又はアミノ酸の配列を開示する場合は、同一のものを電子形式で提出しなければならない。しかしながら、ページ数に相当する手数料は支払わなければならない。</p>	規則9
03.04.07	<p>手数料</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法に基づいて納付を必要とする手数料は、現金により若しくは電子的手段を介して納付するか、又は長官を支払先として所轄庁所在地の指定銀行宛てに振り出された銀行為替手形若しくは小切手により送付することができる。当該為替手形又は小切手を郵送するときは、通常の郵送過程で当該銀行為替手形又は小切手が長官に配達された筈の日に、当該手数料は納付されたものとみなす。 2. 書類に関して手数料の納付を必要とする場合は、手数料全額を当該書類に添えなければならない。 3. 長官の行為について手数料の納付を要するとき 	<p>法第142条</p> <p>規則7</p> <p>第1附則</p>

	<p>は、長官は、当該手数料の納付があるまで、当該行為をしない。</p> <p>4. 自然人により手続された出願の一部又は全部が自然人以外の者に移転する場合において、同一事項について、自然人に賦課された手数料と当該自然人以外の者に賦課されるべき手数料との間の料率の差(ある場合)については、新出願人は、それを移転請求と共に納付しなければならない。</p> <p>5. 何れの手続においても納付済みの手数料は、当該手続がされたか否かに拘らず、通常は還付されない。</p> <p>6. 特許法に基づく様々な手続に係る所定の手数料は、第1附則に定められている。</p>	
03.05	出願の処理	
03.05.01	<p>初期段階の処理</p> <p>1. 出願を受けたとき、特許庁は当該出願に日付及び出願番号を付す。PCT 国内段階出願及び PCT に基づかない出願は別々の出願番号により特定される。</p> <p>2. 全ての出願書類及びその他の書類は、電子化、証明、審査、分類、及び特許庁の内部サーバへのアップロードが行われる。</p> <p>3. 特許出願書及びその他の書類は包袋に格納し、書誌事項を作成の上、当該包袋の表紙に貼りこむことにより、当該包袋は圧縮ファイルで保管できるようになる。</p> <p>4. 出願は次に掲げる事項に関して適正審査が行われる。</p> <p>a. 国際特許分類</p> <p>b. 当該技術分野の審査官に審査を割り当てるための発明の技術分野</p> <p>c. 国防又は原子力との関連性</p> <p>d. 要請された場合には、要約の訂正／補完。適正でないとは判断された場合、第三者により良い情報を提供できるように、要約は適切な修正が行われる。しかしながら、かかる修正が発明の性</p>	

	<p>質を変更するものであってはならない。</p> <p>5. 審査請求についても、別途整理番号が付される。</p>	
03.05.02	<p>出願の精査</p> <p>1. 特許庁は、当該出願が適切な裁判管轄権にされているかを調査する（裁判管轄権については、03.02を参照）。当該裁判管轄権が適切でない場合、当該出願は記録されず、出願人はその旨の通知を受ける。</p> <p>2. 特許庁は、出願権の証拠を調査する（03.04を参照）。当該出願権の証拠が出願書類に添えて提出されていない場合、かかる証拠は出願日から6月以内に提出されなければならない。提出がない場合、出願人は規則137/規則138に基づく申立書を添えて当該証拠を提出しなければならない。</p> <p>3. 特許庁は、出願書及びその他の書類が、所定の様式、請求書、申立書、譲渡証書、翻訳等の所定の形式に従って提出されているかを調査する。さらに特許庁は次のことを調査する。</p> <p>a) 書類が適切な寸法の紙に適切なフォント及び行間をもって作成されているか</p> <p>b) 書類に正式な署名がされているか</p> <p>c) 要約及び図面（ある場合）が適切な形式で提出されているか</p> <p>d) 完全明細書にクレームが明確に記載されているか</p> <p>e) 委任状又は一般委任状（ある場合）の認証謄本が提出されているか</p> <p>f) 仮明細書後の完全明細書に添えて、又は PTC 国内段階出願/条約出願をするために、様式5が提出されているか</p> <p>g) 当該発明が他の者に譲渡され、様式6が適法に提出されているか。当該権利が個人から法人に譲渡された場合、当該法人には手数料の差額を払うことが要請される。</p>	
03.05.03	<p>秘密保持の指示及びその結果</p> <p>1. 長官は、発明が中央政府から国防目的に関連するものとして自己に通知された主題に係るものと認</p>	<p>法第35条、第36条、第37条及び第38条</p>

	<p>めるときは、当該出願人に当該出願の公開を禁止すべき旨の秘密保持の指示を発し、中央政府に、当該発明の公開がインドの国防に有害か否かを検討するために当該問題を付託する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 中央政府は秘密保持の指示による利益を検討後、当該秘密保持の指示を継続する必要性の有無を長官に通知することができる。 3. 中央政府は 6 月置きに当該事項の再検討を行う。出願人は秘密保持の指示を再検討することを請求することができ、かかる請求が適切であると長官も判断した場合には、当該出願人は中央政府に再検討を請求することができる。 4. 長官が秘密保持を支持していない発明に関して、中央政府が国防目的に関連するものと認めるときは、特許権の付与前はいつでも、長官にその旨を通知することができる。当該通知を受けた場合、長官は法第 35 条第 1 項の規定を行使する。 5. 法第 35 条の規定に基づく指示が効力を有する限り、長官が当該出願に関して特許権の付与／拒絶の決定を行ってはならない。 	
03.05.04	<p>原子力に関する発明</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1962 年原子力法(1962 年法律第 33 号)第 20 条(1)に該当する原子力に関する発明については、特許を一切付与しない。 2. 原子力法第 20 条(1)によれば、原子力とは核分裂及び核融合プロセスを含むプロセスの結果、原子核から放出されるエネルギーをいう。同法の定めるところにより、「一定の物質」とは、中央政府が、原子力の生産若しくは利用又は原子力に関連する事項の調査に使用されている若しくは使用される可能性のある物質と認めるものを通達により定めたもので、ウラン、プルトニウム、トリウム、ベリリウム、重水素又はこれらの派生物若しくは混合物、或いはこれらの物質を含むその他の物質を含むものをいう。同法はまた、「放射性物質」を、中央政府が通達において定めたレベルを超えて放射能を自 	<p>法第 4 条 1963 年原子力法 第 29 条 通達 S.O.61(E)</p>

	<p>然発生的に放出する物質と定めている。「一定の物質、一定の装置及び技術」は、インド政府の原子力省により通達されている。インド政府公報に掲載の S.O.61(E) (2006 年 1 月 20 日付、第 2 編第 3 条第 (ii)号の特別規定) を参照。</p> <p>3. 原子力に関する発明又は当該者が原子力に関連すると信ずる理由を有する発明につき、国外で特許出願をすることを希望する者は、かかる出願を国外でする前又は国外の者に当該発明を伝達する前に、中央政府から事前に許可を取得しなければならない。但し、中央政府に当該許可の申請を行ってから 6 週間が経過し、回答が一切ない場合を除く。</p> <p>4. 適正審査中に出願が原子力法の範囲内に該当すると認められたときは、長官は当該出願を中央政府に付託する。</p> <p>5. 中央政府は検討を行った後、長官に指示を発し、かかる指示は長官を拘束する。</p> <p>6. 中央政府の意見に対して異議申立をすることはできない。</p>	
03.06	<p>特許出願の取下げ</p> <p>出願人は、出願後で特許付与にはいつでも、書面による請求及び所定の手数料の納付を行うことにより、出願を取り下げることができる。</p> <p>しかしながら、出願人が、当該出願の出願日又は優先日の何れか先の日から 15 月以内に当該出願の取下げの請求を行った場合には、当該出願は公開されない。当該出願人はかかる取下げが法第 11A 条第 3 項(c)の規定に該当するものである旨を当該請求書に記載することが望ましい。</p>	法第 11A 条(3) (c) 及び第 11B 条(4) 第 1 附則

第4章

出願の公開

04.01	<p>特許出願の公開</p> <p>(a) 特許出願は、出願日又は当該出願の優先日の何れか先の日から 18 月は公衆の閲覧に供されないものとする。</p> <p>(b) 出願日又は当該出願の優先日の何れか先の日から 18 月の期間の終了後、次に掲げる場合を除き、出願は公報に公開される。</p> <p>i. 第 35 条に基づく秘密保持の指示が効力を有する場合</p> <p>ii. 法第 9 条第 1 項に基づき出願が放棄されている場合（すなわち、仮明細書の提出日から 12 月以内に完全明細書が提出されなかった場合）</p> <p>iii. 公開期間の 3 月前、すなわち、出願日又は優先日の何れか先の日から 15 月が経過する前に出願が取下げられている場合。これは、PCT 出願が優先日から 15 月を経過する前にインドにおいて出願された場合には、当該 PCT 出願の国内段階への移行にも適用される。</p> <p>(c) 特許庁は通常、出願日又は優先日の何れか先の日から 18 月が経過した日から 1 月以内に、公式の電子版公報に出願を公開する。</p> <p>(d) 秘密保持の指示が発せられている場合には、出願は、18 月の期間の経過により当該秘密保持の指示が取り消された時点で、公開される。</p> <p>(e) 該当する場合には、委任状が提出されていない限り、出願は公告されない。</p>	法第 11A 条 規則 24
04.02	<p>早期公開</p> <p>(a) 自然人の場合は 2,500 ルピー、自然人以外の法人の場合は 10,000 ルピーの所定の手数料の納付、及び様式 9 により、早期公開の請求をすることがで</p>	法第 11A 条 (2) 規則 24A 様式 9

	<p>きる。</p> <p>(b) 当該発明が国防又は原子力に関連する主題に係るものでない場合には、早期公開の請求は検討される。</p> <p>(c) (a)に基づく請求が行われた場合、当該出願は、かかる請求の日から1月以内に公開される。</p>	
04.03	<p>公開の詳細</p> <p>公式の特許庁公報は、次に掲げる詳細を記載して毎週金曜日に発行されている。</p> <p>i. 出願番号</p> <p>ii. 出願日</p> <p>iii. 発明の名称</p> <p>iv. 公開日</p> <p>v. 国際特許分類</p> <p>vi. 出願人の名称及び住所</p> <p>vii. 発明者の名称</p> <p>viii. 優先権書類番号、日付、国等の優先権に係る詳細</p> <p>ix. 追加特許／分割出願等、及び親出願の出願日</p> <p>x. 要約</p> <p>xi. クレームの数</p> <p>xii. 図面（ある場合）</p>	法第 11A 条
04.04	<p>公開の効果</p> <p>(a) 出願の公開時、当該出願について提出された特許庁は明細書（ある場合には、完全明細書及び仮明細書）及び図面を、そのウェブサイト上で、又は請求が行われた場合には第 1 附則に定められた所定の手数料の納付により、公衆が入手することができるようにする。</p> <p>(b) 特許出願の公開後、寄託機関は、明細書に記載された生物学的素材を公衆が入手することができるようにする。</p> <p>(c) 特許権者は、その出願の公開日から損害賠償を請求することができるようになる（する権利を取得する）。しかしながら、特許権者は、特許が付与された後にのみ、特許侵害訴訟を提起することがで</p>	法第 11A 条第 6 項 規則 27、規則 55 条(1A)

	<p>きる。</p> <p>(d) 2005 年 1 月 1 日前に法第 5 条(2)に基づいてされた出願に係る特許権者の権利は、特許付与日から生じるものとする。さらに、この場合、特許が付与された後は、特許所有者は、2005 年 1 月 1 日前に大規模な投資を行ったことがあり、かつ、関係製品を生産販売していた企業であり、特許付与日に当該特許により保護された製品を引き続き製造する企業から適正なロイヤルティを受領する権利を有するのみであり、当該企業に対しては侵害訴訟を一切提起することができないものとする。</p> <p>(e) 出願の公開日から 6 月が満了する前は特許権は付与されない。</p>	
--	--	--

第5章

仮明細書及び完全明細書

05.01	明細書	
	<p>特許権を取得するためには、出願人は完全明細書でクレームされる発明を当該完全明細書に十分かつ詳細に記載しなければならない。完全明細書は、当該技術の熟練者が当該発明を実施できるような態様で、当該発明を開示しなければならない。これは、出願人が発明を実施する最善の方法を含め、当該発明を十分かつ詳細に開示した場合にのみ可能となる。明細書は、発明の完全な科学的詳細及び特許権に係る請求を記載した技術的な法律文書である。したがって、明細書は特許出願の極めて重要な一部を形成している。出願人に発明を構成する様々な特徴を開示することが義務付けられている。明細書は仮明細書又は完全明細書のいずれかの形態によって提出することができる。</p> <p>仮明細書又は完全明細書は、様式 2 により 2 通作成し、様式 1 による出願及びその他の書類を添え、かつ、第 1 附則に定められている所定の手数料を納付し、提出される。様式 2 の最初のページには、次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none">a) 発明の名称b) 当該特許の各出願人の名称、住所及び国籍c) 詳細説明の序文 <p>発明の名称は当該発明の具体的な特徴を十分に表示するものでなければならない。仮明細書又は完全明細書であるかを問わず、明細書は発明を詳細に説明しなければならない。要求された場合には、出願人は図面を提出しなければならない。また、長官は、審査の段階においても必要な場合には、出願人に図面の提出を要求することができる。かかる図面は明細書の一部を構成し、当該明細書にはその旨の適切な言及がされるものとする。長官は、特許付与前はいつでも、当該発明をよりよく説明するために、当該発明に関するひな</p>	法第 9 条及び第 10 条 規則 13 様式 1 及び 2

	<p>形又は見本の提出を出願人に要求することができる。 しかしながら、かかるひな形又は見本は明細書の一部を構成しない。</p>	
05.02	<p>仮明細書</p> <p>a) 出願人は、自己の発明が論文で開示できる段階にはあるが、最終段階には達していないと認められた場合、当該出願人は書面による説明の形式により発明の開示を準備し、当該発明を説明する仮明細書として当該文書を特許庁に提出することができる。</p> <p>b) 仮明細書は、当該発明と同時に開発された同一の発明に関して提出される可能性のあるその他の出願に対して、当該発明に係る出願の優先日を保護するものである。</p> <p>c) 仮明細書の受領後、特許庁は直ちに、当該出願に出願日及び出願番号を付す。</p> <p>d) 仮明細書の提出日から 12 月以内に完全明細書が提出されない場合、当該仮明細書の添付された特許出願は、放棄されたものとみなされる。しかしながら、出願人は、法第 17 条により、当該提出日から 12 月が経過する前に、当該仮明細書に係る出願日を後日付けとすることを選択する権利を有する。かかる後日付けとすることの請求は、出願日から 12 月が経過した後はすることができない。放棄された出願は公開されない。上記の理由により出願が放棄された場合、分割出願等その他の出願につき、かかる出願に基づく優先権を主張することはできない。</p> <p>e) 出願人により提出された 2 の仮明細書が同一又はその 1 の仮明細書が他の 1 の仮明細書を変更したものであるときは、当該出願人は、当該 2 の仮明細書について 1 の完全明細書を提出することができる。かかる完全明細書は、最初の仮明細書の提出日から 12 月以内に提出されなければならない。この場合、出願日は最初の仮明細書の提出日であり、当該仮明細書には当該出</p>	<p>法第 9 条及び第 11A 条(3)(b)</p>

	<p>願の番号が付されるものとする。</p> <p>f) 出願人は、条約出願又は PCT 国内段階出願以外の出願につき、完全明細書を提出した日から 12 月以内は、当該完全明細書を仮明細書へと変更することができる。この場合、出願人は、最初の出願日から 12 月以内に完全明細書を提出しなければならないことになる。</p> <p>g) 仮明細書、すなわち仮明細書として直接提出された明細書又は完全明細書から変更された明細書に係る提出日は、完全明細書の提出日へと後日付けすることができる。</p>	
05.02.01	<p>仮明細書－概要</p> <p>仮明細書は完全明細書の草稿又は概略を記載したものではない。仮明細書に続き提出される完全明細書は、仮明細書を置き換えるものではない。いずれの明細書も永久不変の独立した書類で、包袋においてもその状態は維持される。</p>	
05.02.02	<p>仮明細書の内容</p> <p>a) 仮明細書には原則として、発明の名称及び詳細説明が記載され、「次に掲げる明細書に発明の詳細を説明する」という前文で始まる。仮明細書を提出する目的は優先日を主張することにあるため、仮明細書にクレームを記載することはできない。</p> <p>b) 発明の詳細の説明は、2 ページ目から記載が始まり、発明の分野、発明の背景、発明の目的及び発明の記述が行われる。</p> <p>c) 出願人には、その提出時点において有する情報をできる限り仮明細書に記載することが勧められる。</p> <p>d) 分割出願、条約出願及び PCT 国内段階出願の場合は、仮明細書を提出することができないことに注意していただきたい。これらの場合は、完全明細書を提出することが義務付けられている。</p>	
05.03	<p>完全明細書</p> <p>完全明細書は、発明を十分かつ詳細に説明し、発明を実施する最善の方法を開示する技術的な法律文書であ</p>	法第 10 条

	<p>る。</p> <p>完全明細書は、特許手続において極めて重要な書類であることから、細心の注意を払って作成し、曖昧性を排除することが勧められる。完全明細書の重要な項目については以下に詳細が述べられている。</p>	
05.03.01	<p>完全明細書</p> <p>各完全明細書については、</p> <p>a) 発明そのもの、その作用又は用途及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載し、</p> <p>b) 出願人に知られ、かつ、その出願人がその保護を請求する権利を有する発明を実施する最善の方法を開示し、また</p> <p>c) 保護を請求する発明の範囲を明確にする 1 又は 2 以上のクレームをもって完結し、また</p> <p>d) 該当する場合には、国際寄託当局への生物学的素材の寄託に関する言及をし、</p> <p>e) 要約を添付しなければならない。</p>	法第 10 条第 4 項
05.03.02	<p>国内段階出願</p> <p>国内段階出願の場合、国際出願の願書と共に提出された名称、説明、図面、要約及びクレームは完全明細書と解するものとされる（PCT 国内段階出願の更なる詳細については、第 7 章を参照）</p>	法第 10 条(4A)
05.03.03	<p>名称</p> <p>発明の名称は、当該発明に係る主題を十分に表示し、当該発明の特有の特徴を開示するものでなければならない。名称は主クレームの頭書きと同一である必要はない。名称は簡潔であり、かつ、装飾的な表現及び曖昧性のないもので、可能な限り明確かつ的確なものでなければならないが、発明そのものの詳細を表示する必要はなく、通常 15 語以下でなければならない。</p> <p>次に掲げるものは発明の名称としては認められない。</p> <p>発明者の名称、「特許」という語、外国語の言葉、「等」などの略語、「よく落ちる石鹸」や「万能安心の特許取得チェアー」などの装飾的な言葉。</p>	規則 13(7)(a)
05.03.04	<p>発明の分野及び発明の使用</p> <p>発明の詳細な説明は、当該発明に係る主題を簡潔に示</p>	

	<p>せるよう、発明の一般的な記述から始めることが望ましい（例：「本発明は・・・に関するものである」）</p> <p>それ以降は、発明の適用範囲及び望ましい利用方法を明確にするために、当該発明の有利な効果を記載しても良い。この部分で、出願人は当該発明の産業上の利用可能性を実証することもできる。</p>	
05.03.05	<p>先行技術及び解決しようとする課題</p> <p>この部分では、発明の該当する技術分野における従来技術の状態を、当該分野における技術の発展、特許及び先行技術に関する係属中の特許出願への言及と共に示すものとする。発明が既存の製品又は方法の改良に関連するものである場合には、出願人の知る当該発明に最も近い先行技術を手短に述べるものとする。しかしながら、発明の詳細な説明は、当該発明を十分かつ詳細に説明し、当該発明と出願人の知る当該発明に最も近い先行技術を明確に区別するものでなければならない。</p>	
05.03.06	<p>発明の目的</p> <p>この部分は当該発明の必要性を明確にすることを目的としている。ここでは、既存の技術に係る技術的課題を明確に示すとともに、その解決策を提示することによって、特許請求している発明と先行技術との違いを示さなければならない。当該発明により得ようとする解決策は発明の目的として明確に示され、「・・・は既に提案されているが」というような一文から始め、続いて発明が意図する目的を例えば「本発明の主目的は・・・」「本発明の他の目的は・・・」「さらに、本発明の目的は・・・」というような文により記載する。</p>	
05.03.07	<p>発明の概要</p> <p>発明の詳細の説明は、当該発明の詳細を説明する前に発明の概要及び発明の実施方法を記載しなければならない。当該概要等には、発明につき保護が要求されている識別力のある新規な特徴が明確に記載されなければならない。この部分は発明の異なる側面を明らかにすることが意図されている。</p>	
05.03.08	<p>発明の詳細な説明</p> <p>a) 発明の詳細な説明は、発明の全体像を示すために</p>	

	<p>十分な詳細をもって記載されることが求められており、発明の概要の後に記載される。当該発明により、先行技術に関してもたらされる改良又は変更の性質は、明確かつ十分に説明されなければならない。発明の詳細の説明は、当該技術分野の熟練者が当該発明を実施するために十分なものでなければならない。当該説明には、発明の性質を明確に説明及び確認するために実施例／図面などを記載することもできる。化学に関連した発明の場合は特に、実施例を詳細な説明に記載しなければならない。</p> <p>b) 発明の詳細な説明は、当該技術分野の熟練者が追加的に実験を行うことなく、当該発明を実施できることを可能とするものでなければならない。</p> <p>c) 図面に関する記載は具体的にし、次の形態で行われることが望ましい。「本発明は添付されている図面に明示されており、各参照番号は各図形の該当する部分を示している」。特許出願に係る明細書は、発明の詳細の説明の冒頭で、原発明の改良又は変更を示す明確な記述をすると共に、原発明に係る特許出願の出願番号を記載しなければならない。当該明細書には、先に提出された明細書で開示された発明についても手短かに記載しなければならない。</p> <p>d) 発明の詳細説明で外国語の用語が使用されている場合には、相当する英語を付さなければならない。あいまいな俗語、言葉及び口語の使用は好ましくなく、回避すべきである。</p> <p>e) 明細書に生物学的素材に関する説明がある場合で、当該素材を公衆が入手することはできず、特許法の規定の定めるところにより、十分に説明することが出来ない場合には、かかる素材を寄託することにより出願を完備するものとする。当該寄託は、出願日以前に、ブタペスト条約に基づく国際寄託機関にするものとする。インドの国際寄託機関は微生物系統保存機関 (MTCC)である。チャ</p>	
--	--	--

	<p>ン デ ィ ー ガ ル . http://ipindia.nic.in/ipr/patent/d_inst_456.pdf.M TCC に関する詳細な情報は次の URL にアクセス してください。 http://wdcn.nig.ac.jp/CCINFO/CCINFO.xml?773² http://www.imtech.res.in/mtcc.</p> <p>f) 当該生物学的素材は出願日から 3 月以内に明細書 において言及し、当該素材の正確な特定又は表示 のために、寄託機関の名称及び住所、当該機関へ の当該素材の寄託日及び寄託数を含む、入手可能 な当該素材の特徴を全て記載しなければならない い。</p> <p>g) さらに、明細書において特定された生物学的素材 の出所及び地理的原産地も開示しなければならない い。</p> <p>h) バイオテクノロジー関連の発明の場合、配列表の 該当する番号を明細書の適切な欄に記載するもの とする。</p> <p>i) 配列表は電子的形態でも提供しなければならない い。しかしながら、ページ数に応じた手数料も納 付しなければならない。</p> <p>j) インドにおいて特許出願がされた日以降にのみ、 寄託機関に寄託された当該素材は入手することが できるようになる。</p>	
05.03.09	<p>図面</p> <p>a) 図面又は略図は、明細書を特に説明するのに必要 であったとしても、明細書自体に記載してはなら ない。そのような図面は別の紙面に作成するもの とする。</p> <p>b) 図面は、丈夫な紙面上に簡潔かつ明確に作成し なければならない。</p> <p>c) 図面は、標準 A4 型で、各用紙の上端及び左端部 に少なくとも 4cm、並びに下端及び右端部に少 なくとも 3cm の明確な余白を有する用紙上にな</p>	規則 15

² 原文のとおりですが、2011 年 10 月現在ではアクセスできません。

	<p>なければならない。</p> <p>d) 図面は、発明を明確に示す程に十分大きな縮尺としなければならない。かつ、寸法は図面上に標記してはならない。</p> <p>e) 図面には、連続的又は体系的に番号を付し、次のものを記載しなければならない。</p> <p>i. 左側上端部に、出願人の名称</p> <p>ii. 右側上端部に、図面の用紙数及び各用紙の連続番号、及び</p> <p>iii. 右側下端部に、出願人又はその代理人の署名</p> <p>f) フローチャートにおける場合を除き、図面上に説明事項は一切記載してはならない。</p>	
05.03.10	<p>要約</p> <p>a) 各完全明細書には、発明に関する技術情報を提供する要約を添付しなければならない。要約の記載は、発明の名称で始めなければならない。</p> <p>b) 要約は、特定の技術分野における調査をするため、特に明細書自体を調べる必要があるか否かの評価を可能にするような効率的な文書を構成するように作成しなければならない。</p> <p>c) 要約には、明細書の記載事項の簡潔な概要を含めなければならない。当該概要は、発明の属する技術分野、発明が関係する技術的課題及び発明による当該課題の解決法並びに発明の主要な 1 若しくは 2 以上の用途を明確に表示しなければならない。必要な場合、要約は、発明を特徴付ける化学式を含まなければならない。</p> <p>d) 要約は、通常 150 語以下で記載しなければならない。明細書が何らかの図面を含むときは、出願人は、公開時に要約に添付することができる図面の 1 図又は例外的に複数の図を要約に表示しなければならない。要約に記載され、かつ、図面により明示される主要な特徴の各々には、当該図面において使用される参照符号を付記しなければならない。</p>	規則 13(7)

	e) 長官は、より良い情報を第三者に提供するために要約を補正することができる。	
05.03.11	最善の方法 法は、完全明細書に、出願人に知られ、また、完全明細書の提出日前の仮保護の期間に取得したものを含む、最善の方法を開示することを明確に義務付けている。	法第 10 条
05.03.12	クレーム クレームは、発明につき特許権が付与された場合の、権利の外形を明確にするものである。したがって、クレームは特許出願において最も重要な部分である。完全明細書においては、発明の詳細な説明に続き、クレームが記載される。クレームが法的保護の範囲を明確に定めることから、当該クレームを記載する際には、請求する保護の全側面を網羅するよう細心の注意を払って作成すると同時に、先行技術と特許請求している発明を十分に区別することが提唱されている。	法第 10 条(4)(c)
05.03.13	発明の単一性及びクレームの明確性 a) 完全明細書の 1 又は 2 以上のクレームは、単一の発明、又は単一の発明概念を構成するように連結した一群の発明に係るものでなければならない。 b) クレームは、明確かつ簡潔であり、また、明細書に開示された事項を適正に基礎としなければならない。	法第 10 条(5)
05.03.14	クレームの重要性 a) クレームとは、技術的な事実を法律用語で表したもので、保護を請求する発明の範囲を定めるものである。クレームに記載されていない限り、完全明細書に記載されている事項について排他的権利を取得することはできない。 b) クレームに記載されていない事項は、発明の詳細の説明において開示されている場合にも、権利を放棄しているものとされ、公用に供される。クレームは、特許権者が求める法的保護の範囲を明確に定めるものであり、クレームで使用された文言及び表現により定められる発明を保護する防壁を形成する。	

	<p>c) クレームは、簡潔、正確及び的確に発明の範囲を明確に定められたもので、他の者が侵害すべきでない正確な境界線を知ることができるものでなければならない。</p> <p>d) 各クレームはその各実体につき評価される。したがって、1のクレームが却下されたとしても、それ以外のクレームも同様に無効とされることにはならない。このため、出願人はできる限り広範囲の保護を確保できるよう、発明の全側面についてクレームをすることが重要である。</p>	
05.03.15	<p>クレームの範囲</p> <p>a) クレームは、出願人が実際に発明したもの以上のものを含む広範に過ぎるものにしてはならない。広範に過ぎるクレームは、公有に属する主題又は他者に帰属する主題を侵害する可能性がある。</p> <p>b) しかしながら、狭すぎるクレームも潜在的な侵害に対して十分な実効性を担保することができないことから、望ましくない。クレームの範囲が狭すぎる場合、侵害者は無罪放免となり、発明者が当該発明による十分な利益を享受できない可能性がある。</p> <p>c) 各クレームが異なる範囲を有する複数のクレームを有することは、出願人に発明の様々な側面につき法的権利を得ることを可能とする。良いクレームの作成方法は、広範なクレームから始め、より狭い範囲のクレームに展開していく方法である。</p> <p>d) 発明の範囲に混同を生ずるクレームの表現又は、新規性に係る事項等が明確でないクレームは避けるべきである。</p> <p>e) クレームは、場合に応じて、製品又は方法を保護するためのものであり、一般的には一文で記載される。</p>	
05.03.16	<p>クレームの構造</p> <p>a) 完全明細書における発明の詳細な発明に続き、場合に応じて所定の前文「I/We Claim」をつけ、「クレーム」は記載される。</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> b) 発明の詳細を記載した後に、クレームは新しいページから記載し、各ページには連続番号を付さなければならない。 c) 各クレームは一文で作成し、明確な言葉で表現されなければならない。 d) クレームは冗長であってはならない。 e) 明細書に組み込むことのできるクレーム数に制限はない。クレーム数の合計が 10 を超える場合には、出願人は追加の手数料を納付しなければならない。 f) 各クレームは明細書に開示された事項を適正に基礎としなければならない。これはつまり、クレームの一部を形成する発明の特徴は全て、発明の詳細説明において十分に説明されていなければならないということである。 g) クレームは、読み手に推測する余地を与えないという意味において明確でなければならない。例えば、「細い」、「強い」、「主要な部分」、「のような」、「必要な場合には」又は「いかなる」などの語句が使用された場合、かかる表現に続き明確な語義が記載されない限り、読み手は主観的な判断を行う可能性がある。 h) クレームは具体的でなくてはならず、曖昧、不明瞭又は推測に基づいてはならない。各クレームは、当該発明を適切な態様で表示することができるよう、その進歩性の特徴及び十分な要素を網羅する完全なものでなくてはならない。 i) さらに、クレームで使用されたいかなる用語も発明の詳細説明で見つけることができる、又は当該発明の詳細説明から適正に推測できるものでなければならない。 j) 商標とは、商品の構成又は内容というより、その出所を示すものであり、当該商標の代わりに一般名称を使用できる場合には、特許出願において使用してはならない。クレームにおける商標の使用は、当該使用を避けることができず、かつ、その 	
--	--	--

	<p>使用が曖昧性をもたらすものではないことを示すことができる場合にのみ、認められている。登録済みの商標に言及する際には、当該商標は登録商標として認識されなければならない。商標が登録されていない場合にはその所有者が示されなければならない。</p> <p>k) クレームは通常 3 つの部分から構成される。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 前文 － 移行句 － 本文 <p>l) 冒頭の文言では発明の分類が明らかにされ、当該の目的が明らかにされる場合もある（例えば、ワクシングペーパー用の機械や肥料土用の合成物等）。</p> <p>m) 移行句は次のような語句及び表現から構成することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 備える － 含む － ……からなる － 本質的に……からなる <p>n) 発明が先行技術として存在する製品又は方法を改良するものである場合、当該先行技術に対して、クレームを特徴付けることにより当該発明を極めて明確に区別しなければならない。この場合、クレームは「によって特徴付けられる」又は「を特徴とする」という表現により区別される 2 つの部分から構成される。「によって特徴付けられる」という表現の前に来る部分は先行技術に該当する部分で、当該表現後に当該発明の特徴が記載される。次に掲げる例文では、「データ入力装置」が冒頭の文言、「備えた」が移行句で、当該クレームの残りの部分が本文である。</p> <p>「局所的な加圧又は圧力を受けるのに適合した入力面と、加圧又は圧力がかけられた入力面上の部分を感じ、当該部分を表示する出力信号を出力するために当該入力面の下に配置されたセンサー装置</p>	
--	--	--

	<p>と、当該センサー装置による出力信号を判断するための判断装置と、を備えたデータ入力装置。」</p> <p>o) 最初のクレームは常に独立したクレームであり、「主クレーム」として知られている。当該クレームは、当該発明を構成する方法／製品の最も望ましい実施態様に係る本質的な新規性を明確にしなければならない。当該発明又は発明概念の本質的な技術的特徴を全て明確にすることにより、「先行技術」に対して当該クレームを適切に特徴づけることが可能である。クレームは、発明が意図された目的を達成することを立証できるよう、相互関係、実施又は実用性の詳細を十分に記載しなければならない。</p> <p>p) 複数のクレームが単一の発明概念に該当する場合は、1 の出願に 2 以上の独立クレームが含まれる可能性がある。独立クレームを含め、クレーム数に制限はないが、単一の発明概念を形成するために全クレームが同一の性質を持ち、かつ、連結できるよう、1 の出願につき全クレーム数及び独立クレーム数を制限することが勧められる。特許請求している発明の異なる側面に関して複数の独立クレームを設定することは望ましくない。クレームが複数の異なる発明に係るものである場合、当該クレームは発明の単一性がないことを理由に却下される可能性がある。</p> <p>q) 従属クレームは独立クレームを参照するもので、独立クレームの特徴を解釈し、追加的な非本質的特徴、並びに副次的な側面及び任意の特徴も記載することができる。</p> <p>「クレーム 1 に記載された包装材で、開封テープの両端から間隔を空けて確保された狭域が、当該開封テープの外側部分で覆われたミシン目のラインにより両面に定められた包装材の狭域に結合されており、当該ミシン目が開封テープに結合された部分を除去するために包装材の開封を促進するもの」</p>	
--	--	--

	<p>「クレーム 1 によるレコード盤で、当該レコードに使用されたフィラーの割合が 1～70%のもの」</p> <p>「クレーム 1 によるツールで、ツールを動かし、かつ、金属くずの除去を促進し、回転軸の歪みを防止する手段が、回転軸に取り付けられたスライド及び取り外しが可能な 2 つの別々のプレートを構成するもの」</p> <p>r) 1 の発明概念に 1 以上の種類の発明が含まれている場合には、2 以上の独立クレームを記載することができる（例えば、方法の発明、物の発明、さらに、同じ種類の発明でもプラグとコンセント、受信機と送信機など一体的にのみ機能する相互補完的な発明など）。</p> <p>s) クレームは次に掲げるものを含んではならない。</p> <p>i. 当該クレームに含まれる選択肢の数又は選択された発明を特徴付けるパラメータを理由に調査することのできないクレーム</p> <p>ii. 先行する独立クレームの用語により十分に限定されていない従属クレーム、すなわち、独立クレームの特徴を省略、変更又は置換する従属クレーム</p> <p>t) オムニバスクレームの記載について、特許法に基づく法的根拠はない。実際に、このようなクレームは同法第 10 条(4)(c)の定めるところにより、認められていない。当該クレームは不明確で曖昧かつ調査不能なため、特許出願の際はオムニバスクレームの記載は避けることが望ましい。</p>	
05.04	<p>クレームの優先権</p> <p>完全明細書の各クレームについては、優先日がなければならない。完全明細書が出願と共に提出され、かつ、そのクレームが明細書中に開示された事項を適正に基礎とするときは、出願日が当該明細書のクレームの優先日である。</p>	法第 2 条(1)(w)及び第 11 条
05.04.01	概要	法第 9 条及び第 11 条

	<p>a) 完全明細書が仮明細書に基づき提出された場合、当該完全明細書の優先日は当該仮明細書の提出日である。</p> <p>b) 完全明細書が 2 以上の同一である仮明細書に基づき提出された場合、各仮明細書のクレームの優先日は各仮明細書の提出日とする。</p> <p>c) 完全明細書を仮明細書に変更し、その後新たな完全明細書が提出された場合、各クレームの優先日は請求されている主題が最初に開示された明細書の開示日である。</p> <p>d) 仮明細書の提出後に完全明細書が提出された場合、長官は、特許付与前に行われた出願人の請求により、仮明細書を取り消し、仮明細書の提出日を完全明細書の提出日まで後日付けにすることができる。</p> <p>e) クレームが、1 の明細書にその一部、及び他の 1 の明細書に他の一部が開示された事項を適正に基礎とするときは、当該クレームの優先日は、後日付を有する明細書を添付して行った出願日とする。</p> <p>f) インドにおける先の出願を基礎とする完全明細書が当該出願の出願日から 12 月以内に提出され、かつ、そのクレームが当該先の出願において開示された事項を適正に基礎とするときは、当該クレームの優先日は、当該事項が最初に開示された当該先の出願の出願日とする。</p> <p>g) 特許の完全明細書中のクレームは、次に掲げる理由のみによっては、無効とされないものとする。</p> <p>a. 当該クレームの優先日以後に当該クレーム中でクレームされた限りにおける、当該発明の公開又は実施、又は</p> <p>b. 最初に記載されたクレーム中でクレームされた限りにおける、同一又は後の優先日を有するクレーム中でクレームされた発明に対する他の特許の付与</p>	条
05.04.02	分割出願	法第 11 条(4)

	分割出願の場合、クレームの優先日は最初にされた出願の日である。	
05.04.03	条約出願 条約出願のクレームの優先日は当該条約国でされた基礎出願の日である。	法第 11 条(6)及び 第 135 条
05.04.04	クレームの優先日の効果 クレームの新規性は当該クレームの優先日に左右されるものである。クレームの優先日以降に公表されたいかなるものも当該発明の新規性を無効にするものとして引用することはできない。	法第 11 条(8)

第6章

分割出願及び追加特許

06.01	分割出願	
06.01.01	<p>概要</p> <p>出願人は、特許付与前にいつでも、その者が望む限り、又は完全明細書のクレームが2以上の発明に係るものであるとの理由により長官が提起した異論を除くために、既に提出済みの仮明細書又は完全明細書に開示された発明について、当該出願を分割し、新たな出願をすることができる。分割出願の審査は常に主要出願と比較して行われる。主要出願に基づき2以上の分割出願がされている場合、2つ目又はそれ以降にされた分割出願の審査は、主要出願及び先に審査された他の分割出願と比較して審査し、重複特許を回避する。これらの場合における特許ファミリーについては、審査官は公式のデータベース上から情報を入手することができる。</p> <p>分割出願の出願日は、分割が行われた主要出願の出願日と同日である。</p> <p>分割出願に係る特許権の存続期間は、主要出願の出願日又はPCTに基づく国内段階出願を分割してされた出願の場合は国際出願日から20年間とする。</p>	法第 16 条(1)
06.01.02	<p>内容</p> <p>分割出願には完全明細書を添付しなければならない。主要出願で現に開示されていない事項を分割出願に記載することはできない。主要出願及び分割出願は、各完全明細書で特許請求している事項に関するクレームが記載されていないことを確保するために補正することができる。</p>	法第 16 条(3)
06.01.03	<p>優先権</p> <p>分割出願は、独立した出願として扱われ、主要出願の出願日と共に、別の出願番号が付される。</p> <p>分割出願のクレームの優先日は主要出願のクレーム</p>	法第 16 条、説明及び第 11 条(4)

	<p>の優先日と同日となる。二重特許を招くクレームの重複を回避するために、分割出願は、主要出願又は親出願等の最初にされた出願と比較して審査される。分割出願は、次に掲げる事由により独立した出願として扱われる。</p> <p>a) 手数料を別に納付することが義務付けられていること。</p> <p>b) 審査請求を別にすることが義務付けられていること。</p> <p>c) 主要出願等とは別に手続きを遂行できること。</p> <p>d) 独立した特許を得られること。</p>	
06.01.04	<p>所轄庁</p> <p>分割出願が、主要出願とは異なる裁判管轄権にされた場合、当該分割出願の審査は主要出願と比較して行われる。</p>	規則 4
06.01.05	<p>言及</p> <p>分割出願に添付された完全明細書には原出願の番号への言及を含めなければならない。</p>	規則 13 (2)
06.01.06	<p>手数料</p> <p>特許法の適用上、分割出願は独立した出願として扱われ、したがって、特許出願に適用される手数料はすべて納付されなければならない。</p>	法第 16 条
06.02	<p>追加特許</p>	
06.02.01	<p>概要</p> <p>a) 出願人が既に出願した又は特許を取得した出願に記載又は開示された発明の改良又は変更に係る特許出願をしようとするときは、当該出願人は追加特許の出願をすることができる。</p> <p>b) 追加特許の出願は、主たる特許の出願日と同日又はそれ以降の日に行なければならない。</p> <p>c) 追加特許証は、主たる特許の特許証の交付前には、交付されない。</p> <p>d) 特許権者が2の独立の特許を有する場合で、そのうち1の特許の主題が他の特許発明の改良又は変更に係るものである場合には、当該1の特許を当該他の特許の追加特許に変更することができる。</p>	法第 54 条及び第 55 条

	<p>e) 主たる特許の存続期間中は、追加特許について別に更新手数料を納付する必要はない。</p> <p>f) 追加特許は主たる出願と共に失効する。しかしながら、主たる特許が取り消された場合に、特許権が請求した場合は、追加特許は独立の特許に変更することができる。</p> <p>g) 追加特許の出願日は、追加特許の出願がされた日とする。</p>	
06.02.02	<p>新規性及び進歩性</p> <p>追加特許の出願に対しては、主要出願又は親出願における開示に係る進歩性の欠如を理由に異議を申し立てることはできない。しかしながら、主要出願又は親出願における開示は、追加特許の出願に係る新規性については引用される。</p>	法第 56 条
06.02.03	<p>言及</p> <p>追加特許の出願に係る完全明細書には、主特許の番号、又は場合により主特許の出願番号への言及、及び当該発明が既に付与され又は出願された主特許の明細書においてクレームされた発明についての改良、又は変更を含む旨の明確な陳述を含めなければならない。</p>	規則 13(3)

第7章

条約出願、国際出願及び国内段階出願

07.01	条約出願	
07.01.01	<p>パリ条約及び WTO 協定</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本部分は、パリ条約及び PCT ルートを通じてインドにされる特許出願に係るものである。 2. 1883 年パリ条約は、優先権主張を伴う出願における相互主義を定めている。インドは、1998 年にパリ条約の加盟国となった。 3. インドは 1995 年の WTO 協定の加盟国でもある。 4. インドはまた、1977 年に締結されたブタペスト条約の加盟国でもある。同条約は、特許手続き上の微生物の寄託の国際的承認であり、明細書の詳細説明を補完する目的で国際的に承認された寄託機関に生物学的素材を寄託する制度を定めている。 5. インドは PCT の加盟国でもある。 	法第 133 条
07.01.02	<p>条約国</p> <p>インドもまた締約国又は当事国であって、特許の付与及び特許権の保護に関してインドにおける特許出願人又はインド国民に対して自国民又はそれらの構成国の国民に対して付与するのと同等の特権を付与する国際的、地域的若しくは双務的な条約、協約、又は協定の締約国若しくは当事国、国家群、国家同盟、又は政府間機関である如何なる国家も、本法の適用上、条約国とする。</p> <p>現在、インドは WTO の加盟国、パリ条約の同盟国、そして PCT の締約国である。上記の条約／協定／合意の同盟国／締約国である国、国家群又は政府間機関は本法の適用上、条約国とする。</p>	法第 2 条(1)(d)、第 133 条及び第 134 条
07.01.03	<p>条約出願</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 何人かが条約国において発明に係る特許出願（以下「基本出願」という。）をし、かつ、その者又はその者の法律上の代表者若しくは譲受 	法第 135 条

	<p>人が、基本出願がされた日後12月以内に本法に基づいて特許出願をするときは、完全明細書のクレームであって基本出願において開示された事項を基礎とするクレームの優先日をもって基本出願をした日とする。2以上の条約国において1の発明に係る類似の保護を求める出願があったときは、本項にいう12月の期間は、最先の出願があった日から起算する。</p> <p>b) 2以上の同種発明又はその1が他の改良である発明についての保護出願が1又は2以上の条約国においてされたときは、当該保護出願のうち最先の出願日から12月以内にいつでもそれらの発明に係る単一の条約出願をすることができる。ただし、そのような出願について納付を要する手数料は、前記発明の各々に関して個別の出願がされた場合と同額である。</p>	
07.01.04	<p>提出書類</p> <p>各条約出願には、</p> <p>(a) 完全明細書、及び</p> <p>(b) 要約を添付し、また</p> <p>(c) 保護出願又は場合により最初の保護出願をした日及び条約国を明示し、また</p> <p>(d) 出願人又はその前権原者がその日前に条約国において当該発明に係る保護出願を一切したことがない旨を記載し、</p> <p>(e) 条約出願と共に提出された完全明細書については、条約国においてされた保護出願に係る発明の改良又は追加についてのクレームを含むことができる。</p> <p>(f) 長官から要求されたときは、当該要求に係る長官による通知の日から3月内に、優先権書類の認証謄本を提出しなければならない。優先権書類が英語以外の言語で記載されている場合には、英語による認証された翻訳文を提出しなければならない。</p>	<p>法第 136 条及び第 138 条 規則 121</p>

07.01.05	複合優先権 a) 1の発明を構成する2以上の特許出願が1又は2以上の条約国においてされたときは、当該出願の最先の出願日から12月以内に、単一出願をすることができる。 b) クレームの優先日は、当該事項が特許出願において最初に開示された日とする。	法第135条(2)及び第137条
07.01.06	その他の条件 a) 条約出願に係る特許の存続期間は、インドにおける出願日から20年間とする。 b) 条約出願は分割することができ、分割された出願はいずれも同一の優先日を有するものとする。 c) 条約出願は、本法の規定に基づいて当該出願ができた筈の日付より後の日付まで、第17条(1)に基づいて、後日付とすることはできない。	法第136条及び第139条
07.02	PCTに基づく国際出願	
07.02.01	インド人出願人によるPCT国際出願 インド人である出願人は次に定める方法によりPCT国際出願をすることができる。 a) インド特許庁を受理官庁とする出願。この場合、法第39条に基づき、長官により交付された許可書を願書と共に提出することが望ましい。かかる許可が出願と同時に請求された場合には、当該許可が保留され、当該出願が防衛研究開発機関(DRDO)/原子力省付託され、指示が仰がれる可能性がある。 b) 法第39条に基づき、インド特許庁から許可書を取得した後に直接、世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局に出願すること。 c) インドにおいて特許出願をした後、当該出願日から12月が満了する日前いつでも、WIPOの国際事務局又はインド特許庁を受理官庁として国際出願をすること。しかしながら、インドにおける出願日から6週間以内に国際出願がされる場合には、当該国際出願は法第39条の規定によりインド特許庁から許可を取得した後にするものとする。	法第39条
07.02.02	受理官庁としてのインド特許庁	法第2条(1)、第7

	<p>a) 受理官庁若しくは WIPO の国際事務局から直接、又は WIPO のウェブサイト上からダウンロードすることによって、無料で取得することのできる申請用様式 PCT/RO/101 を使用して、出願書を 3 通作成することにより、インド特許庁を受理官庁とする国際出願はすることができる。</p> <p>b) この場合、出願人は法第 39 条の定めるところにより、許可書の請求を行わなければならない。かかる許可書の交付後、インド特許庁は当該特許出願を WIPO 国際事務局に送達する。出願人は、国際出願及び調査に係る手数料のほか、送達に係る所定の手数を納付しなければならない。</p> <p>受理官庁としての国際事務局</p> <p>国際特許出願は、PCT/RO/101 の請求様式を使用して出願書類を 2 通作成し、直接 WIPO の国際事務局に提出することができる。WIPO の国際事務局に直接出願する際には、法第 39 条に定める許可書の取得が義務付けられている。かかる出願は、電子的に行うこともできる。</p> <p>インドにおける特許出願後</p> <p>a) インドにおいて、インド特許庁を受理官庁として特許出願をした後 12 月以内は、国際出願をすることができる。しかしながら、インドにおける出願日から 6 週間以内に国際出願がされる場合には、法第 39 条に定める許可書の取得が義務付けられている。出願人は、国際出願及び調査に係る手数料のほか、送達に係る所定の手数を納付しなければならない。</p> <p>b) 出願人には、インドにおける出願後 12 月以内に、所定の手数を納付の上、既に出願したインド特許出願に係る優先権を主張し、WIPO の国際事務局に直接国際出願を行うという選択肢もある。インド特許出願の認証謄本は、優先日から 16 月以内に国際出願と共に提出することができる。</p>	<p>条(1A)及び第 9 条 PCT/RO/101</p>
<p>07.02.03</p>	<p>PCT 国際出願の条件</p> <p>a) 国際出願には、願書、明細書、1 以上のクレーム、</p>	<p>PCT に基づく実施細則（以下、</p>

	<p>求められた場合には1以上の図面及び要約が含まれなければならない。また、国際出願は、所定の様式上の要件を遵守し、所定の言語で作成し、義務付けられている手数料が納付されなければならない。</p> <p>b) 願書は、PCT 実施細則第 102 条(h)に定めるコンピュータによる印刷物、又は、代わりに、PCT-EASY ソフトウェアを利用して作成されたコンピュータの印刷物により提出することができる。後者の場合、電子的形態により作成された願書に記載されたデータの写し及び要約の写しが記録されたコンピュータディスクの添付を必要とする。</p> <p>c) 願書には、当該国際出願が PCT に従って処理されることを請求する旨を記載しなければならない。</p> <p>d) さらに願書には、発明の名称、並びに出願人、発明者及び出願人を代表する代理人に関する必要なデータを記載しなければならない。当該願書には、出願人又はその代理人が署名する必要がある。発明者であることに関する宣言書は、該当する規定に従って、条約国の発明者／出願人により署名されなければならない。代理人により署名されるべきではない。2 以上の出願人がいる場合、各出願人は、自己の選択により、願書又は、願書が代理人により署名されている場合には、別の権限証明書に署名しなければならない。また、願書は、該当する場合には優先権に関する詳細、及び管轄権を有する国際調査機関を示さなければならない。インド人である出願人に対しては次に掲げるものが管轄権を有する国際調査機関となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. オーストリア特許庁(AT) ii. オーストラリア特許庁(AU) iii. 欧州特許庁(EP) iv. 中国国家知識産権局(CN) v. 米国特許商標庁(US) vi. スウェーデン特許庁(SE) <p>e) 願書には、具体的には、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権の主張などの選択的な記載</p>	<p>「PCT 実施細則」という) 第 102 条 (h)、第 208 条及び第 801 条</p> <p>PCT に基づく規則 (以下、「PCT 規則」という) 第 5.2、12.1(a) 及び 13</p> <p>特許協力条約出願人の手引き (国際段階及び国内段階)</p>
--	--	---

	<p>を行うことができる。</p> <p>f) 優先権書類の認証謄本は、出願において主張された各優先権につき提出することが義務付けられており、当該書類は優先日から 16 月以内に提供しなければならない。指定官庁に送達される写しは、出願人が追加の費用負担なく、国際事務局により作成される。</p> <p>g) PCT の実施規定である新第 801 条に基づき行われる国際出願は、その受理の準備ができていない受理官庁にのみ、出願することができ、かかる出願は当該受理官庁が特定する電子媒体により行わなければならない（更なる詳細については PCT 出願人の手引きを参照）。</p> <p>h) 国際出願で用いられる言語は、受理官庁がその適用上、受理するものでなければならない（PCT に基づく規則の規則 12.1(a)）。インドの受理官庁に出願をする場合、かかる出願は英語又はヒンディー語のいずれかによらなければならない。しかしながら、ヒンディー語による出願には英語による適法な認証翻訳文を添付しなければならない。</p> <p>i) PCT 及びその規則のいずれも、国際出願で用いるべき言語を列挙していない。ある言語を使用できるかは、受理官庁が当該言語で国際出願を受理する用意があるかに依存する。しかしながら、各受理官庁は、当該受理官庁に出願された国際出願に係る国際調査に関して管轄権を有する国際調査機関のうち少なくとも 1 の機関、及び、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、スペイン語、ロシア語又はアラビア語の国際公開の言語のいずれにも該当する言語による国際出願を受理しなければならない。換言すれば、国際出願の国際調査及び国際公開に関して、受理官庁が当該国際出願を処理する上で、その元の言語又は翻訳文による国際出願で十分であるということである。</p> <p>j) 願書は、常に、受理官庁が認める言語であり、且つ、国際公開の言語である 8 言語のいずれかに該当する</p>	
--	--	--

	<p>言語により提出されなければならない。</p> <p>k) クレーム：クレームは、保護を求める発明の主題を明確に定めなければならない。クレームは、明確かつ簡潔でなければならない。明細書により全面的に裏付けられたものでなければならない。</p> <p>l) クレームの構造及び作成に関して、PCT の定める要件は大半の特許庁で受け入れられているものとほぼ同一である。</p> <p>m) 図面：図面は、発明の理解に必要な場合にのみ、その提出が義務付けられている。これには例えば、工学に関する発明の場合がある。化学製品の場合など、発明を描くことができない場合には適用されない。これについてもまた、PCT の定める要件は大半の特許庁の定めるものとほぼ同一である。</p> <p>n) 要約：要約は、技術情報の提供という目的に適合することを意図したものである。PCT は、要約を上記以外の目的で考慮に入れることはできないと明確に述べている。具体的には、保護を求める範囲を解釈するために要約を使用することはできないということである。</p> <p>o) 要約は、明細書、クレーム及び図面に含まれる発明の開示の簡潔な概要から構成され、50 語以上 150 語以内に収めることが望ましい。要約は、技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することができるように起草しなければならない。</p> <p>p) 配列リスト：PCT は、指定官庁が電子媒体のみによる配列表の写しの提出を命ずることを認めている。</p> <p>q) PCT の実施規定である新 801 条に基づき、国際出願の一部として配列リストを提出することを望まない出願に対しては、現行の規定が引き続き適用され、PCT 規則 5.2 に基づき、書面による出願のみが認められ、PCT 規則 13 及び PCT 実施細則第 208 条の定めるところにより、国際調査及び／又は国際事前審査のみを目的とするコンピュータによる判読可能</p>	
--	---	--

	<p>な形態での配列リストの、出願と同時又は出願後の提供が求められる。この場合、配列リストを含む国際出願の用紙の枚数の合計に基づき基本手数料を計算する現行の制度が引き続き適用される。</p> <p>r) 国際特許出願を作成／起草するための指針は、PCT 出願人の手引きに定められている。</p>	
07.02.04	受理官庁としてのインド特許庁の役割	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特許庁は、出願人又はその正式な権限を与えられた代理人から PCT 国際出願を受理する。 2. 受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。 <ol style="list-style-type: none"> i. 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする資格を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと ii. 国際出願が所定の言語で作成されていること iii. 国際出願に少なくとも次のものが含まれること <ul style="list-style-type: none"> － 国際出願をする意思の表示 － 少なくとも 1 の締約国の指定 － 出願人の氏名又は名称の所定の表示 － 明細書であると外見上認められる部分、及び、請求の範囲であると外見上認められる部分 3. (a) 受理官庁は、国際出願が上記 2. に掲げる要件を受理の時に満たしていないと認める場合には、規則の定めるところにより、出願人に対し必要な補充をすることを求める。 <ol style="list-style-type: none"> (b) 受理官庁は、出願人が規則の定めるところにより当該求めに応ずる場合には、当該補充の受理の日を国際出願日として認める。 4. その後、受理官庁は、国際出願に次のいずれかの欠陥が含まれていないかどうかを点検する。 <ol style="list-style-type: none"> i. 規則の定めるところによる署名がないこと ii. 出願人に関する所定の記載がないこと iii. 発明の名称の記載がないこと iv. 要約が含まれていないこと。 	<p>法第 35 条 PCT 第 3 条、第 4 条、第 11 条及び第 14 条 特許協力条約受理官庁の指針</p>

	<p>v. 所定の様式上の要件が規則に定める程度にまで満たされていないこと</p> <p>(b) 受理官庁は、上記のいずれかの欠陥を発見した場合には、出願人に対し通常は出願日から1月以内で、補正に2月という期限を付した期間内に国際出願の補充をすることを求める。出願人が2月という期限以内又は特許庁により延期された期限以内に補充をしなかった場合、その国際出願は取り下げられたものとみなし、受理官庁はその旨を宣言する。</p> <p>(c) 国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合には、受理官庁は、出願人にその旨を通知するものとし、出願人は、2月以内又は受理官庁により延期されうる期限内にその図面を提出することができる。出願人が所定の期間内にその図面を提出した場合には、受理官庁がその図面を受理した日を国際出願日とする。その他の場合に、その図面への言及は、ないものとみなす。</p> <p>(d) 第3条(4)(iv)にいう所定の手数料が所定の期間内に又はいずれの指定国についても第4条(2)にいう所定の手数料が所定の期間内に支払われていないと受理官庁が認めた場合には、国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。</p> <p>(e) 第4条(2)にいう所定の手数料が所定の期間内に1又は2以上の指定国について支払われているがすべての指定国については支払われていないと受理官庁が認めた場合には、その手数料が所定の期間内に支払われていない指定国の指定は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。</p> <p>(f) 受理官庁が、国際出願日を認めた後所定の期間内に、当該国際出願が上記2の(i)から(iii)までに掲げるいずれかの要件をその国際出願日において満たしていなかったと認定した場合には、当該国</p>	
--	--	--

	<p>際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。</p> <p>5. 国際出願が、当該受理官庁には認められているが、国際調査を行う国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、出願人は、国際出願の出願日から一月以内に、次のすべてを満たす言語による翻訳文を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 国際調査機関が国際調査を行う上で認めている言語 － WIPO 国際事務局による国際公開の言語(アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語又はスペイン語) <p>6. 出願人が、該当する期限内に、国際調査に係る翻訳文を提出しなかった場合、受理官庁は出願人に、当該未提出の翻訳文を提出することを要求する。出願人が未提出の翻訳文を、当該要求に定める期限内に提出しなかった場合、当該国際出願は取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。</p> <p>7. 受理官庁は、国際出願に係る要件をすべて審査することは義務付けられていない。例えば、受理官庁は、当該願書において発明が十分に開示されているか、及び、発明の単一性の要件は遵守されているか等の実態的な問題は扱わない。また、国際出願に係る数多くの詳細にわたる要件に関しても審査しない。</p> <p>8. 上記の要件は、合理的にされた国際公開に関し、かかる要件の遵守が必要な範囲内において、審査される。</p> <p>9. 国際出願の出願日に影響することなく補正しうる不備の典型的な例としては次のものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 手数料の未納付又は部分納付 － 願書の未署名 － 発明の名称の未記載 	
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> － 要約の欠如 － 様式上の不備 <p>しかしながら、これらすべての場合において、所定の期限内に補正が行われない場合には、上記のパラグラフで述べられたように出願は取り下げられたものとみなされる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 10. PCT 国際出願の要件を遵守していないとみなされる行為はすべて、PCT 受理官庁ガイドラインを厳守する受理官庁の規制対象となる。 11. 特許庁はその後、当該国際出願の「記録原本」を国際事務局に、「調査用写し」を国際調査機関に送付する。当該特許庁が 3 つ目の写しを「受理官庁用写し」として保存する。当該送付は、国家安全保障に係る国内における時効が適用され、法第 35 条の規定も追従して適用される場合で、当該適用が続く限りは、行われない。 12. その後、特許庁は直ちに国際事務局に記録原本を送付し、いかなる場合にも、当該記録原本は、優先日から 13 月が経過する 5 日前までに送付されるものとする。 13. 特許庁は、国際事務局への記録原本の送付と同時に、国際調査機関に調査用写しを送付しなければならない。但し、当該送付時に調査手数料が納付されていなかった場合で、当該送付が当該手数料の納付後に行われる場合を除く。 	
07.02.05	<p>PCT 手数料（その時々で変更の可能性がある）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. すべての PCT 手数料は、定期的に変更される。最新の手数料については、www.wipo.int に掲載されている最新の PCT ニュースレターを参照してください。 2. 送付手数料：第 1 附則の定めによる。 3. 手数料の未納又は不十分な納付は PCT 規則 16.2 による是正措置を受ける可能性がある。手数料の不足分の納付は受理官庁により要求される。当該納付は、国際出願日から 1 月以内に又は、後払手数料と共に後で、行うことができる。 	<p>PCT 規則第 16 の</p> <p>2</p>

	<p>4. インド人である出願人は、PCT に基づき国際出願をするためには、送金為替により US ドルで支払うべき国際出願手数料及び調査手数料の合計金額を、長官宛で、インドステイト銀行ニューヨーク支店に送金することが義務付けられている。インド特許庁に納付すべき手数料は、特許庁長官にインドルピーで納付しなければならない。かかる納付は出願と同時に行為ることが望ましく、国際出願の受理日から 1 月を超えてはならない。</p>	
<p>07.02.06</p>	<p>国際調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際調査報告書は、国際出願の出願人により指定された国際調査機関により作成される。国際調査機関は、国際調査報告書と共に、発明の特許性に関する意見書を提供する。 2. 当該国際出願が、先にインドでされた特許出願に関して優先権を主張していない場合、国際調査報告書は、通常、国際出願日から 9 月内に提供される。優先権が主張されている場合には、当該報告書は通常、優先日から 16 月以内に提供される。優先権が主張されている場合にも、国際調査報告書は通常、国際出願の公開前には提供される。これは、出願人が望む場合には、当該出願の公開前に出願を取り下げるための時間を与える。 3. 国際調査報告書の受領後、出願人は、当該国際調査報告書を踏まえ、第 19 条に基づき、すべての指定国において有効に、クレームの補正を行うことができる。第 19 条に定める期間は、国際調査機関から国際事務局及び出願人に国際調査報告書が送付された日から 2 月の期間、又は、優先日から 16 月の期間のうちいずれか遅く満了する期間とされている。しかしながら、第 19 条の規定に基づく補正で、当該期間の満了の後に国際事務局が受領したものは、その補正が国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受領したものとみなす。 	<p>PCT 第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条及び第 19 条</p>

	<p>4. かかる補正は、複数の補正の作成及び指定官庁に当該補正を提出する地元の代理人に関わる費用を抑制する。</p> <p>5. インド特許庁は、2007年の9月から10月にかけて開催されたWIPOの総会で、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として認定された。</p> <p>6. インド特許庁がISA及びIPEAとしての業務を開始した後、特許庁に提出された国際出願に関する国際庁及び審査の報告書は、当該特許庁により発行される。</p>	
07.02.07	国際出願の取下げ	
	<p>出願の取下げ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出願人は、優先日から30月が経過する前はいつでも、国際出願を取り下げることができる。 2. 出願の取下げは、出願人の選択により、国際事務局、受理官庁、又はPCT第39条第1項が適用される場合には、国際予備審査機関宛に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる。 3. 出願人、受理官庁又は国際予備審査機関により送付された取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合は、取り下げられた国際出願の国際公告は、行わない。 <p>指定の取下げ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出願人は、優先日から30月が経過する前はいつでも、指定国の指定を取り下げることができる。選択された国の指定の取下げは、これに対応するPCT規則90の2.4.に基づく選択の取下げを伴う。 2. 国内特許及び広域特許の双方を受けるために国を指定した場合、当該国の指定の取下げは、別段の表示がある場合を除くほか、国内特許を受けるための指定のみの取下げを意味するものとする。 3. すべての指定国の指定の取下げは、PCT規則 	<p>PCT第8条(1)、第20条(1)、第21条(2)(a)、第23条(2)、第39条(1)及び第40条(2)</p> <p>PCT規則第45の2.8、第53.8(b)、第90の2、第90.2(b)</p>

	<p>90 の 2.1 の規定に基づく国際出願の取下げとみなす。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 指定の取下げは、出願人の選択により、国際事務局、受理官庁、又は PCT 第 39 条第 1 項が適用される場合には、国際予備審査機関にたいする出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる。 5. 出願人、受理官庁又は国際予備審査機関により送付された取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合は、取り下げられた指定の国際公開は、行わない。 <p>優先権の主張の取り下げ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出願人は、国際出願において PCT 第 8 条(1)の規定に基づいて申し立てた優先権の主張を優先日から 30 月が経過する前はいつでも取り下げることができる。 2. 出願人は、国際出願が二以上の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張のいずれか又はすべてについて PCT 規則第 90 の 2. 3 の(a)に規定する権利を行使することができる。 3. 取下げは、出願人の選択により国際事務局、受理官庁又は、PCT 第 39 条(1)の規定が適用される場合には、国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる。 4. 優先権の主張の取下げが優先日について変更が生じる場合には、もとの優先日から起算した場合にまだ満了していない期間は、PCT 規則第 90 の 2.3 の(e)の規定に従うことを条件として、変更の後の優先日から起算する。 5. PCT 規則第 21 (2)(a)に定める期間については、国際事務局は、出願人、受理官庁又は国際予備審査機関により送付された取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了した後に国際事務局に到達した場合には、もとの優先日から起算したその期間を基礎として当該国際公開を行うことができる。 <p>補充調査請求の取下げ</p>	
--	--	--

	<ol style="list-style-type: none"> 1. 出願人は、PCT 規則 45 の 2.8(a)の規定に基づく出願人及び国際事務局への補充国際調査報告又は補充国際調査報告を作成しない旨の宣言の送付の日より前にいつでも、補充調査請求を取り下げることができる。 2. 取下げは、出願人の選択により補充調査のために指定された機関又は国際事務局が出願人からの通告を PCT 規則第 90 の 2.3 の 2 の(a)に規定する期間内に受領した時に効力を生ずる。ただし、当該通告が、PCT 規則第 90 の 2.3 の 2 の(a)に規定する報告又は宣言の送付を取りやめるために十分な期間内に補充調査のために指定された機関に到達しない場合においても、PCT 規則 45 の 2.8(a)の規定によって適用する PCT 第 20 条(1)の規定に基づき当該報告又は宣言を送達する。 <p>国際予備審査の請求又は選択の取下げ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくはすべてを優先日から 30 月を経過する前にいつでも、取り下げることができる。 2. 取下げは、国際事務局に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる。 3. 出願人が取下げの通告を国際予備審査機関に提出した場合には、その国際予備審査機関は、その通告 に受理の日付を付して速やかに国際事務局にその通告を送付する。その通告は、付された日付に国際事務局に提出されたものとみなす。 <p>署名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. PCT 規則第 90 の 2.1 から第 90 の 2.4 までに規定する取下げの通告には、PCT 規則 90 の 2.5 (b)の規定に従うことを条件として、出願人又は、二人以上の出願人がある場合においては、全ての出願人が署名する。PCT 規則第 90.2(b)の規定に基づく共通の代表者とみなされた出願人は、PCT 規則第 90.2(b)の規定に従うことを条件として、他の出願人の代わりにそのような通告に署名する権限を有しない。 	
--	---	--

	<p>2. 発明者が出願することを国内要求している国を指定して二人以上の出願人が国際出願をした場合であって、その指定国についての発明者である出願人を相当な努力を払っても発見し又は当該発明者である出願人に連絡することができない場合において、少なくとも他の出願人の一人が署名をし、かつ、次の条件のいずれかを満たすときは、PCT 規則第 90 の 2.1 から第 90 の 2.4 までに規定する取下げの通告には、当該発明者である出願人の署名を必要としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 当該発明者である出願人の署名がないことを、場合に応じ、受理官庁、国際事務局、補充国際調査を行う機関又は国際予備審査機関が満足するように説明した書面を提出すること ii. PCT 規則第 90 の 2.1 (b)、第 90 の 2.2 (d)、第 90 の 2.3 (c) 又は第 90 の 2.3 の 2 (b) に規定する取下げの通告の場合には、当該発明者である出願人が願書に署名をしていないが PCT 規則 4.15 (b) に定める要件を満たしていること iii. PCT 規則第 90 の 2.4 (b) に規定する取下げの通告の場合には、当該発明者である出願人が国際予備審査の請求書に署名をしていないが PCT 規則第 53.8 (b) に定める要件を満たしていること。 <p>取下げの効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. PCT 規則第 90 の 2 の規定に基づく国際出願、指定、優先権の主張、国際予備審査の請求又は選択の取下げは、PCT 第 23 条(2)又は第 40 条(2)の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については、効力を生じない。 2. 国際出願が PCT 規則第 90 の 2.1 の規定に基づき取り下げられた場合には、当該国際出願の国際段階の処理は、中止する。 	
--	--	--

	<p>3. 補充調査請求が PCT 規則第 90 の 2.3 の 2 の規定に基づき取り下げられた場合には、関係する機関による補充国際調査は、中止する。</p> <p>4. 国際予備審査の請求又はすべての選択が PCT 規則第 90 の 2.4 の規定に基づき取り下げられた場合には、国際予備審査機関による国際出願の処理は、中止する。</p>	
07.02.08	国際予備審査	
	<p>重要性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際予備審査は多くの面で有用なものである。当該審査は出願人の選択により行われるもので、国際調査報告書に加えて、翻訳、手数料及び外国の代理人等の出願の国内段階における費用が生ずる前に、特許性に係る通常の基準に関する第三者の意見が提供される。 2. 国際予備審査は、出願人が国際調査報告書の結果に従って当該国際出願を適合させる上で役立つものである。 3. 当該報告書が否定的なものである場合、出願人はその出願を放棄することを決定することができる。しかしながら、ISA 及び IPEA による意見は加盟国に対して拘束力をもたない。 <p>国際予備審査機関</p> <p>インド人である出願人に対しては次に掲げるものが管轄の国際調査機関(IPEAs)となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. オーストリア特許庁(AT) 2. オーストラリア特許庁(AU) 3. 欧州特許庁(EP)(AT、EP 又は SE が ISA である場合のみ) 4. 中国国家知識産権局(CN) 5. 米国特許商標庁(US) 6. スウェーデン特許庁(SE) <p>国際予備審査の請求</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際予備審査の請求は、国際出願とは別個に行う。 2. 国際予備審査の請求は、インド特許庁、WIPO の 	PCT 第 33 条、第 34 条、第 35 条及び第 17(2)

	<p>国際事務局又は上記の 6 つの管轄国際予備審査機関のうちいずれかに対して行うことができる。</p> <p>3. 当該請求書には、所定の事項を記載するものとし、当該請求書は、所定の言語及び形式で作成する。</p> <p>4. 国際予備審査の請求については、所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。</p> <p>5. 国際予備審査の請求は、</p> <p>a. 優先日から 22 月以内、又は</p> <p>b. 出願人への国際調査報告及び意見書の送付の日、又 PCT 第 17 条(2)の規定に定める宣言が行われた日のいずれか遅い方から 3 月以内に行われるものとする。</p> <p>6. 出願人が納付すべき手数料は、WIPO のウェブサイト、www.wipo.int 上で入手可能な PCT ニュースレターに定められている。</p>	
07.03	PCT 国内段階出願	
07.03.01	<p>概要</p> <p>1. PCT 出願は、国際段階における手続後、国内手続が行われる。出願人は、保護を求める各指定国において、PCT の定める所定の期間内、すなわち、優先日から 30 月以内に、国内段階出願を行う必要がある。しかしながら、この期限は各加盟国の国内法により延長される可能性がある。インド特許法は、優先日から 31 月以内を期限として定めている。一部の国は、追加手数料を納付することによりかかる期限の延長を認めている。</p> <p>2. 指定官庁に国内段階出願をするためには、出願人は次に掲げることを行う必要がある。</p> <p>a. 所定の国内手数料の納付、及び</p> <p>b. 必要な場合には、基礎出願の適法な認証翻訳文の提出。</p> <p>3. 出願人が、その国際出願につき、優先日から 31 月以内に国内段階出願をすることによりインドにおける国内手続に移行した場合、当該国際出願</p>	PCT 第 22 条及び第 23 条

	<p>日はインドにおける出願日とみなされる日とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 国際出願は、条約国における最初の出願の出願日から優先権が保護されることを可能にする。 5. この手続は、多数の国で自己の発明の保護を求める出願人のための簡単かつ経済的な手続である。 6. 国際出願後、出願人はその主題の特許性に関する国際調査報告書(ISR)及び意見書を受領する。出願人は国際予備審査を請求することができる。その後、出願人は国内手続への移行を判断することができる。 	
<p>07.03.02</p>	<p>インドにおける国内手続への移行に関する基本的な要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. PCT 国内段階出願は、国際出願日とその出願日とするインド特許法第 135 条の規定による条約出願とみなされている。 2. 出願人は、優先日又は国際出願日の何れか先の日から 31 月以内に、国内段階出願をしなければならない。 3. 当該国内段階出願の出願先は、通常の出願と同一である。インドにおける送達先住所も提出されるものとする。 4. 国際出願がヒンディー語又は英語のいずれの公用語によっても提出されていない場合、又はいずれかの公用語により提出されている場合には、願書、明細書、クレーム（補正が行われている場合には、当初提出されたもの及び補正されたものと共にその旨の文書）、図面（ある場合）、並びに要約を願書と共に提出しなければならない。 5. 国内段階出願については、PCT に基づく国際出願において提出された発明の名称、明細書、図面、要約及びクレームが、その完全明細書とみなされる。しかしながら、出願人が PCT の第 1 章及び／又は第 2 章の規定に基づいて、完全明細書の補正を行っている場合には、当該補正された明細書が、インドにおける出願上、完全明細書とみなさ 	<p>法第 7 条、第 10 条(4A)項、第 135 条及び第 138 条第 4 項 規則 20 及び 21 様式 6、13 及び 18 PCT 規則 第 17.1(a)又は(b)</p>

	<p>れる。出願人は、国内段階出願において提出した完全明細書の補正を、様式 13 による別の請求として、出願と共に、請求することができる。国内段階出願に関して納付すべき手数料は、インドにおける出願日における PCT 出願のページ数及びクレーム数により計算される。規則 7 第 2 項(c)の規定と共に解釈される法第 138 条第 4 項は、出願人に、当該 PCT 国際出願に基づき、願書と共に手数料全額を納付することを義務付けている。</p> <p>6. 出願人が ISA 及び／又は IPEA に国際出願の補正を行う場合で、出願人が望む場合には、かかる補正は当該特許庁に対して行われたものとみなされる。</p> <p>7. 出願人の名称が変更された場合で、当該変更が国際出願日後に生じ、国際事務局からの通告（様式 PCT/IB/306）に反映されていない場合は、当該変更は様式 6 及び／又は様式 13 の提出により効力を生ずる。</p> <p>8. PCT/IB/304 が WIPO のウェブサイト上で入手可能な場合には、特許庁は出願人に優先権書類の提出を求めない。当該書類が WIPO のウェブサイト上で入手可能でない場合には、特許庁は WIPO の国際事務局に当該書類の提出を求めることができる。</p> <p>9. しかしながら、出願人が、PCT 規則第 17.1(a)又は(b)の要件を遵守しなかった場合には、当該出願人は、優先日から 31 月の期間の満了前に、当該特許庁に優先書類を提出しなければならない。</p> <p>10. 出願人が上記 9 の要件を遵守しなかった場合、特許長官は、要請の日から 3 月以内に優先書類又はその翻訳文を提出することを出願人に要請する。出願人がそれに応じないときは、出願人の優先権主張は、法の適用上無視される。</p> <p>11. 通常の特許出願の提出及び処理に関して定められているすべての形式的要件は、国内段階出願に適用されるものとする。</p>	
--	--	--

	<p>12. 国内段階出願の処理は、優先日から 31 月が満了するまでは開始されない。しかしながら、出願人は様式 18 により、当該 31 月前の処理の開始の明示的な請求を行うことができる。</p>	
--	---	--

第8章

審査及び特許権の付与

08.01	審査請求 <ol style="list-style-type: none">1. 特許出願は、出願人又は他の利害関係人が審査請求をしない限り、審査しないものとする。当該請求は様式 18 により、第 1 附則に定める手数料の納付と共に行われるものとする。2. 審査請求は、様式 18 により、出願の優先日又は出願日の何れか先の日から 48 月以内にしなければならない。所定の期間内に特許出願の審査請求をしない場合は、当該出願は出願人により取り下げられたものとして取り扱われる。3. 秘密保持の指示が第 35 条に基づいて発せられた場合は、審査請求については、当該秘密保持の指示取消の日から 6 月以内又は出願日若しくは優先日から 48 月以内、の何れか遅い方に、これを行うことができる。4. 当該出願が公開され、審査請求が行われな限り、特許庁は当該出願の審査を行わないものとする。5. 出願人以外の利害関係人が審査請求をした場合は、審査報告書は出願人にのみ送付され、当該審査についての通知は当該利害関係人に送付される。	法第 11B 条及び第 35 条 規則 24B 様式 18 第 1 附則
08.02	審査の付託 <ol style="list-style-type: none">1. 審査請求が受理され、法第 11A 条に基づき当該出願が公開された場合、審査請求の順に従って、出願は審査される。2. 長官は、審査官の専門分野に応じて、当該発明の主題に関する方式審査及び実体審査のために、審査官に当該特許出願を付託する。現在、インド特許庁には、次に掲げる広範囲に及ぶ専門分野に基づく 4 つの審査グループがある。	

	<ul style="list-style-type: none"> a. 化学及び関連項目 b. バイオテクノロジー、微生物学及び関連項目 c. 電気、電子及び関連項目 d. 機械及びその他項目 <p>審査官への付託は通常、公開日から 1 月以内又は審査請求の日から 1 月以内の何れか遅い方で、請求が行われた順に行われる。</p> <p>3. 長官から出願を付託された場合、当該審査官は特許性及びその他の事項に関する報告書を、通常 1 月以内で、当該付託の日から 3 月を超えない期間内に作成するものとする。</p>	
08.03	出願の審査	
08.03.01	<p>先の公開又は先のクレームによる新規性の喪失についての調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 審査官は、インドの特許データベースの 1.1.1912 をはじめ、EPO、WIPO、USPTO 及び JPO のデータベース、伝統的知識デジタル・ライブラリ (Traditional Knowledge Digital Library: TKDL)、並びにその他の有料のデータベースの調査を行う。上記のほか、PCT のミニマム・ドキュメンテーションの対象である特許文献及び非特許文献の調査が行われる。当該調査は、特許請求された主題の新規性を喪失させる刊行物を発見するために行われる。調査のもう一つの目的は、当該出願に係る完全明細書のクレームにおいてクレームされた発明が、当該出願人の完全明細書の提出日以後に公開された他の完全明細書であってインドにおいて行われ、かつ、提出されたものの何れかのクレーム中にクレームされているか否かを確認するために行われる。 2. 調査は完全明細書の提出を考慮に入れた上で行われる。 3. 審査官はその注記において、次に掲げる項目を記録する。 <ul style="list-style-type: none"> a. 国際分類 b. 採用した調査方法 	

	<ul style="list-style-type: none"> c. 利用したキーワード d. 特許文献及び非特許文献の双方について検討されたデータベース e. 調査に係る質問の一覧 f. 特許性に係る先行技術の調査結果及び分析 g. クレームが不明確であること若しくは発明が複数あること、又は合理的な調査を行うことができないその他の理由等がある場合には、調査に対する制限 	
08.03.02	<p>新規性</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 発明は、先の公表物、先使用又は先行する公知情報によって新規性を喪失していない場合には、新規なものとなされる。また、発明は、完全明細書の提出日前に公開、公表又はその他の方法により公衆に開示されているものを意味する先行技術において、開示されていない場合には、新規性を有する。 b) 新規性を判断する上で、後願の完全明細書の提出日前にインド特許庁に出願され、且つ、同日後に公開された特許出願は、先願と後願のクレーム同士を比較するために、検討される。 c) 新規性を確認する際に、審査官は特に次に掲げる書類を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 完全明細書の提出日前に公開された文書 ・ 完全明細書の提出日前に提出されたインドにおける特許出願で、完全明細書の提出日以後に公開され、かつ、同一の主題をクレームしているもの ・ 審査官は、その提出日から1年以内に、学会の会報に公表した論文又は政府の指定する公認の方法により展示された文書を検討することがある。 (d) 引用された先行技術に、審査されている発明の特徴が全て示されている場合には、先行技術は当該発明の新規性を失わせるものとなされる。 (e) 先行技術は当該発明を明示又は黙示的に開示す 	<p>法第2条第1項(j)、第13条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条及び第34条</p>

	<p>るものでなければならない。</p> <p>(f) 先行技術に係る書類を複数組み合わせることは、新規性の判断の際には行われない。</p> <p>(g) 先行技術の包括的開示は必ずしも、発明の特定の開示の新規性を喪失させるものではない。例えば、金属スプリングは銅スプリングの新規性を喪失させない。</p> <p>(h) 先行技術の特別の開示は包括的開示の新規性を喪失させる。例えば、銅スプリングは金属スプリングの新規性を喪失させるものである。</p> <p>(i) 法第29条から第34条までの規定により新規性を喪失させるものとはみなされない先行技術が、審査報告書において当該発明の新規性を喪失させるものとして引用されている場合には、立証責任は出願人にあるものとする。</p>	
08.03.03	進歩性	
08.03.03.01	<p>通則</p> <p>進歩性とは、現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でなくするものをいう。発明は、1又は2以上の進歩性を含む場合にのみ、特許される。特許性の判断に関し、審査官はまず、クレームされた発明の新規性に関する調査を行った後に、クレームされた発明が1又は2以上の進歩性を含むか否かの調査を行う。</p>	<p>法第2条第1項(j)及び第2条第1項(ja)</p>
08.03.03.02	<p>進歩性の判断</p> <p>a) 進歩性の判断については、当該先行技術がクレームされた発明を開示するものであるかを調べるために行われる調査の過程において開示された先行技術の全部又は一部に依拠するものとする。</p> <p>b) 完全明細書の提出日に存在する刊行物は先行技術とみなされる。</p> <p>c) しかしながら、本願の完全明細書の提出日前に出願されたが、同日以後に公開されたインドにおける出願は、先のクレームとみなされる。</p> <p>d) 発明は全体として検討されなければならない。換</p>	

	<p>言すれば、個別に検討されたクレームの個々の部分が既知である又は自明であると判明する可能性があることのみを理由に、クレームされた発明が自明であると結論付けることは不十分である。</p> <p>e) 発明が先行する予測を証明するに過ぎず、実質的に技術的進歩又は当該技術における経済的意義を付すものではない場合、進歩性は欠けている。</p> <p>f) 発明の自明性を立証するために、先行技術の寄せ集めを引用することは認められている。但し、当該先行技術が実施可能であることを条件とする。</p> <p>g) 当該発明が、入手可能な先行技術に基づき予測可能であり、当該技術の熟練者による現場での改善のみを要するものである場合、進歩性は欠けている。</p>	
08.03.04	<p>産業上の利用可能性</p> <p>1. 特許を受けるには、発明は産業上利用可能でなければならない。特許性に係る産業上利用可能とは、発明が産業において製造又は使用することができることをいう。</p> <p>2. 審査官は、クレームされた発明が産業において利用可能であるか又は産業上のプロセスを用いて製造することができるかを評価する。一般的に、明細書において開示された発明の産業上利用可能性を自明の方法で説明される。通常、産業上の利用可能性は自明のものである。自明でない場合、当該事項が産業上利用可能であることの単なる示唆は不十分である。開示文書により裏付けられる明細書に、特定の有用性が示されなければならない。例えば、ある合成物が詳細不明の疾患に有用である又は当該合成物が「有用な生物学的」性質を有することを示すだけでは、当該合成物の特定の有用性を定めるには不十分である。特定の有用性そのものが示されなければならないのである。</p>	<p>法第 2 条第 1 項 (ac)</p>
08.03.05	<p>特許されない発明</p> <p>1970 年特許法の定めるところにより、次に掲げるも</p>	<p>法第 3 条</p>

	<p>のは発明とはみなされず、したがって、特許を受けることはできないとみなされている。しかしながら、示されている例は実例に過ぎず、決定的なものではないこともある。個別のケースごとに客観的な決定が行われる可能性がある。</p>	
08.03.05.01	<p>取るに足らない発明、又は確立された自然法則に明らかに反する事項をクレームする発明</p> <p>取るに足らない発明又は新法則に反する発明としては次に掲げるものが挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 永久運動を目的とした機械 ・ インプットなしにアウトプットするとされる機械 ・ 100%の効率性を提供するとされる機械 	法第3条(a)
08.03.05.02	<p>その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、公序良俗に反し、又は人、動物、植物の生命若しくは健康、又は環境に深刻な害悪を引き起こす発明例：</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 窃盗／強盗を行うための装置、器具、若しくは機械、又は方法 b. 法定紙幣を偽装するための機械又は方法 c. 賭け事のための装置又は方法 d. その使用が人、植物及び動物に重大な損害を及ぼす可能性のある発明 e. その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、人、動物又は植物の生命又は健康に害を及ぼすことが認められる発明（例えば、食品の品質低下の方法） f. その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、十分に受け入れられ、定着している社会的、文化的及び法的道德規範に反するおそれがある発明（例えば、人間のクローン作成のための方法） g. その主たる用途若しくはその意図された用途が、公の秩序を乱すものである発明（例えば、家宅侵入のための装置） h. しかしながら、クレームされた発明のその主たる目的若しくはその意図された目的又は 	

	<p>商業的实施が、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康、又は環境に対して重大な損害を及ぼさない場合には、当該主題は発明であるとみなされ、特許を受けられる可能性がある。例えば、農薬などがその一例である。</p>	
08.03.05.03	<p>科学的原理の単なる発見、又は抽象的理論の形成、又は現存する生物若しくは非生物物質の発見</p> <p>i.) 科学的原理の発見に関するクレームは発明とみなされないが、かかる原理を製造プロセスに利用して、何らかの物質又は物品が生じた場合には、当該原理は発明とみなされる。</p> <p>ii.) 科学理論は自然界に関するものである。これらの理論はそれ自体では、いかに抜本的又は革新的な見解を提供したとしても、製品又は製造を生ずるものではないことから、発明とはみなされない。しかしながら、当該理論が、物質又は物品の製造の過程において利用可能な実用性を導き出す場合には、特許を受けることができる。抽象的な理論の構築に関するクレームは発明とはみなされない。例えば、既知の物質又は物品にこれまでに知られていない性質があることを見つけたという事実は発見であり、発明ではない。しかしながら、かかる発見から当該物質が特定の物品の製造又は特定の方法に利用可能であるという結論を導くことができる場合には、当該物品又は方法は発明とみなすことができる。</p> <p>iii.) 既知である特定の物質が、機械的衝撃に耐えることができることを見出すことは発見であり、したがって、特許を受けることはできない。しかしながら、当該物質から作られた鉄道枕木に関するクレームは、これの例外に反するものではなく、</p>	法第3条(c)

	<p>新規性及び進歩性が認められた場合には許容される。同様に、自然界に自由に存在する新規の物質又は微生物を見つけることは発見であり、発明ではない。</p>	
<p>08.03.05.04</p>	<p>既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの、又は既知の物質の新規特性若しくは新規用途の単なる発見、既知の方法、機械、若しくは装置の単なる用途の単なる発見。ただし、かかる既知の方法が新規な製品を作り出すことになるか、又は少なくとも 1 の新規な反応物を使用する場合は、この限りでない。</p> <p>法第 3 条(d)は、より明確な規定となるよう、次に掲げる説明条項を定めている。</p> <p>説明――本号の適用上、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、異性体混合物、錯体、配合物、及び他の誘導体は、それらが効能に関する特性上実質的に異なる限り、同一物質とみなす。</p> <p>本規定に従って、次に掲げるものは発明ではなく、従って、特許されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 既知の物質について何らかの新規な形態の単なる発見であって当該物質の既知の効能の増大にならないもの (b) 既知の物質の新規特性の単なる発見 (c) 既知の物質の新規用途の単なる発見 (d) 既知の方法の単なる用途の単なる発見。但し、新規な製品を作り出すことになるか、又は少なくとも 1 の新規な反応物を使用する場合は、この限りでない。 (e) 既知の機械又は装置の単なる用途 <p>第 3 条(d)の説明条項はさらに、既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、異性体混合物、錯体、配合物、及び他の誘導体は同一物質とみなされることを明らかにしている。しかしながら、かかる既知物質の塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、異性体混合物、</p>	<p>法第 3 条(d)</p>

	<p>錯体、配合物、及び他の誘導体は効能に関する特性上実質的に異なる場合にのみ、特許されるとみなされる。</p> <p>審査官は、個別のケースごとに、既知物質と効能に関する特性上実質的に異なる塩、エステル、エーテル、多形体、代謝物質、純形態、粒径、異性体、異性体混合物、錯体、配合物、及び他の誘導体を構成するものを検査する。当該主題が、既知の物質とどのように効能に関する特性上実質的に異なるかは、出願時又は法第 59 条の規定による明細書の補正により後に、完全明細書の明細書本文に明確かつ断定的に提示することができる。</p> <p>医療用原料に関する最近の事例においては、マドラス高等裁判所は、効能とは治療効果をいうと、次のように判示している。</p> <p>『効能』及び『治療』という言葉の意味から判断する限りでは...、当該特許出願人が示そうとしているのは、その新たな発見がいかにか効果的に疾病を治療し、人体に良い影響を及ぼすかということである。換言すると、当該特許出願において、当該出願人は既に特許を取得している薬物の「治療効果」がどのようなものであるか、及び、特許薬物と特許請求のされている薬物との治療効果の違いについて明確に認識しているのである。」</p> <p>「科学のすべての分野における技術の進歩により、当該科学に基づく必要な比較詳細を提供することで、既知物質の新形態の発見が、原物質の既知の効能を高めたこと、及び、派生物の特質が効能に関して実質的に異なることを理由に派生した派生物が同一物質とはならないことを示すことが可能となっている。」(Novartis AG Vs. Union of India, W.P. No. 24760/06)</p>	
08.03.05.05	<p>物質の成分の諸性質についての集合という結果となるに過ぎない混合によって得られる物質、又は当該物質を製造する方法</p> <p>石鹼、洗剤、潤滑油及びポリマー製品等、相乗効果をもたらす混合は、単なる混合とはみなされず、特許を受けることができるとみなすことができる。</p> <p>特徴の単なる集合体は、組み合わせ発明とは区別しな</p>	法第 3 条(e)

	<p>ければならない。組み合わせ発明は、各特徴又は各特徴の集合体が機能的に相互に高めあう関係にある、又は、その個々の技術的効果の総和を上回ることを示すことが求められている。組み合わせ発明の特徴であるように、各特徴は機能的に相互に結合していなければならない。</p> <p>通常、単なる混合により生産された全ての物資、又はかかる物質を生産するための方法が特許を受けるには、相乗効果があるという要件を満たさなければならない。相乗効果は、当該出願の出願時に、比較により明細書において明確に提示されなければならない。出願後に提出する相乗効果に関する文書は、特許庁の行為への対応において、相乗効果の追加的な証拠として受理される。しかしながら、法第 59 条の規定に従うことを条件として、提出されたデータは明細書に組み込まれる可能性がある。</p>	
08.03.05.06	<p>既知の装置の単なる配置若しくは再配置又は複製であり、これを構成する各装置が既知の方法によって相互に独立して機能するもの</p> <p>特許を受けるには、既知のものに対する改良又は既知である複数の異なる事項の結合は、単なる現場における改良以上のものでなければならず、個々に、発明又は「進歩性」の要件を満たさなければならない。特許を受けるには、当該改良又は結合は、新しい結果若しくは新しい物質、又は以前より良い若しくは安くできる物質を生じなければならない。既知の複数の完全体は、その機能上の相互関係により、新しい方法又は改善された結果をもたらせるように結合されることがある。1 又は 2 以上の既知の完全体又はものの単なる配列で、発明能力の発揮を伴わないものは、特許権を受ける資格はない。</p> <p><i>(Biswanath Prasad Radhey Shyam Vs Hindustan Metal Industries (1979) 2 SCC, 511)</i></p> <p>既知の原則を、新しく有用な方法で応用することは良い主題である。既知のもの改良、及び機知の事項の異なる結合も主題となりうる。特許を受けることのできる結合とは、新たな結果を創出すること、或いは、過去の</p>	法第 3 条(f)

結果をより良く若しくはより迅速に又はより経済的な方法で創出できるように、当該結合の構成要素が結合されていることをいう。当該結合により新しい物質又は以前より良い若しくは安くできる物質が創出された場合、当該結合は特許の主題となることができる。

(Lallubhai Chakubhai Xs. Chimanlal and Co. (AIR 1936 Bom 99)

複数の既知の装置の単なる並列をクレームする発明で、各装置が独立して機能するものは特許性があるとはみなされない。既知の各完全体が独立して機能できるように、複数の既知の完全体を並列したにすぎないものは特許を受けることのできる結合ではない。

【例：ふるい機付きの製粉機】

しかしながら、並列された既知の完全体が相互機能を有し、新しい又は改善した結果を生ずる場合、当該完全体の集合による機能の相互作用には特許性のある主題がある。

器具又は装置の2以上の特徴が既知である場合で、各特徴がその機能に相互依存することなく並列されている場合、当該器具又は装置は既知のものであると判示されなければならない。*(Rampratap v. Bhabha Atomic Research Center, 1976 IPLR 28 P. 35)* 例えば、扇風機付きの傘(388/Bom/73)、懐中電灯の取り付けられたバケツ、並びに、一つの家具に備え付けられた時計及びトランジスターラジオ。これらは物の配置又は再配置に過ぎず、相互機能がなく、相互に独立して機能する装置であることから、特許を受けることはできない。

例えば、金属ベローズを製造するための装置に関する特許が出願された場合、当該出願において開示された油圧機とロール成形機は別々の機械として相互に独立して機能しており、進歩性も有していなかった。したがって、相互に独立して機能する既知の油圧機及びロール成形機の種類に関してクレームがされた場合、発明は存在しない。

新しい結合のうち、全ての部分がそれ自体として既知のものであったとしても、当該新しいものは各部分その

	<p>ものではなく、当該部分の集合及び相互機能である場合、当該新しい結合は特許の主題となりうる。新しい結合の価値は、生ずる結果に大いに依存する。軽微な変更により、非実用的であったものが有用かつ重要なものとなる場合、当該変更は特許の主題となりうる (<i>Lallubhai Chakkubhai v. Shamaldas Sankalchand Shah, AIR 1934 Bom 407</i>)</p>	
08.03.05.07	<p>農業又は園芸についての方法</p> <p>本規定の定めるところにより特許される主題から除外されるものの例は次の通りである。</p> <p>(a) 例えばグリーンハウスなど、自然現象がその必然的な過程をたどる諸条件の変更を伴う場合を含む、植物の生産方法</p> <p>(b) 特別のリン酸化合物を含む調合剤を土壤に与えることにより、線虫を含む土壤から改良土を産出する方法</p> <p>(c) きこの生産方法</p> <p>(d) 藻類の養殖方法</p>	法第3条(h)
08.03.05.08	<p>人の内科的、外科的、治療的、予防的、診断的、療法的若しくはその他の処置方法、又は動物の類似の処置方法であって、それら動物を疾病から自由にし又はそれらの経済的価値若しくはそれらの製品の経済的価値を増進させるもの</p> <p>本規定では、次に掲げるものを特許できる発明から除外している。</p> <p>(a) 内科的方法：薬剤の経口投与、注射投与、局所投与、又は皮膚パッチによる投与の方法等。</p> <p>(b) 外科的方法：白内障手術における無縫合切開</p> <p>(c) 治療的方法：歯垢のクリーニング方法</p> <p>(d) 予防的方法：予防接種の方法</p> <p>(e) 診断的方法：診断は、内科的疾患の種類を特定するもので、通常、病歴及び症状の調査、並びに検査をすることにより行われる。健康診断など、個人の身体的情報に関する判断は診断とみなされる。</p> <p>(f) 療法的的方法：「療法」という語には、疾病の予防及</p>	法第3条(i)

	<p>び、処置又は治療という意味が含まれる。したがって、療法に関する方法は処置の方法であり、特許性がないとみなされる。</p> <p>(g) 動物を疾病から自由にし又はそれらの経済的価値若しくはそれらの製品の経済的価値を増進させる方法。例えば、羊の羊毛の生産増大を図る方法及び家禽の体重増加を人工的に行う方法。</p> <p>(h) 本規定により特許される主題から除外される他のものには、次のものが挙げられる。外科医の技能及び知識を必要とする人体への手術で、美容整形、妊娠中絶、精巣の摘出、避妊手術、人工授精、胚移植、生態ドナーの臓器、皮膚又は骨髄に対する試験及び研究目的の処置又はその除去、及び、人体又は動物に対して行われる治療又は診断、並びに、墮胎、分娩の誘導、発情期のコントロール、或いは月経の調整等の方法を含むもの。</p> <p>(i) 美容目的に過ぎない人体への物質の投与は、治療ではない。</p> <p>(j) しかしながら、外科的、療法的又は診断的器械又は装置については特許を受けることができる。また、人工器官及び義肢の製造並びにそれらの人体への適用に係る措置については特許を受けることができる。</p>	
08.03.05.09	<p>微生物以外の植物及び動物の全部又はそれらの一部。これには、種子、変種及び種、並びに植物及び動物の生産及び繁殖のための本質的に生物学的方法を含む。</p> <p>本規定に定める主題から除外されるものは次の通りである。</p> <p>(a) 植物の全部又は一部</p> <p>(b) 動物の全部又は一部</p> <p>(c) 種子</p> <p>(d) 植物及び動物の変種及び種</p> <p>(e) 植物及び動物の生産及び繁殖のための本質的に生物学的方法</p> <p>自然界から発見されたもの以外の微生物は、特許を受けることができる。例えば、遺伝子操作のされた微生物</p>	法第 3 条(j)

	<p>は、特許に関するその他の要件を満たすことを条件として、特許を受けることができる。</p> <p>特定の科学的条件の下における、ワクチンの新しい生成方法について、伝染性の骨液包炎から家禽を保護する上で有用なワクチンは、制定法が最終的な結果に生物が含まれる場合にも製造方法を特許されないものと定めていないことから、特許を受けることができると裁判所は判示した。<i>(Dimminaco – A. G. Vs. Controller of Patents & Designs and Others)</i></p> <p>インドにおける植物の変種の保護は、2002年の植物の変種及び農民の権利の保護に関する法律の規定に定められている。</p>	
08.03.05.10	<p>数学的若しくは営業の方法、又はコンピュータ・プログラムそれ自体若しくはアルゴリズム</p> <p>a. この規定上、数学的方法、ビジネス・モデル、コンピュータ・プログラムそれ自体及びアルゴリズムは、特許を受けることのできる主題とはみなされない。</p> <p>b. 「数学的方法」とは、知的技能による行為であるとみなされている。計算方法、方程式の公式化、平方根及び立方根の解明、並びにその他の数学的方法を直接伴う方法は特許されない。コンピュータ・テクノロジーの発展により、数学的方法は、アルゴリズム及び多様なアプリケーション用のコンピュータ・プログラムを書き込むために使用されており、特許のされたクレームは、数学的方法それ自体ではなく技術的発展に関連するものとして偽装される場合がある。これらの方法は、いかなる方法によってクレームされようとも、特許性がないとみなされている。</p> <p>c. 「ビジネス・モデル」は、いかなる方法によってクレームされようとも、特許されない。「ビジネス・モデル」という語句には、商品又は役務の取引に関連した営利事業又は企業における活動全般を含む。テクノロジーの発展により、事業活動は、電子商取引並びに関連する企業間電子商取引及び企業・消費</p>	法第3条(k)

	<p>者間による商取引を通じて、飛躍的に発展してきている。クレームが、直接ビジネス・モデルとしてではなく、一見したところインターネット、ネットワーク、人工衛星及び電気通信等の一部の技術的特徴により作成されている場合がある。本除外規定は全てのビジネス・モデルに適用されるため、当該クレームが実質的にビジネス・モデルに関連する場合には、技術の活用がある場合にも、かかるクレームは特許を受けることができる主題とはみなされない。</p> <p>d. すべての形態によるアルゴリズムで次に掲げるものを含むが、これに限定されないものは特許されない。一連の規則、手続若しくは手順又はその他定式化された命令の制限的リストにより示されるその他の方法で、問題の解決に向けられたものであるかどうかを問わず、また、論理的、算術的又は計算的方法を採用しているか、或いは、反復して利用されるものであるか否かを問わないもの。</p> <p>e. コンピュータ・プログラムを主題とする特許出願はまず、上記の(b)、(c)及び(d)に関して審査が行われる。出願の主題がこれらの分類に該当しない場合には、当該主題は、コンピュータ・プログラムそれ自体であるかの判断を目的に審査される。</p> <p>f. 特許出願でクレームされた主題が、コンピュータ・プログラムに過ぎない場合、当該主題はコンピュータ・プログラムそれ自体とみなされ、特許されない。「コンピュータ・プログラム製品」について行われるクレームは、コンピュータによる判読可能な媒体に保存されたコンピュータ・プログラムそれ自体であり、従って、認められない。クレームが、特に、コンピュータ・プログラムを含まない主題を含む場合にも、当該主題が明細書において十分に開示されており、当該発明の不可欠な一部を構成しているかが審査される。</p> <p>g. 特許出願の主題が、前記の規定に基づき除外されないことが認められた場合には、当該主題は特許付与に係るその他の基準に関して審査される。</p>	
--	--	--

08.03.05.11	<p>文学、演劇、音楽若しくは芸術作品、又は他の何らかの審美的創作物。これには、映画作品及びテレビ制作作品を含む。</p> <p>文学作品、音楽、美術品、絵画、彫刻、コンピュータ・プログラム、電子データベース、書物、パンフレット、講義、演説、説教、演劇及び音楽作品、舞踏、映画、図面、建築、版画、石版術、写真、応用美術、イラスト、地図、平面図、スケッチ、地形に係る立体作品、地勢図、翻訳物、翻案、編曲、マルチメディアの製作等は特許されない。これらの著作物等は、1957年著作権法の規定に従う。</p>	法第3条(l)
08.03.05.12	<p>精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法、又はゲームをするための方法は発明ではない</p> <p>精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法、又はゲームをするための方法は、次に掲げるもののように、思考プロセスの結果に過ぎないとみなされることから、特許を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. チェスの遊び方 b. 教育方法 c. 勉強方法 	法第3条(m)
08.03.05.13	<p>情報の提示は発明ではない</p> <p>言葉、信号、記号、図又はその他の表示方法による視覚、聴覚又は理解が可能な情報の表示方法、手段又は方式は、特許を受けることができない。例えば、スピーチの印刷原稿において下線で強調部分を示し、縦のラインで当該スピーチをリズムカルにするといった、スピーチを教示する手段は特許を受けることができない。また、電車の時刻表や100年カレンダーなども特許されない。</p> <p>出願第94/Cal/2002号に関して、長官は、特許制度は技術的創造性という単一の創造性のみを保護することを目的としており、クレームされた発明がビジネス・モデル及び情報提示の方法に関連するものであったことから、認められないという判示した。</p>	法第3条(n)
08.03.05.14	<p>集積回路の回路配置</p> <p>集積回路の回路配置は、2000年半導体集積回路の回路配置法により、別に保護されているため、マイクロチ</p>	法第3条(o)

	ップ及び半導体チップに使用されている電子回路の三次元配置は特許されない。	
08.03.05.15	<p>事実上、古来の知識である発明、又は古来知られた 1 若しくは 2 以上の部品の既知の特性の集合若しくは複製である発明</p> <p>既存の知識である古来の知識は特許されない。例えば、創傷治癒のためのターメリックの殺菌性が挙げられる。また、インドゼンダンの農薬及び殺虫剤作用も同様である。</p> <p>審査官は伝統的知識デジタル・ライブラリ(TKDL)及びその他の情報源を利用して、クレームされた主題が本規定の範囲に該当するかを判断するために調査を行う。</p>	法第 3 条(p)
08.03.06	<p>十分な開示</p> <p>十分な開示というのはまた異なる側面であり、特許出願の審査中に審査官により調査されるものである。審査官は次について調査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 明細書に適切な名称が記載されていること b. 明細書において主題が十分かつ詳細に記載されていること c. クレームが発明の範囲を適切に定めていること d. 明細書で発明を実施する最善の方法が説明されているか否か e. 生物学的素材に関する発明である場合には、出所及び地理的原産地が開示されていること f. 該当する場合には、生物多様性局から許可を取得していること g. 該当する場合には、受託番号及びその他の寄託に関する詳細が記載されていること 	法第 10 条
08.03.07	<p>発明の単一性</p> <p>a) 明細書のクレームは、単一の発明概念に関連するものでなければならない。出願が複数の発明概念から構成されている場合には、審査官はその旨を報告書に記載する。当該出願は、異なる発明が複数存在することに関する異論に対処するために、分割することができる。</p>	法第 10 条第 5 項

	<p>b) 一群の発明が単一の発明概念を構成するように連結しているかは、発明が別々のクレームにおいてクレームされているか又は、単一のクレームにおいて代替物としてクレームされているかにかかわらず、判断される。</p> <p>c) 方法及び装置若しくは手段における発明の単一性については、装置若しくは手段が当該方法を実施するために特別に設計されているものであること、又は、少なくとも方法の一段階として設計されているものであることが求められている。</p> <p>d) 例えば次に掲げるように、異なる分類に属する独立クレームが単一の発明概念に関するものである場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品及び当該製品の製造のために特別に適合された方法に関するクレーム 2. 方法及び当該方法を実施するために特別に設計された装置又は手段に関するクレーム 3. 物品を作るための型、当該型を作るための方法、及び当該型を利用して当該物品を作るための方法は、単一の発明概念を構成する。 4. プラグとコンセントからなるロックシステムに関して、プラグとコンセントで個別に記載される独立クレームは、単一の発明概念を構成する。 5. 受信機及び送信機から構成される放送システム。 6. 発明が新しい種類のスプレーボトルに関するものである場合、クレームはスプレーボトルそれ自体(製品)及び当該スプレーボトルの製造方法(方法)について行うことができる。 7. 遺伝子操作のされた遺伝子配列／アミノ酸配列に関するクレームは、遺伝子配列／アミノ酸配列、配列の表示方法、蛋白質／配列に対する抗体、及びかかる抗体／配列を含む一式(kit)について行うことができる。 8. 薬剤又は医薬品に関するクレームは、薬剤又は 	
--	---	--

	医薬品、当該医薬品の生成方法、及び薬剤を含む合成物について行うことができる。	
08.03.08	<p>審査官の報告書</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 審査官は次に掲げる事項に関して、詳細にわたる審査を行った後に、報告書を作成する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 願書並びに明細書及びそれに係る他の書類が本法及び本法に基づいて制定された規則に規定する要件に適合するか否か b. 当該出願について本法に基づく特許付与に対する何らかの適法な異論の理由が存在するか否か c. 法第 13 条に基づいて行われた調査の結果 2. 審査官は、新規性を確認するための先行技術の調査、及び、当該明細書で開示された発明が進歩性を有し、かつ、産業上利用可能であるかの審査を行った後に報告書を作成する。また、審査官は、当該発明が、法第 3 条及び第 4 条に定める特許されない発明のいずれかに該当しないか、並びに、当該出願が特許法のすべての規定を遵守しているかについても審査する。 	法第 3 条、第 4 条、第 12 条及び第 13 条
08.04	<p>報告の長官による取扱い及び最初の審査報告書の発行</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通常、長官は、審査官による報告書を、当該報告書を受理した日から 1 月以内に検討し、異論の要旨（ある場合）が、報告書の形態をもって、最初の審査報告書(FER)として、求められた場合には出願書及び明細書と併せて、出願人に送付される。特許付与に関して異論がない場合で、法第 25 条第 1 項に基づく特許付与前異議申立てが係属していない場合、特許権はできる限り速やかに付与される。 2. 審査請求が利害関係人により行われた場合にも、最初の審査報告書は出願人に送付される。最初の審査報告書の発行に関する通知は当該利害関係人に送付される。 3. 最初の審査報告書は、次の事項に係る特許庁の異 	法第 3 条、第 4 条、第 14 条、第 15 条、第 18 条及び第 21 条

	<p>論が記載される。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の欠如 b. 法第3条及び第4条の範囲に該当する分類に関する主題 c. 法に定めるその他の要件の不遵守 <p>4. 出願人は、最初の審査報告書又はその後の通知の何れか早い方により通知された、法により課される要件を全て遵守することが義務付けられている。しかしながら、出願人が、最初の審査報告書の発行日から12月以内に、当該最初の審査報告書に答弁しなかった場合、法第21以上第1項の定めるところにより、当該出願は放棄されたものとみなされる。その旨の通知は一情報として、出願人に送付される。</p> <p>5. 出願人により提出された答弁／補正が、法に定める要件を満たしていない場合、長官は聴聞の機会を提供した後、実体に基づき判断を行う。</p> <p>6. 出願人の制御を超える理由により、当該出願人が、最初の審査報告書の発行日から12月が経過した後に書類を再提出する場合、長官はかかる遅延につき提供された証拠に基づき当該事案の処理を継続するかを判断する。</p> <p>7. 出願人が12月以内に当該書類を再提出した場合には、審査官は当該出願を新たに審査しなければならない。当該審査において、法の定める要件が満たされていると認められた場合、特許権は付与される。</p> <p>8. 出願人が長官により通知された異論の何れかについて抗弁するとき、又は出願人が明細書を補正するか否かに関する意見書と共に明細書を再提出するときは、出願人は、本件について、請求すれば聴聞を受ける機会を与えられる。</p> <p>9. 出願人を聴聞した後、長官は、明細書について長官が適切と認める補正をすべき旨を指定し又は許可することができる。また、長官がそのように</p>	
--	--	--

	<p>指定し若しくは許可した補正がされない、又は法及び規則に定めるその他の要件が遵守されていない限り、特許の付与を拒絶することができる。</p> <p>10. 長官が、審査及び特許権の付与のいずれかの段階において、審査官の報告書と意見を異にする場合、当該意見の不一致の理由を当該出願に記録しなければならない。</p> <p>11. 法第 14 条の規定に基づく聴聞を受ける機会が与えられることなく、特許の拒絶は査定されない。法第 15 条の規定による出願の拒絶に関する命令は理由付命令により行われる。第 15 条に基づく当該命令に対しては、知的財産権審判部に対して審判請求することができる。</p>	
08.05	<p>出願の後日付け</p> <p>1. 特許出願は、特許権の付与前いつでも行うことのできる出願人による請求及び所定の手数料の納付により、出願日から 6 月以内の日に後日付けすることができる。</p> <p>i. かかる請求が出願の審査前に行われた場合にも、後日付けは認められ、当該審査は後日付けとされた日に基づき行われる。</p> <p>ii. かかる請求が最初の審査報告書の発行後に行われた場合は、当該後日付けされた日に基づき、再度審査されることを条件として、出願の後日付けは認められる。</p> <p>2. 法又は規則の定める要件を遵守するために、願書、明細書(図面を含む。)又は他の書類が、法第 15 条に基づいて補正を要求された場合において、当該願書又は明細書若しくは他の書類については、当該要件が遵守された日、又は願書又は明細書若しくは他の書類が再提出されたときは当該要求の遵守後それを再提出した日に、提出されたものとみなす。この規定が援用された場合、当該出願は長官により指定された日付に基づき新たに審査される。</p> <p>3. 長官により法第 17 条(2)の規定が援用される場合としては次の場合がある。</p>	<p>法第 9 条第 4 項、第 15 条及び第 17 条</p>

	<ul style="list-style-type: none"> i. 法第 15 条の規定による手続において提示された特許庁の異論に対抗するために、出願人が補正により欠落部分を提出した場合。 ii. 補正された明細書を説明するために、補正において新たな図面が提出され、かかる補正された図面なくして、補正された明細書を説明することができない場合。 	
08.06	<p>特許付与前異議申立て</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 何人も、法第 11A 条に基づく特許出願の公開後で特許付与前はいつでも、法第 25 条第 1 項に定める理由により、所轄庁に、長官への特許付与前に対する異議の申立により行うことができる。特許権の付与前とは、長官が当該出願への特許付与前を命令した日である。同時に、特許番号が生じ、特許権が付与前された事実が公式のウェブサイト上で入手可能となる。 b. 特許付与前後に特許付与前異議申立てが受理された場合、長官は、当該異議申立人に当該特許付与前異議申立てを差し戻し、当該異議申立人に特許権が付与前された事実を通知する。異議申立人が利害関係人である場合には、当該異議申立人は、正式な特許付与前後異議申立をすることができる。 c. 特許は、法第 11A 条に基づく公開日から 6 月が満了する前には一切付与前されない。したがって、当該者は、公開日から 6 月という確定した期間内に特許付与前異議申し立てをし、特許付与前異議申立が特許権の付与前に行われることを確実にすることができる。 d. 異議申立書には、陳述書及び当該申立書を裏付ける証拠（ある場合）、並びに、望む場合には聴聞の請求が記載されなければならない。 e. 長官は、当該出願に関する審査請求が行われた場合にのみ、当該申立書を検討する。 f. 特許付与前異議申立が記録されている場合には、当該申立は審査官の報告書と共に、長官により検討される。 	<p>法第 11A 条、第 15 条及び第 25 条第 1 項 規則 55</p>

	<p>g. 異議申立の検討において、長官が当該異議申立には請求の利益がないとした場合、当該申立人の請求があれば、聴聞の機会が与えられる。聴聞後も、長官が当該異議申立は拒絶されるべきであるとする場合には、通常 1 月以内に、特許付与前異議申立を拒絶する旨の理由付命令が発せられる。</p> <p>h. しかしながら、長官が特許付与前異議申立には請求の利益があり、かつ、当該出願は拒絶又は補正されるべきであると判断した場合、当該申立書の写しと共に通知が出願人に送付される。当該出願人は、望む場合には、当該申立所に対する答弁書と共に陳述書及び出願を裏付ける証拠（ある場合）を通知日から 3 月以内に提出するものとする。</p> <p>i. 出願人の提出した陳述書及び証拠の審査に基づいて、長官は、当該出願に基づく特許付与を拒絶するか、又は特許付与前に長官の納得するように完全明細書を補正すべき旨を命じるかの何れかとすることができる。</p> <p>j. 長官は、請求されている場合の聴聞中にされた申立及び提出物を審査した後、同時に更に手続を遂行し、前記手続完了から通常 1 月以内に、当該出願について当該申立を拒絶して特許を付与するか又は当該申立を受理して特許付与を拒絶するかの何れかとしなければならない。法第 25 条第 1 項に基づく特許付与前異議申立の検討の結果、当該出願に係る特許付与が拒絶された場合、法第 15 条の定めるところにより、拒絶に関する理由付命令が発せられる。</p>	
08.07	特許付与	
08.07.01	<p>法に基づく条件の遵守</p> <p>次に掲げる場合には、特許権はできる限り迅速に付与される。</p> <p>1. 出願に対して、長官が本法によって自己に付与された権限を行使して拒絶しなかった場合、又は</p>	<p>法だ 18 条及び第 43 条 規則 28、28A、29、30 及び 31</p>

	<p>2. 出願が本法の規定の何れかに違反することが発見されなかった場合</p> <p>例えば、</p> <p>a. 審査官による異論がすべて満たされ、最初の審査報告書と共に返却された書類が、当該最初の審査報告書の発行日から 12 月以内に、要件を満たした上で再提出された場合。</p> <p>b. 最初の審査報告書に、完全明細書の提出日前で当該出願の優先日後に公開された先行技術に関する言及が含まれている場合には、出願人は、その完全明細書に記載されたクレームの優先日が、当該先行技術を含む文書が公開された日より先の日であることを証明しなければならない。当該クレームの優先日は、当該事項が該当する明細書において最初に開示された日である。別の方法として、出願人は、かかる文書に係る異論に対抗するために、自己の完全明細書を補正することができる。上記の証明又は補正が行われない場合、規則 28 及び 28A に詳細に定められている手続がとられた後に、当該出願は拒絶される。</p> <p>c. 最初の審査報告書が、出願人の完全明細書の提出日後に公開された先行技術で、当該提出日より先の優先日を主張するものに関する言及を含む場合、当該出願人は、その完全明細書のクレームに係る優先日が、当該先行技術を含む文書が公開された日より先の日であることを証明しなければならない。かかるクレームの優先日は、当該事項が該当する明細書において最初に開示された日である。別の方法として、出願人は、当該書類に係る異論に対抗するために、自己の完全明細書を補正することができる。上記の証明又は補正が行われない場合、規則 29 から 31 に詳細に定められている手続が取られた後、出願人の明細書に、公衆への通知という方法により、当該他の明細書に関する言及が行われる。</p> <p>d. 特許付与について特許付与前異議申立が係属し</p>	
--	---	--

	<p>ていない場合又は特許付与前異議申立が出願人に有利に処理された場合、特許の付与日は、長官により当該出願に特許付与がされた日である。特許付与と同時に特許番号が生じる。インド特許庁は、完全に電子手続に移行しているため、長官による特許付与の事実及び特許番号は、リアルタイムで公式のウェブサイトに反映される。</p>	
08.07.02	<p>特許付与の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 特許付与時、各特許は電子装置により出願番号を付される。特許証が所定のフォーマットにより作成され、同時に電子登録簿への記録が行われる。現在の電子システム上、特許登録簿への特許の登録日と長官による特許付与日は同日である。 b. 特許付与された完全明細書は、公式のウェブサイトを通して公衆に入手可能とされる。 c. 出願書、明細書及びその他の関連書類は、所定の手数料を納付することにより、公衆の閲覧に供されている。 d. 特許権が付与された事実は、インド特許庁の公報に公表される。 e. 特許付与時に、特許権者は、現行では特許証の日付と同日である特許登録簿への特許登録の日から3月以内に、累積手数料を納付することが義務付けられている。 f. いかなる利害関係人も、特許付与の公告の日から12月以内は、法第25条(2)による特許付与後異議申立をすることができる。 g. すべての特許権者及び実施権者は、6月を下回らない定期的な間隔で、インドにおいて商業規模で特許発明を実施している旨の文書を所定のフォーマットで提供しなければならない。 	様式 27
08.07.03	<p>特許証の日付</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 特許証の日付は、特許出願の提出の日とする。しかしながら、PCT 国内段階出願の場合、提出の日は国際出願の日である。 b. 最初の更新手数料の納付日は、特許登録簿への登 	法第 45 条

	<p>録の日から計算される。しかしながら、特許出願の電子的処理の導入以来、当該登録日は特許証の作成日と同日である。</p>	
08.07.04	<p>一定の条件に従う特許付与</p> <p>a. 特許付与の対象である機械、器具若しくはその他の物品、又は特許付与の対象である方法の使用によって製造された物品は、政府により若しくはその代理として専ら自己使用の目的で輸入又は製造することができる。</p> <p>b. 特許付与の対象である方法は、政府又はその代理として専ら自己使用の目的で使用することができる。</p> <p>c. 特許付与の対象である機械、器具若しくはその他の物品、又は特許付与の対象である方法の使用によって製造された物品は、何人も専ら研修生の教育活動を含む実験若しくは研究の目的で製造又は使用することができ、また特許付与の対象である方法は、何人とも同様に使用することができる。また</p> <p>d. 医薬品に係る特許の場合は、当該医薬品については、政府が専ら自己使用の目的で、又は政府によって若しくはその代理として維持されている薬局、病院若しくはその他の医療機関に、又は他の薬局、病院若しくは医療機関であって中央政府がその提供する公共サービスを顧慮して本件につき官報告示で指定することができるものに対して頒布する目的で、政府によって輸入することができる。</p>	法第 47 条
08.07.05	<p>特許権者の権利</p> <p>a. 製品特許の場合、特許権者は、第三者がインドにおいて当該製品を製造し、使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を防止する排他権を有する。</p> <p>b. 方法特許である場合、特許権者は、第三者が同方法を使用する行為、及びインドにおいて同方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出を</p>	法第 48 条

	し、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を防止する排他権を有する。	
08.07.06	<p>共有者の権利</p> <p>a. 2以上の者に特許が付与されたときは、別段の有効な合意がない限り、それらの各人は、特許において均等かつ不可分の持分を有する。</p> <p>b. 法第50条及び法第51条の規定に従うことを条件として、2以上の者が特許の被付与者又は所有者として登録されているときは、別段の有効な合意がない限り、それらの各人は、他の者に報告することなく、自己又はその代理人によって自己の利益のため法第48条により付与された権利を行使する権原を有する。</p> <p>c. 法第50条及び法第51条の規定並びに現に効力を有する合意に従うことを条件として、2以上の者が特許の被付与者又は所有者として登録されている時は、それらの各人は、他の者の合意がある場合を除き、当該特許に基づくライセンスを許諾し、また当該特許の持分を譲渡してはならない。</p> <p>d. 特許の被付与者又は所有者として登録された2以上の者のうち1が特許物品を販売したときは、その購入者又はその者を通じて権利主張するのは、当該物品が単一の特許権者によって販売されたものとして、当該物品を取り扱うことができる。</p> <p>e. 法第50条の規定に従うことを条件として、動産の所有権及び継承に一般的に適用可能な法律の原則は、特許についても適用する。法第50条(1)又は(2)のいかなる規定も、受託者間若しくは故人の法律上の代表者間における相互の権利義務、又はそのような者としての権利義務に対して一切影響を及ぼさない。</p> <p>f. 法第50条の如何なる規定も、本法施行前に設定された特許の部分的利害についての譲受人の権利に対して一切影響を及ぼさない。</p>	法第50条及び第51条
08.07.07	特許の存続期間	法第53条

	<p>2002年特許(改正)法施行後の2003年3月20日時点において満了していないものを含む、全ての特許の存続期間は、特許の出願日から20年間とする。但し、更新手数料が毎年、所定の期間内又は所定の延長期間(最大6月)内に納付されることを条件とする。</p>	
--	---	--

第9章

特許付与後異議申立

09.01	<p>特許付与後異議申立</p> <ol style="list-style-type: none">1. いかなる利害関係人も、所轄庁において特許付与が公表された日から12月以内は、当該特許付与に対する異議申立の通知を、所定の様式により2通作成し、提出することができる。2. 特許付与の日は、長官が特許権を付与する日であり、現在、特許付与は電子モジュールを通してのみ行われていることから、特許付与の日時は、公式のウェブサイトを通して、リアルタイムで公衆に入手可能となっている。したがって、特許付与日後に行われたいかなる異議申立も、特許付与後異議申立として扱われる。3. 異議申立人は、当該事項に係る自己の利害の内容を示さなければならない。4. 利害関係人とは、当該発明に係る分野と同一の分野における研究に従事し、又はこれを促進する業務に従事する者を含む。特許物品と関連のある商品に製造又は取引上の利害を有する組織、かかる商品の製造につき金銭的利害を有する組織、又は同一の主題に関連する特許を有する組織も利害関係人となりうる。5. 特許付与後異議申立は、法第25条第2項に定める理由に基づき行うことができるが、それ以外の理由は認められない。6. 異議申立の通知を受けた後、長官はかかる通知を受領した事実を、遅滞なく、特許権者に通知しなければならない。7. 異議申立人は、特許権者に陳述書及び証拠（ある場合）の写しを送達しなければならない。8. 特許権者は当該異議申立に抗弁しようとする場合、当該異議申立に抗弁する理由を十分に記載した答	許法第2条第1項(t)および第25条第2項 規則55A、60、126及び127 様式7
-------	---	---

	<p>弁書及び証拠（ある場合）で自己の事案を指示するものを、異議申立人の陳述書及び証拠（ある場合）の写しを受領した日から2月以内の期間に提出し、かつ、当該異議申立人にその写しを送達しなければならない。</p> <p>9. 特許権者が当該異議申立に抗弁することを望まない場合、又は2月以内に答弁書及び証拠を提出しない場合、当該特許は取り消されたものとみなし、長官は特許取消の命令を発し、取消の事実の特許登録簿に記載される。</p> <p>10. 異議申立人、特許権者の答弁書及び証拠の写し各1通の送達を受けた日から1月以内に、弁駁証拠を提出することができる。当該異議申立人の弁駁証拠は、特許権者の証拠における事項に厳格に限定したものでなければならない。当該異議申立人は、当該弁駁証拠の写し1通を特許権者に送達しなければならない。</p> <p>11. 追加の証拠は、長官の許可又は指示による場合を除き、何れの当事者も一切送達してはならない。</p> <p>12. 追加の証拠の提出については、いずれの当事者も、長官から聴聞の日が決定した旨の通知を受ける前に行わなければならない。</p> <p>13. 英語以外の言語による明細書又はその他の書類が異議申立書、陳述書又は証拠において言及されているときは、その英語による認証翻訳文2通を当該異議申立書、陳述書又は場合により証拠と共に提出しなければならない。</p> <p>14. 規則126の規定に基づき、証拠は宣誓書をもって提出しなければならない。</p> <p>15. 規則127の定めるところにより、証拠書類を提出しなければならない。</p>	
09.02	<p>異議部の構成</p> <p>1. 長官は、異議申立の受領後、命令により、異議部を形成し、当該異議申立人の異議申立及び出願人に関連して、規則57から60までの規定に基づいて提出されたすべての書類を含め、当該</p>	規則56、57、58、59及び60

	<p>異議申立書を審査させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 異議部は、各当事者の提出した全ての陳述書、書類および証拠の審査を行った後、当該書類の送付があった日から 3 月以内に、異議申立に挙げられた各根拠に関する理由及び異議部の共同勧告を含む報告書を提出しなければならない。 3. 異議部は、3 名の構成員からなり、そのうちの 1 名は部長とする。 4. 審査官は異議部の構成員となることができる。しかしながら、出願に係る特許付与の途中で当該特許出願を扱った審査官は、異議部の構成員にはなれない。 5. 長官が、書面による命令により、追加の証拠を記録した場合、当該証拠は異議部の審査に付託される。異議部からの報告書の受領後に追加の証拠が記録された場合も同様である。 	
<p>09.03</p>	<p>聴聞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 異議部の勧告の受領後、長官は、不当な遅延なしに、異議申立を聴聞する日時を定め、当該聴聞について 10 日以上前に当事者に通知しなければならない。 2. 聴聞の通知の受領後、何れかの手続当事者が聴聞を受けようとするときは、当該当事者は、所定の手数料を添えた届出により、その旨を長官に通知しなければならない。 3. 長官は、審議部の構成員に聴聞に出席すべき旨を命じることができる。 4. 長官は、届出をせず、手数料を納付していない当事者の聴聞を拒絶することができる。 5. 何れかの当事者が聴聞において異議申立書、陳述書又は証拠において未だ記述していない刊行物に依拠しようとするときは、自己の意思を当該刊行物の詳細と共に、相手方当事者及び長官に通知しなければならない。かかる通知は、聴聞の日から 5 日以上前に通知しなければならない。 6. 長官は、聴聞を受けることを希望する 1 若しくは 	<p>規則 62</p>

	<p>複数の当事者を聴聞した後、又は何れの当事者も聴聞を受けることを希望しないときは聴聞なしで、かつ、異議部の勧告を参酌した後、異議について決定をする。すなわち、長官は、特許の取消、特許の補正の命令、又は異議申立の拒絶をし、理由付命令を発することができる。</p> <p>7. 長官により、明細書又はその他の文書の補正が命令されている場合、当該特許権者は、長官の指示に基づき、合理的な期間内に補正された書類を当該特許庁に提出しなければならない。</p>	
--	--	--

第10章

特許付与後手続

10.01	<p>特許の維持－更新</p> <p>特許を有効に維持するため、特許証の日付から第2年次又はその後続年次の満了時に、更新手数料の納付がされていなければならない。これは第2年次又はその後続年次の満了前に特許庁に送金されなければならない。</p> <p>さらに、期間延長の請求を所定の手数料を添えて様式4により行えば、当該期限を超える、当該期限から6月延長した期間に特許を更新することができる。6月をさらに延長することはできない。</p> <p>a. 出願日から2年の期間経過後に特許の付与があったときは、その間に納付期日の到来した手数料は、当該特許の登録簿への登録から3月の期間内に、納付することができる。当該特許の登録簿への登録日は、特許証の添付された書状により出願人に通知される。更新手数料の納付の期間は、所定の手数料を添えて様式4を提出することにより、最大6月延長することができる。</p> <p>b. 出願日から2年の期間が経過する前に特許の付与があったときは、最初の更新手数料の納付期限は第3年次に到来する。しかしながら、当該更新手数料は2年が満了する前に納付されなければならない。当該期間は最大6月延長することができる。</p> <p>c. 特許に係る最初の更新手数料の納付期限は、特許の出願日から計算して第3年次に到来する。しかしながら、第3年次の更新手数料は、2年が満了する前に納付されなければならない。つまり、第5年次については、特許付与日から計算して第4年次が満了する前に納付されなければならない。以下同様である。</p>	法第53条及び第142条第4項 規則80 様式4
-------	---	--------------------------------

	<p>d. 更新手数料を納付するに当たっては、関係特許番号及び日付並びに当該手数料の納付に係る年次を挙げなければならない。前記事項に係る誤記は、特許の失効を招く可能性がある。</p> <p>e. 追加特許については、更新手数料の納付は義務付けられていない。</p> <p>f. 2年以上について納付を必要とする年次更新手数料は、前納することができる。</p>	
<p>10.02</p>	<p>失効した特許の回復</p> <p>a. 特許が、所定の期間内に更新手数料の納付がなかったことを理由に失効した時は、当該特許は様式 15 による特許の回復申請を行うことにより、当該特許の失効の日から 18 月以内に、回復することができる。かかる申請は、特許権者／譲受人、又はその者の法律上の代表者、及び共同出願人があるときは長官の許可を得て他の共有権利者と共にすることなくそれらの者の 1 又は 2 以上の者がすることができる。</p> <p>b. 申請人は、更新手数料の不納付に至った状況を述べなければならない。また、申請書にも更新手数料の不納付に至った状況を記載しなければならない。当該陳述は証拠及び言及されている書類の写しにより裏付けることができる。</p> <p>c. 当該証拠は、当該更新手数料の不納付が故意ではなかったこと、及び当該回復の申請をするに当たって何ら不当な遅延もなかったこととする特許権者の主張を裏付けていなければならない。</p> <p>d. 長官は、当該更新手数料の不納付が故意ではなかったこと、及び当該回復の申請をするに当たって何ら不当な遅延もなかったことの十分な根拠を示す追加の証拠の提出を要求することができる。</p> <p>e. 特許の失効前に名称の変更を登録できなかった特許権者はまず、規則 94 に基づき、登録簿における変更を申請しなければならない。特許の失効後に名称を変更した場合、当該特許権者は本人であることを証明しなければならない。いずれの場合に</p>	<p>法第 60 条 規則 84 及び 94</p>

	<p>も、特許権者は新しい名称で願書を作成及び署名しなければならないが、署名する際にはその本人特定情報に「以前は・・・という名称で知られていた」と追記しなければならない。</p>	
10.02.01	<p>失効した特許の回復申請の処分に関する手続</p> <p>a. 当該更新手数料の不納付が故意ではなかったこと、及び当該申請をするに当たって何ら不当な遅滞もなかったことを長官が一応納得した時は、回復の申請は公報に公告される。</p> <p>b. 長官が、特許の回復について一応の証拠がある事件が立証されなかったと納得するときは、長官はその旨を申請人に通知しなければならない。申請人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知の日から 1 月以内に請求した場合、聴聞が行われ、回復の申請は処分される。聴聞を受けることが当該通知の日から 1 月以内に請求されない場合、当該申請は拒絶される。回復の申請が拒絶された場合は、理由付命令が発せられる。</p> <p>c. いかなる利害関係人も、公報における公告日から 2 月以内に、所定の方法により、更新手数料の不納付が過失ではないこと又は当該申請をするに当たって不当な遅延があったことを理由に、異議申立書を提出することができる。</p> <p>d. 異議申立書には、異議申立人の利害の内容、異議申立の理由及び依拠した事実に関する陳述が記載されなければならない。意義申立書は長官により申請人に対して迅速に送付されるものとする。</p> <p>e. 特許付与後異議申立、陳述書、答弁書及び弁駁証拠の提出、聴聞、並びに費用に関して、規則 57 から 63 までに定める手続はこの場合にも適用される（第 9 章の特許付与後異議申立を参照）</p> <p>f. 回復の申請の公告日から 2 月以内にいかなる異議申立も行われなかった場合、又は行われた場合に当該異議申立が特許権者に有利な形で処分された場合は、長官は回復の申請を認める命令を発しなければならない。第 1 附則に定める、不納付</p>	<p>法第 60 条、第 61 項及び第 62 条 規則 84、85 及び 86 様式 14</p>

	<p>の更新手数料及び追加手数料は長官の命令の日から1月以内に納付しなければならない。</p> <p>g. 特許が回復された事実は公報に公告されなければならない。</p> <p>h. 特許が失効した日から特許の回復申請の公告日の間に、当該出願人の発明の使用を開始した者を保護するために、回復の命令には、長官が課すことのできる上記の者の保護及びその者に対する賠償に関する規定及びその他の条件が記載されるものとする。特許の失効の日と特許回復申請の公告の日との間に犯された特許侵害行為については、如何なる訴訟若しくはその他の手続も一切これを提起し又は訴追することができない。</p>	
10.03	<p>権利の譲渡／移転の登録</p> <p>a. 特許若しくはその持分についての譲渡、譲渡抵当権、ライセンス又はその他特許についての何らかの権利の設定については、それが書面によるものであり、関係当事者間の合意がそれらの者の権利義務を規制する全ての条件を記載した書類の形式とされ、かつ、適法に締結されていない限り、効力を生じない。</p> <p>b. 何人も譲渡、移転若しくは法の適用によって、特許若しくは特許の持分を取得し、又は譲渡抵当権者、実施権者若しくはその他として特許について何らかの他の権利を取得したときは、その者は、長官に対してその者の権原又は場合により権利の通知を登録簿に登録すべき旨を、様式16により書面で申請しなければならない。かかる申請は、譲渡人、譲渡抵当権設定者、実施許諾者又は相手方当事者がすることができる。</p> <p>c. 何人かの権原登録又は利害の通知の申請が法第69条の規定に基づいてされた場合において、長官は、長官の納得する権原又は利害の証拠に基づいて、登録簿に適切な事項を記録する。</p> <p>d. 当事者間に何らかの紛争があるときは、長官は、当該当事者の権利が管轄裁判所の判決によって確</p>	<p>法第68条及び第69条 規則90、91、及び92 様式16</p>

	<p>定するまで、登録簿への記録に係る措置をとることを拒絶することができる。</p> <p>e. 登録簿への権利、権限若しくは利害関係の登録の申請又は知的財産権審判部(IPAB)による登録簿更正の申請以外の目的で、登録簿に登録されることがなかった書類については、長官又は裁判所は、これを何人かの特許又はその持分若しくは権利に係る権原の証拠と認定してはならない。ただし、長官又は裁判所が書面による記録すべき理由をもって別段の指示をする場合は、この限りでない。</p> <p>f. 特許権者／実施権者の要請がある場合には、実施権の存続期間は秘密とされ、裁判所により命令された場合を除き、如何なる者にも開示されない。</p>	
10.04	<p>特許の放棄</p> <p>a. 特許権者は、普通紙による申請により、いつでも自己の特許の放棄を申し出ることができる。当該申出を受けたときは、長官は、当該申出を公報に公告し、かつ、当該特許に利害関係を有する者として登録簿に名称が掲載されている特許権者以外の各人にも、その旨を通知しなければならない。</p> <p>b. 如何なる利害関係人も、当該申出の公報への公告日から3月以内に、申立書を様式14により2通作成して、当該放棄に対する異議を申し立てることができる。当該申立を受けたときは、長官は、特許権者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>c. 陳述書及び答弁書の提出、証拠提出、並びに異議申立の聴聞に関する手続は、インド特許規則 57 から規則 63 までに規定する特許付与に対する異議申立の手続におけるものと同様である（第9章特許付与後異議申立を参照）。</p> <p>d. 長官が特許を放棄する旨の特許権者の申出を受理するときは、長官は、特許権者に対して特許証を返還すべき旨を指示することができ、当該特許証の受領時に、長官は、命令により特許を取り消し、当該特許の取消を公告しなければならない。</p>	<p>法第 63 条 規則 57、58、59、60、61、62 及び 63 様式 14</p>
10.05	<p>発明の実施</p>	<p>法第 83 条及び第</p>

	<p>a. 特許は、発明を奨励するため、及び当該発明がインドにおいて商業規模で、かつ、不当な遅延なしに適切に実行可能な極限まで実施されることを保証するために、付与されるものである。</p> <p>b. 長官は、特許の存続期間中はいつでも、書面による告知をもって、インドにおける特許発明の商業的実施の程度について当該告知書に明示された定期的陳述書等の情報を長官に提供すべき旨を要求することができる。</p> <p>c. 特許権者及び実施権者は、当該告知の日から 2 月以内又は長官の許可する付加期間内に、当該情報を提出しなければならない。</p> <p>d. 特許権者及び各実施権者は、様式 27 により、各暦年について各年末から 3 月以内に、インドにおける当該特許発明の商業規模での実施の程度に関する陳述書を提出しなければならない。</p>	<p>146 条 規則 131(2) 様式 27</p>
<p>10.06</p>	<p>特許付与後の補正</p> <p>a. 特許付与後、特許権者は、様式 13 により、その特許出願書、完全明細書又はそれらに係る書類を長官が適切と認める条件（ある場合）に従って補正することを、申請することができる。かかる申請は、様式 13 により、所定の手数料の納付により行うことができる。かかる申請は、優先日の補正についてもすることができる。</p> <p>b. 当該申請は、理由と共に添付された写しに明確に強調した上で、提案された補正の内容を記載しなければならない。補正は、権利の部分放棄、訂正若しくは釈明による方法のみが認められている。また、かかる補正は事実の挿入の目的のみ認められている。また完全明細書の如何なる補正についても、その効果として、補正後の明細書が補正前の明細書において実質的に開示していないか又は示していない事項をクレームし若しくは記載することになるとき、又は補正後の明細書のクレームが補正前の明細書のクレームの範囲内に完全には含まれなくなるときは、一切許可されない。</p>	<p>法第 57 条及び第 59 条 規則 57、58、59、60、61、62、63、81、82 及び第 83 様式 13 及び 14</p>

	<p>c. 補正の申請は、提案された補正の内容と共に公告することができる。しかしながら、提案された補正の内容が本質的であるときは、当該申請は、公告しなければならない。例えば、完全明細書、クレーム又は特許出願書の補正に係る申請は公告しなければならない。</p> <p>d. 出願人は、補正したページを2通作成の上、適法に取消された元のページと共に提出しなければならない。</p> <p>e. 如何なる利害関係人も、補正の申請の公告日から3月以内は、様式14により、異議を申し立てることができる。かかる異議の申立てが行われた場合、長官は補正を行う出願人に通知しなければならない。</p> <p>f. 申請人及び異議申立人に聴聞の機会を与えた後（ある場合）、長官は当該事案を処分する。陳述書、答弁書及び弁駁証拠の提出、聴聞並びに費用に係る特許付与後異議申立については、規則57から63までに定める手続が本案に適用される（第9章の特許付与後異議申立を参照）。</p> <p>g. 特許の付与後に許可された補正は、公告しなければならない。</p> <p>h. 完全明細書の補正許可を詐欺によって取得した場合、法第64条に基づく特許の取消理由となる。</p> <p>i. 特許侵害訴訟が裁判所において係属している又は特許取消の手続が高等裁判所において係属している場合、長官は、補正の申請の許可又は拒絶に関する命令を発してはならない。</p>	
10.07	<p>出願人が死亡した場合の、特許付与後にとるべき手続</p> <p>a. 出願人が特許証の交付前に死亡した場合に、当該特許証が当該出願人の名称により交付された場合は、当該特許証がその者の名称により交付されるべきであった者は、長官に当該名称の変更を請求することができる。長官は、死亡した出願人の名称を当該請求人の名称に変更することにより当該特許証を訂正することができる。当該請求は様式10によりされなければならない。</p>	<p>法第44条 規則75 様式10及び16</p>

	<p>b. 出願人が特許証の交付後に死亡した場合、当該特許を受ける資格を取得した者又は当該特許の持分を取得した者は、法律の適用により、その権利の登録を請求することができる。かかる請求は様式 16 により行われなければならない。</p>	
<p>10.08</p>	<p>特許登録簿</p> <p>a. 特許登録簿は各特許庁において公衆に入手可能となっており、特許権者に関する詳細と共に、特許の譲渡及び移転、特許に基づくライセンス、特許の補正、並びに延長及び取消についての告知が記載されている。</p> <p>b. 長官又は長官により適法に授権された幹部職員の手元にある正本である旨証明された特許登録簿の謄本又は抄本は、全ての法的手続において証拠として採用される。</p> <p>c. 特許の付与時に、長官は、特許権者の名称、住所及び国籍、発明の名称(当該発明が関係する類別を含む)、特許の日付及びその付与の日付を特許権者の送達宛先と共に、特許登録簿に記入しなければならない。更新手数料の納付に係る事実も、特許登録簿に記入されるものとする。</p> <p>d. 長官はまた、各特許に関して長官又は裁判所に対する法に基づく手続に関する明細を特許登録簿に記入しなければならない。</p> <p>e. いかなる特許についても、特許登録簿に記入された名称、国籍、住所又は送達宛先の変更について長官に請求することができる。長官は、当該請求について処理する前に、自己が適切と認める変更の証拠を要求することができる。長官が当該請求を認めるときは、長官は、特許登録簿の記入をそれに応じて変更させなければならない。</p> <p>f. 特許権者がインドにおける追加の送達宛先の特許登録簿への記入について、納付を必要とする手数料を添えて書面で請求し、かつ、長官が当該請求を認めるべきものと納得するときは、長官は、当該追加の送達宛先を特許登録簿に記入させなければならない。</p>	<p>法第 67 条及び第 72 条 規則 88、93 及び 94</p>

	<p>ない。</p> <p>g. 各特許につき登録簿に記入された事項は、公式のウェブサイト上で公衆に入手可能となっている。</p>	
10.09	<p>特許登録簿の更正</p> <p>a. 次に掲げる事由による被害者は、知的財産審判部 (IPAB) に特許登録簿の更正を申請することができる。</p> <p>i. 何らかの記載の登録簿からの欠如若しくは脱漏、又は</p> <p>ii. 十分な理由なしに登録簿にされた何らかの記載、又は</p> <p>iii. 登録簿に不正に残存している何らかの記載、又は</p> <p>iv. 登録簿へされた何らかの記載における何らかの誤記若しくは瑕疵。</p> <p>b. 審判部への当該申請の通知については、長官にもこれをしなければならず、長官は、当該申請に関して聴聞を受けることができる。また長官は、当該審判部の指示があるときは出頭しなければならない。</p> <p>c. 審判部が登録簿更正を命令した場合、当該更正通知は長官に送達され、長官は、当該通知の受領により、登録簿をそれに応じて更正しなければならない。</p>	法第 71 条

第11章

審判請求

11.01	審判部及び審判請求	
11.01.01	<p>審判部</p> <p>a. 1999 年商標法第 83 条の規定に基づいて設立された審判部は、1970 年特許法の適用上の審判部とする。法第 117A 条(2)に掲げる規定に基づき、長官又は中央政府が発する何れかの決定、命令若しくは指示に対する審判請求は、審判部に対して行われ、これ以外の決定又は命令に対して審判請求することはできない。審判部は法的手続の迅速化を目的に設置された。</p> <p>b. 審判部は 2007 年 4 月 2 日から運用が開始された。インド官報第 2 部第 3 節(ii)款記載の S.O. 507(E)を参照。</p>	法第 116 条及び第 117A 条第 2 項
11.01.02	<p>審判請求</p> <p>a. 特許法に基づいて中央政府が行い若しくは発する何れかの決定、命令若しくは指示に対して、又は当該決定、命令若しくは指示を執行することを目的とする長官の行為若しくは命令に対しては、審判請求をすることができる。</p> <p>b. また、特許法第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条(4)、第 28 条、第 51 条、第 54 条、第 57 条、第 60 条、第 61 条、第 63 条、第 66 条、第 69 条(3)、第 78 条、第 84 条(1)から(5)まで、第 85 条、第 88 条、第 91 条、第 92 条、及び第 94 条の規定に基づく、長官又は中央政府による何らかの決定、命令、若しくは指示に対しては、審判請求をすることができる。</p> <p>c. 法又は規則の規定に期間の延長が定められている場合は、当該期間延長を認める長官の命令に対しては審判請求できない。</p>	法第 117A(2)及び第 81 条
11.02	審判請求の手續	法第 117E 条及び

	<p>a. 法第 117A 条(2)に定める当該規定に基づく長官の決定に対する審判請求には、当該審判請求の行われている決定、命令又は指令に関する認証謄本を添付しなければならない。</p> <p>b. 審判請求はすべて、場合によって、長官若しくは中央政府による決定、命令若しくは指令の日から 3 月以内、又は審判部が規則に従って認める可能性のある付加期間内に、行われなければならない。</p> <p>c. 長官は、次について出頭し、かつ、聴聞を受ける権利を有する。</p> <p>i. 審判部における法的手続であって、そこで求められた救済措置が登録簿の変更若しくは更正を含むもの又はそこで特許庁の実務に関する問題が提起されるもの</p> <p>ii. 特許付与の出願であって次の何れかのものについての長官命令に対する審判部への審判請求</p> <p>A. 異議申立がなく、かつ、当該出願を長官が拒絶したか又は長官が何らかの補正、変更、条件、又は制限に従うことを条件として受理したもの、又は</p> <p>B. 異議申立があり、かつ、長官が公共の利益上自己の出頭が必要と認めるもの</p> <p>d. 長官は、審判部によりそのように指示されたときは、何れの事件でも出頭しなければならない。</p> <p>e. 審判部が別段の指示をしない限り、長官は、出頭する代わりに、争点の事項に関する自己への手続、自己が下した何らかの決定の理由、同種事件における特許庁の実務慣行、又は当該争点に関連するその他の事項であって、自己の知識内のもので長官が必要とみなすものについて、長官が適正と認める明細を記載した自己の署名入り陳述書を提出することができ、当該陳述書については、当該手続における証拠とする。</p>	第 117F 条
--	---	----------

第12章

特許の取消

12.01	特許の取消	
12.01.01	高等裁判所又は審判部における取消 a. いかなる利害関係人又は中央政府も、特許法第 64 条の規定に定める特許の取消の理由に基づき、審判部に申立をすることができる。また、特許侵害訴訟における反訴に基づいて高等裁判所が、特許を取り消すこともできる。 b. 審判部及び高等裁判所に対する特許の取消の申立の理由は、法第 64 条に列挙されている。 c. (a)の規定を害することなく、特許権者が法第 99 条の趣旨の範囲内において適切な条件付きで中央政府の目的のために特許発明を製造、使用又は利用することの中央政府の要請に適切な理由なく従わなかったことを高等裁判所が納得するときは、高等裁判所は、中央政府の請求により、特許を取り消すことができる。	法第 64 条
12.01.02	中央政府からの指示に基づく長官による特許の取消 a. 特許について、1962 年原子力法第 20 条(1)に基づいて一切特許とすることができない原子力に係る発明に関するものであることを、特許付与後のいつでも中央政府が納得するときは、中央政府は、当該特許を取り消すべき旨を長官に対して指示することができる。それに基づいて長官は、その旨を特許権者及び登録簿に当該特許についての利害関係を有する者としてその名称が登録されているその他各人に通知し、かつ、それらの者に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、当該特許を取り消すことができる。 b. 当該手続において、長官は、当該特許を取り消す代わりに、長官が必要とみなす方法により完全明細書を補正することを特許権者に対して許可する	法第 65 条

	ことができる。	
12.01.03	<p>中央政府による特許の取消</p> <p>特許又は特許を行使する態様が国家にとって有害であるか若しくは一般に公共の利益を損なうものであると中央政府が認めるときは、中央政府は、特許権者に対して聴聞を受ける機会を与えた後に、官報にその旨の宣言を告示し、それに基づいて当該特許は、取り消されたものとみなす。</p>	法第 66 条
12.01.04	<p>不実施に対する長官による特許の取消</p> <p>a. 特許に関して、強制ライセンスが許諾されたときは、中央政府又は何らかの利害関係人は、最初の強制ライセンス許諾の命令の日から 2 年の期間満了後には、次に掲げる理由に基づき、当該特許を取り消すべき旨の命令を長官に申請することができる。</p> <p>i. 特許発明がインド領域内で実施されていないこと、又は</p> <p>ii. 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと、又は</p> <p>iii. 当該特許発明が適切に手頃な価格で公衆にとって利用可能でないこと</p> <p>c. かかる申請は、最初の強制ライセンス許諾の命令の日から 2 年の期間が満了した後にのみすることができる。</p> <p>d. かかる申請書には、所定の明細及び当該申請の基礎としている事実、並びに中央政府以外による申請の場合は、当該申請人の利害の内容も記載しなければならない。</p> <p>e. かかる申請については通常、それが長官に提出された後 1 年以内に決定が下される。</p>	法第 85 条

第13条

強制ライセンス

13.01	<p>特許の実施—通則</p> <p>a. 特許は、発明を奨励するため、及び当該発明がインドにおいて商業規模で、かつ、不当な遅延なしに適切に実行可能な極限まで実施されることを保証するために、付与されるものである。</p> <p>b. 特許は、特許権者に対して特許物品の輸入を独占することを可能にするためにのみ付与されるものではない。</p> <p>c. 特許権の保護及び執行は、技術革新の推進、技術の移転及び普及、技術的知識についての、かつ、社会的及び経済的福祉に資する方法による生産者及び使用者の相互利得、並びに権利義務の均衡に貢献する。</p> <p>d. 付与された特許は、公衆の衛生及び栄養物摂取の保護を阻害せず、かつ、特にインドの社会・経済的及び技術的発展にとり極めて重要な分野における公共の利益を増進する手段としての役割を果たすべきである。</p> <p>e. 付与された特許は、中央政府が公衆衛生を保護する措置を講ずることを一切禁止しない。</p> <p>f. 特許権は、特許権者又はその者から特許の権原又は利害を得た者がこれを濫用せず、かつ、特許権者又はその者から特許の権原又は利害を得た者は、不当に取引を制限し又は技術の国際的移転に不利な影響を及ぼす慣行にたよらない。</p> <p>g. 特許は、特許発明による恩恵を適正に手頃な価格で公衆に利用可能にするため付与されるものである。</p> <p>h. 特許発明はインド領域において商業規模で、不当な遅延なしに、かつ、適切に実行可能な極限まで実施されることとする。</p>	法第 83 条及び第 89 条
-------	---	-----------------

	<ul style="list-style-type: none"> i. 特許の保護の下に現にインド領域において特許発明を実施又は開発している何人の利害も不当に阻害されない。 	
13.02	<p>強制ライセンス</p> <p>強制ライセンスの許諾は、次に掲げる規定に基づき申請することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 法第 84 条 b. 法第 91 条 c. 法第 92 条 d. 法第 92A 条 	
13.02.01	<p>法第 84 条に基づく強制ライセンス</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 特許の「付与日」から 3 年の期間の満了後はいつでも、いかなる利害関係人も、次のいずれかの理由により、強制ライセンスの許諾を求める申請を長官に対してすることができる。 <ul style="list-style-type: none"> i. 特許発明に関する公衆の適切な需要が充足されていないこと、又は ii. 特許発明が適正に手頃な価格で公衆に利用可能でないこと、又は iii. 特許発明がインド領域内で実施されていないこと <p>かかる申請は、実施権者がすることもできる。</p> b. 上記 i. から iii. に掲げる理由を何人かが主張することについては、ライセンス契約若しくはその他の方法に基づくその者による承認の意思表示を理由として、又はかかるライセンスを受諾したことを理由として、これを禁止することができない。 c. かかる申請書を審査するに当たり、長官は、次の事項を考慮に入れなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> i. 当該発明の内容、特許証捺印の日から経過した期間、及び当該特許権者又はいずれかの実施権者が当該発明の完全利用のために既にとった措置 ii. 当該発明を公共の利益のために実施する申請人の能力 iii. 当該申請が認容された場合における当該申請 	<p>法第 84 条 様式 17</p>

	<p>人の資本提供及び当該発明実施に伴う危険を負担する能力</p> <p>iv. 出願人が適切な条件で特許権者からライセンスを取得する努力をしたか否か、及び当該努力が長官が適切とみなす期間内に成功しなかったか否かに関する事項</p> <p>適切な期間とは、通常は6月を超えない期間と解釈する。ただし、これは、国家的緊急事態若しくは他の超緊急状況の場合、又は公共の非商業的使用の場合若しくは特許権者により採用された反競争的慣行の理由の確証時には適用されない。</p>	
13.02.01.01	<p>公衆の適切な需要</p> <p>公衆の適切な需要は、次に掲げる場合に該当するとき は、充足されなかったものとみなす。</p> <p>I. 適切な条件でライセンスを許諾することを特許権者が拒絶したとの理由により、次に該当する場合</p> <p>i. インドにおいて現存の商業若しくは工業、その発展、何らかの新たな商業若しくは工業の確立、又はインドにおける商業若しくは工業に従事する何人か若しくはいずれかの階層の者の商業若しくは工業が阻害される場合、又は</p> <p>ii. 特許物品の需要が、十分な程度まで又は適切な条件で充足されていない場合、又は</p> <p>iii. インドにおいて製造された特許物品の輸出市場が、現に供給を受けておらず又は開発されていない場合、又は</p> <p>iv. インドにおける商業活動の確立又は発展が阻害される場合、又は</p> <p>II. 当該特許に基づくライセンス許諾に対し又は特許物品若しくは特許方法の購入、賃借、若しくは使用に対して特許権者が課した条件を理由として、インドにおいて特許によって保護されていない物の製造、使用、若しくは販売、又は何らかの</p>	法第 84 条(7)

	<p>商業若しくは工業の確立若しくは発展が阻害される場合、又は</p> <p>III. 特許権者が排他的グラントバック、特許の有効性に対する異議申立の抑止又は強制的包括ライセンス許諾を定めるため特許に基づくライセンス許諾に対して条件を課した場合、又は</p> <p>IV. 特許発明がインド領域において商業規模で十分な程度まで現に実施されていないか、又は適切に実行可能な極限まで現に実施されていない場合、又は</p> <p>V. インド領域における商業規模での特許発明の実施が、次に掲げる者による外国からの特許物品の輸入によって現に抑止又は阻害されている場合。</p> <p>i. 特許権者又はその者に基づいて権利主張する者、又は</p> <p>ii. 当該特許物品を特許権者から直接的若しくは間接的に購入している者、又は</p> <p>iii. その他の者で、特許権者から侵害訴訟を現に提起されておらず又は提起されたことがない者。</p>	
13.02.01.02	<p>申請の内容</p> <p>申請書は、申請人の利害関係の内容、当該申請の基礎である事実及び申請人が受諾しようとするライセンスの条件を記載した陳述書を含まなければならない。</p>	<p>法第 84 条 様式 17</p>
13.02.01.03	<p>手続</p> <p>a. 長官が、強制ライセンスの許諾の申請の審査により、命令を発することについて一応の証拠がある事件が立証されたことに納得するときは、長官は、申請書の写しを特許権者及び登録簿から当該申請に係る特許に利害関係があると認められるその他の者に送達すべき旨を申請人に指示し、かつ、当該申請を公報に公告しなければならない。</p> <p>b. 特許権者又はその他の者で当該申請に異議を申し立てようとする者は、公告日から 2 月以内、若しくは長官が(所定の期間の満了の前後を問わず)</p>	<p>法第 86 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条及び第 90 条 規則 62、96、97、98、99、100 及び 101 様式 14</p>

	<p>れた)申請に基づいて許可する付加期間内に、長官に対して異議を申し立てることができる。</p> <p>c. 異議申立書には、当該申請に異議を唱える理由及び異議申立人が申請人に対して許諾する用意があるライセンスの条件(ある場合)を含み、かつ、当該異議申立を支持する証拠を添付しなければならない。</p> <p>d. 異議申立人は、自己の異議申立書及び証拠の写し各 1 通を申請人に送達し、かつ、当該送達を実施した時を長官に通知しなければならない。</p> <p>e. 追加の陳述書又は証拠は、長官の許可又は要求がある場合を除き、いずれの当事者もこれを送達してはならない。</p> <p>f. 長官は、当該事件についての聴聞の日時を直ちに定め、10 日以上前に当該聴聞について全当事者に通知しなければならない。</p> <p>g. 規則 62(2)から(5)までに定める手続は、異議手続における聴聞に対して適用するのと同様に、本条規則による聴聞についての手続に対しても可能な限り適用する。</p> <p>h. 証拠を審査の上、長官が、命令を発することについて一応の証拠がある事件が立証されていないと納得するときは、長官は、申請人にその旨を通知し、かつ、申請人が当該事項について聴聞を受けることを当該通知から 1 月以内に請求しない限り当該申請を拒絶する。申請人は、かかる請求を当該通知の日から 1 月以内に行わなければならない。</p> <p>i. 申請人が認められた期間内に聴聞を受けることを請求したときは、長官は、申請人に対して聴聞を受ける機会を与えた後、申請の手続を遂行することができるか否か又は当該申請を拒絶すべきか否かを決定し、かつ、可能な限り迅速に当該事項に関する理由付命令を発しなければならない。</p>	
13.02.01.04	条件	法第 90 条

	<p>ライセンスの条件の裁定に当たって、長官は、次に掲げることを確保するように努めなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. ロイヤルティ及び特許権者又はその他の者で特許の恩典を受けることができる者に留保された他の対価(ある場合)について、発明の内容に鑑みて、かつ、発明の創作若しくは開発、特許の取得及びその有効性の維持に支出した費用、並びにその他の関連要因に鑑みて、適切であること b. 特許発明が、そのライセンスを許諾された当人によって極限まで、かつ、その者に適切な利益を伴って実施されること c. 特許物品が適切に手頃な価格で公衆にとり入手可能にされること d. 許諾されるライセンスが非排他的ライセンスであること e. 実施権者の権利が譲渡不能であること f. ライセンスの期間が、より短い期間が公共の利益に合致する場合を除き、特許の残存期間に対応していること g. ライセンスがインド市場における供給を主要な目的として許諾されていること及び実施権者は法第84条(7)(a)(iii)の規定に従い必要なときは特許製品を輸出することもできること h. 半導体技術の場合は、許諾されるライセンスが公共の非商業的使用のため発明を実施するものであること i. 許諾されるライセンスが司法又は行政手続後に反競争的と決定された慣行を矯正するものであるときは、実施権者は、必要なときは特許製品を輸出することが許可されること <p>長官が裁定したライセンスの条件に関して、実施権者は、12月以上の期間に商業規模で発明を実施した後はいつでも、裁定された条件が当初の予想より負担が重いこと、及び、その結果実施権者が当該発明を損失なしには実施できないことを理由として、長官に対して当該条件の変更を申請することができる。ただし、かかる申請</p>	
--	--	--

	は、1 回に限り受理される。	
13.02.01.05	<p>実施権者による申請</p> <p>a. 長官が、強制ライセンスの許諾の申請につき、特許によって保護されない物の製造、使用、又は販売が、特許に基づくライセンスの許諾時又は特許物品若しくは特許方法の購入、賃借、若しくは使用のときに特許権者が課した条件を理由として阻害されていることを納得するときは、長官は、法第 84 条に従うことを条件として、申請人に対してと同様に長官が適切と認める申請人の顧客に対しても当該特許に基づくライセンスを許諾すべき旨を特許権者に対して命令することができる。</p> <p>b. 強制ライセンスの許諾の申請が現に特許に基づくライセンスの所有者である者によってされた場合において、長官は、長官が申請人にライセンスを許諾すべき旨の命令を発するときは、現存のライセンスを取り消すべき旨、又は長官が適切と認めるときは、申請人に対してライセンスの許諾すべき旨の命令を発する代わりに、現存のライセンスを変更すべき旨を命令することができる。</p>	法第 88 条
13.02.01.06	<p>同一の特許権者が 2 以上の特許を保有している場合の強制ライセンス</p> <p>同一の特許権者が 2 以上の特許を保有しており、かつ、前記特許のうちのあるものに関してのみ公衆の適切な需要が充足されているに過ぎないことを強制ライセンスの申請人が証明する場合において、当該申請人が当該特許権者の保有する他の特許を侵害することなしには当該特許に基づいて当該申請人に許諾されたライセンスを効率的又は十分に行使できないことを長官が納得するとき、及び、それら特許が当該他の特許に関して重要な技術的進歩又は多大の経済的意義を有するときは、長官は、法第 84 条に基づいて許諾されたライセンスに係る 1 又は 2 以上の特許を当該実施権者が実施することも可能にするため、当該他の特許に係るライセンスも許諾すべき旨を命令により指示することができる。</p>	法第 88 条
13.02.02	関連特許のライセンス許諾	法第 87 条、第 88

	<p>a. 特許付与後はいつでも、特許権者又は排他的か非排他的かを問わずその実施権者として他のいずれかの特許発明を実施する権利を有する何人も、最初に言及した特許(証)に基づくライセンスをその者が有していないため当該他の発明を効率的若しくは可能な限り有利に実施することを阻害若しくは妨害されていることを理由として、当該ライセンスの許諾を長官に対して申請することができる。</p> <p>b. 当該申請に基づく如何なる命令も、次に掲げることにより長官が納得しない限り、一切発してはならない。</p> <p>i. 申請人が、特許権者及びその実施権者が希望する場合は彼らに対して、適切な条件で当該他の発明に係るライセンスを許諾若しくは許諾の斡旋をすることができる、かつ、その意思があること、及び</p> <p>ii. 当該他の特許発明が、インド領域における商業的若しくは工業的活動の確立又は発展に多大の貢献をしていること</p> <p>c. 申し立てられた理由が申請人によって証明されたことに長官が納得したときは、長官は、自己が適切と認める条件で最初に言及した特許に基づくライセンスを許諾すべき旨の命令、及び最初に言及した特許の所有者若しくはその者の実施権者による請求があるときは、当該他の特許に基づくライセンスを許諾すべき旨の同様の命令を発することができる。ただし、長官の許諾したライセンスは、それぞれの特許の譲渡と共にする場合以外は、譲渡不能とする。</p> <p>d. 法第 87 条、第 88 条、第 89 条及び第 90 条に定める手続は、法第 84 条に基づいて許諾されたライセンスに対して適用するのと同様に、法第 91 条に基づいて許諾されたライセンスにも適用する。</p>	<p>条、第 89 条、第 90 条及び第 91 条 様式 17</p>
<p>13.02.03</p>	<p>中央政府の告示による強制ライセンス</p> <p>a. 国家的緊急状況若しくは超緊急状況又は公共の非商業的使用の場合において、現に効力を有するいかなる特許についても、発明を実施するため強制ライセンスをその特許証捺印後にいつでも許諾す</p>	<p>インド特許法第 83 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条及び第 92 条</p>

	<p>ることが必要であることを中央政府が納得するときは、中央政府は、その旨を官報に告示し、その告示のあったときは、次に掲げる規定が発効する。</p> <p>i. 長官は、いずれかの利害関係人によって前記告示後にいつでも申請がされたときは、自己が適切と認める条件で、当該申請人に対して当該特許に基づくライセンスを許諾する。</p> <p>ii. 法第 92 条に基づいて許諾されるライセンスの条件の裁定に当たっては、長官は、当該特許に基づいて製造された物品について、保有する特許権から特許権者が適切な利益を得ることと矛盾しない最低価格で、これが公衆にとり入手可能になることを確保するように努めなければならない。</p> <p>iii. 法第 83 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条及び第 90 条に定める手続は、法第 84 条に基づくライセンス許諾に関して適用するのと同様に、法第 92 条に基づくライセンス許諾に関しても適用する。</p> <p>iv. 申請の審査において、長官が、後天性免疫不全症候群(AIDS)、ヒト免疫不全ウイルス、結核、マラリヤ、又はその他の流行病に関して、公衆衛生危機を含み、発生し又は場合により要請される、</p> <p>I. 国家的緊急状況において、又は</p> <p>II. 超緊急状況において、又は</p> <p>III. 公共の非商業的使用の場合において、</p> <p>必要であることに納得するときは、長官は、本条に基づくライセンス許諾の当該申請に関して法第 87 条に規定の手続を一切適用しない。ただし、長官は、実行可能な限り速やかに、法第 87 条の適用除外の申請に係る特許について、特許権者に通知しなければならない。</p>	様式 17
13.02.04	<p>一定の例外状況下における特許医薬品の輸出に対する強制ライセンス</p> <p>a. 公衆衛生問題に対応するため関係製品の医薬品業界において製造能力が不十分であるか又は製造能力を一切有していない国向けの特許医薬品の製造及び輸出に対する強制ライセンスは利用可能であ</p>	法第 92A 条 様式 17

	<p>る。ただし、当該国が強制ライセンスを許諾しているか又は当該国が告示その他によりインドからの当該特許医薬品輸入を許可していることを条件とする。</p> <p>b. 長官は、所定の方法による申請を受領したときは、自己が規定し、かつ、公告した国向けの諸条件に基づく専ら関係医薬品の製造及び輸出のみについての強制ライセンスを許諾する。</p> <p>c. (a)及び(b)の規定は、強制ライセンスに基づいて製造された医薬品が法第 92A 条以外の規定に基づいて輸出することができる範囲を害さない。</p> <p>d. 「医薬品」とは、公衆衛生問題に対応するため必要な医薬品業界の何らかの特許製品又は特許方法により製造された製品をいい、それらの製造に必要な成分及びそれらの使用に必要な臨床キットを含む。</p>	
13.02.05	<p>強制ライセンスの終了</p> <p>a. 特許権者又はその他特許の権原若しくは利害を得た者は、法第 84 条に基づいて許諾された強制ライセンスについて、その付与に至った状況がもはや存在せず、かつ、当該状況が再発するおそれのないことを理由に、強制ライセンスの終了を申請することができる。</p> <p>b. 強制ライセンスの所有者は当該終了に対して異論を申し立てる権利を有する。</p> <p>c. 申請を審査するに当たり、長官は、先に当該ライセンスを許諾されていた者の利害が不当には害されないことを斟酌しなければならない。</p>	法第 94 条

第14章

政府目的での特許の使用

14.01	政府目的での特許の使用 発明については、中央政府、州政府又は政府系企業の目的のために製造され、使用され、利用され、又は販売されるときは、政府目的のための使用である。	法第 99 条
14.02	発明を使用する中央政府の権限 a. 発明が、完全明細書の関係クレームの優先日前に、政府若しくは政府系企業によって又はその代理により適法に書類に記載され又は試験若しくは試用された場合において、このことが特許権者又はその前権原者による直接的若しくは間接的な当該発明についての伝達の結果でないときは、中央政府又は政府目的のために中央政府から書面による認可を受けた者は、特許権者に対して何らロイヤルティ又はその他の対価を支払うことなく、当該発明を使用することができる。 b. 発明が前記の通り記載又は試用若しくは試験されなかったときはその限りにおいて、当該特許付与後又は前記の何らかの伝達の結果いつでも、中央政府又は上記規定に基づいて政府から認可を受けた者による発明の使用については、当該使用の前後の何れかに、中央政府若しくは上記規定に基づいて認可を受けた者と特許権者との間で合意された条件、又はその合意がないときは法第 103 条に基づく付託によって高等裁判所が決定する条件に従う。 特許の当該使用の場合は、特許権者は、当該特許使用の経済的価値を考慮して、各事例の状況において適切な対価を超えない支払を受けるものとする。 c. 発明に係る中央政府の認可は、特許付与の前後を問わず、かつ、当該認可の対象である行為の前後を問わず、することができるものとし、また、こ	法第 100 条

	<p>の認可については、何人に対しても、その者が出願人又は特許権者によって、当該発明を製造し、使用し、利用し若しくは販売すること、又は当該特許により保護される機械、装置、その他の物品若しくは医薬品を輸入することを直接的若しくは間接的に委任されているか否かを問わず、これを与えることができる。</p> <p>d. 発明が政府目的のため中央政府によって若しくはその権限によって使用されたときは、国家的緊急事態若しくは超緊急状況の場合又は非商業的使用の場合を除き、中央政府は、実行可能な限り速やかに当該事実を特許権者に通知し、かつ、当該発明の使用の範囲に関して当該特許権者が随時合理的に必要な情報を当該特許権者に提供しなければならない。また、当該発明が政府系企業の目的のために使用されたときは、中央政府は、本目的のために必要な情報を当該政府系企業に要求することができる。</p> <p>e. 政府目的のために発明を製造、使用、利用、及び販売する権利は、当該権利を行使して製造された商品を非商業ベースで販売する権利を含むものとし、そのように販売された商品の購入者及びその者を通じて権利主張する者は、中央政府又は中央政府から認可を受けた者が当該発明の特許権者であるものとして、当該商品を扱う権利を有する。</p> <p>f. 本条に基づく認可の対象である特許に関して排他的実施権者が存在するとき、又は当該発明の使用に照らして決定されるロイヤルティ若しくはその他の利益(最低保証額ロイヤルティの支払を含む。)を対価として、当該特許が特許権者に対して譲渡されたものであるときは、当該通知はまた、排他的実施権者又は場合により譲渡人にも送付されなければならない、また特許権者への言及は、当該譲渡人又は排他的実施権者への言及を含むものとみなす。</p>	
14.03	第三者の権利	法第 101 条

	<p>a. 特許発明又は出願係属中の発明であって、政府目的のために、</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 中央政府若しくは法第 100 条に基づいて中央政府の認可を受けた者によって、又は ii. 中央政府の命令に従い特許権者若しくは特許出願人によって、 <p>使用されるものに関しては、特許権者若しくは特許出願人(又はその者から権原を取得した者若しくはその者の前権原者)と中央政府以外の何人かとの間で許諾され又は締結された何らかのライセンス、譲渡若しくは契約の規定は、これらの規定が、</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 当該発明若しくはそれに関するひな形、書類、若しくは情報の政府目的での使用を制限若しくは規制し、又は ii. 当該発明若しくはそれに関するひな形、書類、若しくは情報の政府目的での使用に係る支払を規定する限りにおいて、 <p>効力を有していないものとし、また、政府目的の前記使用に関連する何らかのひな形又は書類の複製若しくは公開については、当該ひな形又は書類に存在する如何なる著作権の侵害ともみなさない。</p> <p>b. 特許又は特許を出願し若しくは取得する権利が、発明の使用に照らして決定されるロイヤルティ又はその他の利益を対価として特許権者に対して譲渡されたものであるときは、中央政府の命令に従って政府目的のために当該特許権者がする当該発明の何らかの使用については、法第 100 条(3)の規定は、当該使用が同条に基づいて付与された権限によってされたものとしての効力を有する。また同条(3)による政府目的のための発明の使用については、特許権者への言及は当該特許の譲渡人への言及を含むものとしての効力を有し、同項に基づく支払額は、特許権者と譲渡人との間で合意した比率、又はその合意がないときは法第 103 条に基づく付託によって高等裁判所が決定する比率をもって、両者間で配分しなければならない。</p>	
--	---	--

	<p>c. 法第 100 条(3)によって政府目的での発明の使用について中央政府若しくは同条(1)に基づいて認可を受けた者が金銭支払をする必要がある場合、及び当該特許に関しその者のライセンスに基づいて政府目的で当該発明を使用するための排他的実施権者が存在する場合は、当該金額については、特許権者と当該実施権者との間で合意した比率(ある場合)、又はその合意がないときは法第 103 条に基づく付託によって、高等裁判所が、</p> <p>i. 前記発明の開発において、又は</p> <p>ii. ライセンスの対価として、発明の使用に照らして決定されるロイヤルティ若しくはその他の利益以外の特許権者に対する支払において、実施権者が負担した支出に鑑みて、適正なものとして決定する比率をもって、両者間で配分しなければならない。</p>	
<p>14.04</p>	<p>発明の取得</p> <p>a. 中央政府は、特許出願の対象である発明又は特許を出願人又は特許権者から公共目的のために取得することが必要であると納得するときは、官報にその旨を告示することができ、それにより、当該発明又は特許及びそれらに係る全ての権利は、本条の効力によって、中央政府に移転し、かつ、それに帰属する。</p> <p>b. 当該取得の告示については、出願人並びに特許が付与されたときは特許権者及び登録簿に当該特許に利害関係があるものとして記載されているその他の者(いる場合)に通知される。</p> <p>c. 中央政府は、出願人又は場合により特許権者及び登録簿に当該特許に利害関係があるものとして記載されているその他の者に対しては、中央政府と出願人又は特許権者及びその他の者との間で合意される補償金を支払い、又は合意のないときは法第 103 条に基づく付託により、当該発明に関連して負担した支出、並びに特許の場合はその存続期間、それが既に実施された期間及び方法(特許権者</p>	<p>法第 102 条</p>

	<p>によって、又はその者の排他的か非排他的かを問わず実施権者によって、当該期間中に上げた利益を含む。)及びその他の関係要因に鑑みて、高等裁判所において適正なものと決定される補償金を支払わなければならない。</p>	
14.05	<p>紛争の高等裁判所への付託</p> <p>a. 中央政府又は中央政府の認可を受けた者による法第 100 条により付与された権限の行使、それに基づく政府目的のための発明の使用条件、同条(3)に従ってされる支払の一部を受領する何人かの権利、又は法第 102 条に基づく発明若しくは特許の取得に対して支払うべき補償金の額に関する紛争については、当該紛争のいずれかの当事者が、高等裁判所の規則により定められた方法に従って、これを高等裁判所に付託することができる。</p> <p>b. 中央政府を当事者とする本条に基づく手続において、中央政府は、</p> <p>i. 特許権者が当該手続の当事者のときは、法第 64 条に基づいて特許を取り消すことができるいずれかの理由により当該特許の取消を反訴の形で請求することができ、また</p> <p>ii. 特許権者が当該手続の当事者であるか否かを問わず、当該特許の取消を請求せずに、当該特許の効力を争うことができる。</p> <p>c. 前記の手続において、発明が法第 100 条に定める記載され又は試験若しくは試用されたか否かが問題となった場合において、当該発明に関する書類の開示又はその試験若しくは試用の何らかの証拠の開示が公共の利益を害するおそれがあるものと中央政府が認めるときは、当該開示については、相手方当事者の弁護士又は相互に合意した独立の専門家に対して、これを秘密裡にすることができる。</p> <p>d. 政府目的での発明使用の条件に関して中央政府と何人かとの間に生じた何らかの紛争を本条に基づいて裁定するに当たって、高等裁判所は、その者</p>	法第 103 条

	<p>若しくはその者の前権原者が政府目的のための当該発明の使用に関して直接的若しくは間接的に受領したと考えられるか又は受領できる筈の利益若しくは補償金を考慮に入れなければならない。</p> <p>e. 法第 103 条に基づくいずれかの手続において、高等裁判所はいつでも、その全手続又はその手続上発生する事実認定の何らかの問題若しくは争点について、高等裁判所が指示する条件で公定の調停人、受任者、若しくは仲裁人に付託すべき旨を命令することができるものとし、また同条の前記規定において高等裁判所というときは³、その趣旨に従って解釈する。</p> <p>f. 特許においてクレームされた発明が、当該発明がされた当時中央政府に若しくは州政府に勤務中であつた者又は政府系企業の職員であつた者によつてされ、かつ、当該発明の対象が政府職員若しくは政府系企業職員の通常職務の過程でされる作業と関連がある旨の証明が、当該政府によつて又は政府系企業の主要幹部職員によつてされた場合は、法第 103 条のいかなる規定にもかかわらず、当該発明に関して(1)にいう内容のいかなる紛争についても、適用できる限り同条に規定に従つて、中央政府が処分しなければならない。ただし、中央政府は、そのように処分する前に、当該特許権者及び中央政府が当該事件について利害関係を有すると認めるその他の者に対して、聴聞を受ける機会を与えなければならない。</p>	
--	---	--

³ 原文では文字化けと思われる表記になっていますが、インド特許法第 103 条の規定に従い、このように訳しています。

第15章

特許代理人

<p>15.01</p>	<p>特許代理人</p> <p>a. 特許出願は、出願人自身又はインド国籍を有する登録特許代理人により提出及び訴追をすることができる。すべての登録特許代理人の名称及び住所が記載された特許代理人登録簿は www.ipindia.nic.in 上で入手可能である。</p> <p>b. 規則と共に解釈される法は、特許代理人になるための資格及び適格性を定めている。特許代理人として登録されるには、特許庁長官の実施する試験に合格しなければならない。当該試験に関する告示は、公式のウェブサイト www.ipindia.nic.in 上で公表され、少なくとも一の大手新聞にも掲載される。</p> <p>c. 特許代理人としての登録を申請するためには、インド国籍を有し、満 21 歳に達しており、インドの公認大学の理学若しくは工学の学位を取得したか又は中央政府が当該登録について指定するその他の同等の資格を有することが必要である。</p> <p>d. 登録及びその後の手続に係る事項はすべて、ムンバイにある特許意匠商標長官室により処理されている。</p>	<p>法第 126 条及び第 127 条</p>
<p>15.02</p>	<p>特許代理人としての登録資格喪失</p> <p>ある者が次に該当するときは、特許代理人としての登録資格がないものとする。</p> <p>a. 管轄裁判所から心神喪失者である旨の宣告を受けたとき</p> <p>b. 破産者で、破産免責が未だ終了していない者であるとき</p> <p>c. 破産免責を受けていない破産者であって、その者の破産がその者の側に何らの不法行為がなく災難により生じたものである旨の証明書を裁判所から未だ取得していないとき</p>	<p>規則 114</p>

	<p>d. インド国内又は国外を問わず管轄裁判所から、有期の拘禁刑をもって処罰されるべき犯罪について有罪判決を受けたとき。ただし、その者の有罪判決対象の犯罪が赦免された場合又はその者による申請に基づいて中央政府が本件についての命令により資格喪失を免除した場合は、この限りでない。</p> <p>e. 弁護士であって、業務上の違法行為について有罪の判決を受けたとき、又は</p> <p>f. 公認会計士であって、過失又は不法行為について有罪の判決を受けたとき。</p>	
15.03	<p>特許代理人の権利</p> <p>特許代理人は、次に掲げる行為をすることができる。</p> <p>a. 長官に係る業務をすること、及び</p> <p>b. 全ての関係書類を作成し、全ての関係業務を行い、かつ、法に基づいて長官に係属する手続に関連して定められる他の職務を履行すること。</p>	法第 127 条
15.04	<p>特許代理人による一定の書類の署名及び認証</p> <p>本法に基づく長官に対する全ての申請及び通信については、本件について関係人から書面で委任された特許代理人が署名することができる。</p>	法第 128 条
15.05	<p>特許代理人としての業務に対する制限</p> <p>特許代理人として登録されている者のみ、特許代理人としての業務を行うことが認められている。共同で行う場合、当該企業のパートナー全員が特許代理人として登録されている場合にのみ、当該企業は特許代理人と記載し若しくは称することができる。</p> <p>いかなる会社又は法人も特許代理人として業務に従事し、自己を特許代理人として記載し若しくは称してはならず、又は自己が特許代理人として記載され若しくは称されることを許してはならない。</p> <p>構成された関連者グループ (associate group) がある場合に、当該グループに属する者は、登録特許代理人で、かつ、関係人の行為につき、その者により適法に権限を与えられた者でなければならない。</p>	法第 129 条
15.06	<p>一定の代理人との対応を拒絶する長官権限</p>	法第 131 条

	<p>長官は、本法に基づく何らかの業務に係る代理人として次に掲げる者の承認を拒絶することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. その名称が特許代理人登録簿から抹消され、かつ、当該登録簿に回復していない者 b. 法第 123 条に基づく犯罪について有罪の判決を受けた者 c. 特許代理人として登録されていないにもかかわらず、その者の使用者の名義で又は利益のために、インド又はその他の領域における特許出願に当たって、専ら又は主として代理人としての業務に従事していると長官が認める者 d. 長官が本法に基づいて何らかの業務に係る代理人として承認することを拒絶できた筈の何人かが会社の取締役若しくは管理職として行動しているか又は企業のパートナーであるときは、当該会社又は企業 e. インドに居住せず、かつ、事業所も有していない者。 	
15.07	<p>特許代理人の名称を抹消する長官の権限</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 長官は、次に掲げる事項について納得した場合は、特許代理人登録簿に記載された登録者の名称を当該登録簿から抹消することができる。 <ul style="list-style-type: none"> i. その者の名称が錯誤又は重要事実の不実表示又は隠蔽によって登録簿に登録されたこと、又は ii. その者が有罪の判決を受けて有期の禁固刑を宣告され又はその者の職業上の資格での違法行為で有罪となったことがあり、その者を当該登録簿に留めておくことが不適切であると長官が認めること。 b. 長官は、上記の者に対して聴聞を受ける適切な機会を与え、かつ、長官が適切と認める事項についての更なる調査をした後に、上記の決定を行うものとする。 c. 上記のほか、次のときは、何れの特許代理人の名称も特許代理人登録簿から抹消することができる。 <ul style="list-style-type: none"> i. 特許代理人からその旨の請求を受領し 	<p>法第 130 条 規則 116</p>

	<p>たとき</p> <p>ii. その者が死亡したとき</p> <p>iii. その者が第 1 附則に定める手数料の納付を、納付期日後 3 月を超えて怠ったとき</p> <p>d. 特許代理人登録簿からの何人かの名称の抹消は、これを公告し、かつ、当該抹消について関係人に直ちに通知しなければならない。</p>	
15.08	<p>特許代理人の名称の回復</p> <p>a. 特許代理人登録簿から抹消された者の名称の回復申請が、様式 23 により、当該抹消の日から 2 月以内にされた場合、長官は当該名称の回復をすることができる。</p> <p>b. 特許代理人登録簿への名称の回復は、公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。</p> <p>c. ある者の名称が特許代理人登録簿に記入されたときは、その者の名称は、最後の年次料金が納付期日となった日から 1 年間は、登録簿に維持される。</p>	<p>規則 117</p> <p>様式 23</p>

第16章

違反行為及び罰則

16.01	法第 35 条又は第 39 条の違反 何人も法第 35 条に基づいて発せられた指示を遵守しなかったか又は法第 39 条に違反して特許付与の出願を行い若しくはさせたときは、その者は、2 年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。	法第 118 条
16.02	登録簿等の虚偽記載 何人も特許法に基づいて備えられた登録簿に虚偽の記載をし、又は記載若しくは書面が虚偽であることを知りながら、結果として登録簿への記載が虚偽記載となるような書面若しくは証拠を提出したときは、その者は、2 年以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。	法第 119 条
16.03	特許権の無権限主張 何人も自己の販売する何らかの物品がインドにおいて特許を取得しており又はインドにおける特許出願の対象である旨の虚偽の表示をしたときは、その者は、100,000 ルピー以下の罰金に処する。	法第 120 条
16.04	「特許庁」という語の不正使用 何人もその者の事業所若しくはその者の発行した何らかの書面等に「特許庁」という語を使用し、その者の事業所が特許庁であり、又は特許庁と公式的関係を有するかのように容易に誤解させたときは、その者は、6 月以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。	法第 121 条
16.05	情報提供の拒絶又は懈怠 何人も法第 100 条(5)及び第 146 条に基づく情報提供を拒絶し又は怠ったときは、その者は、1,000,000 ルピー以下の罰金に処せられる。法第 100 条(5)は、政府系企業を含む者で、政府目的のために特許発明を使用した者は、中央政府の要求する発明の使用に関する情報を提供しなければならないことを、法第 146 条は、特許権	法第 122 条 様式 27

	<p>者が、様式 27 により、インドにおける特許発明の商業的実施に関する陳述書を提供しなければならない旨を定めている。これらは、各暦年について各年末から 3 月以内に行われなければならない。虚偽であることを知りながら当該虚偽の情報を提供した者は、6 月以下の禁固若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する。</p>	
16.06	<p>無登録の特許代理人による業務</p> <p>特許代理人の登録をせずに、特許代理人としての業務を行った者は、初犯の場合は 100,000 ルピー以下の罰金に処し、再犯以上の累犯の場合は、500,000 ルピー以下の罰金に処する。</p>	法第 123 条
16.07	<p>会社による違反</p> <p>a. 会社が違反行為を行った場合、当該会社並びにその営業行為について犯行当時の各担当者及び各責任者は、当該犯行について有罪とみなされ、それに応じて訴追及び処罰を受ける。</p> <p>ただし、当該者が、自己の知らない間に当該犯行がされたこと又はその者が当該犯行を防止するための十分な注意を全て払ったことを立証したときは、その者は処罰されない。</p> <p>b. 上記の規定にかかわらず、会社が本法に基づく罪を犯した場合において、当該罪が会社の取締役、管理職、秘書役若しくはその他の幹部の同意又は黙認の下に犯されたこと、又は当該犯行が会社のそれらの者の何らかの怠慢に起因することが立証されたときは、当該取締役、管理職、秘書役若しくはその他の幹部もまた当該犯行については、有罪とみなされる。</p>	法第 124 条

第17章

長官の一般的権限

17.01	<p>民事裁判所の権限</p> <p>本件について制定されたいかなる規則にも従うことを条件として、長官は、本法に基づいて長官に係属するいかなる手続においても、次に掲げる事項に関して、1908年民事訴訟法(1908年法律第5号)に基づく訴訟を審理する民事裁判所と同一の権限を有する。</p> <ul style="list-style-type: none">a. 何人かを召喚し、その出頭を強制し、かつ、その者を宣誓の上尋問することb. 書類の開示及び提出を求めることc. 宣誓供述書の形式での証拠を受領することd. 証人尋問又は書類審査の囑託書を発給することe. 費用額を裁定することf. 所定の期間内に、所定の方法でされた申請に基づいて、自己の決定を審査することg. 所定の期間内に、所定の方法でされた申請に基づいて、当事者の一方に発した命令を破棄することh. その他所定の事項をすること。	法第 77 条 規則 136 1908 年民事訴訟法に基づく命令 XLVII
17.02	<p>費用額の裁定</p> <ul style="list-style-type: none">a. 長官が自己に付与された権限を行使して裁定した費用額についての命令は、民事裁判所の命令として執行することができる。長官に係属する全ての手続において、長官は、事件の全ての状況を考慮して、合理的と認める費用を裁定することができる。b. ただし、第 4 附則に定める事項に関して裁定される費用額については、そこに定められた額を超えてはならない。c. (a)のいかなる規定にもかかわらず、長官は、長官に係属する何らかの手続であって、虚偽又は根拠不十分であると認めるものにおける補償費用については、職権により、これを裁定するこ	法第 77 条(1)(e) 規則 63 及び 136

	とができる。	
17.03	<p>審査</p> <p>a. 長官による命令若しくは決定で、審判請求が認められているものの審判請求が提起されていないもの若しくは審判請求が認められていないものにより権利を侵害されたとする者で、十分な注意を払ったにもかかわらず当該命令若しくは判決が下された又は命令が発せられた時点で知らなかった若しくは提供することができなかつた新しく且つ重要な事項又は証拠を発見したことにより、或いは、記録上明らかな誤記若しくは錯誤又はその他の十分な理由により、自己に対して下された決定又は発せられた命令の審査を受けようとする者は、長官に当該命令又は決定の審査を請求することができる。</p> <p>b. 法第 77 条(1)(f)に基づく長官の自己の決定についての審査を求める長官への申請は、申請人に対する当該決定の通知の日から 1 月以内、又は請求に基づいて長官が許可するその後 1 月を超えない付加期間内にしなければならない。</p> <p>c. 審査の請求には、当該審査を求める理由を記述した陳述書を添付しなければならない。</p> <p>d. 当該決定が申請人に加え他の者にも関係する場合は、長官は、申請書及び陳述書の写し各 1 通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。</p> <p>e. 法第 77 条(1)(g)に基づき長官により当事者の一方のみに発せられた命令の破棄を求める長官への申請は、申請人に対する当該命令の通知の日から 1 月以内、又は請求に基づいて長官が許可するその後 1 月を超えない付加期間内に、しなければならず、かつ、当該申請が基礎とする理由を記述した陳述書を添付しなければならない。当該命令が申請人に加え他の者にも関係する場合は、長官は、当該申請書及び陳述書の写し各 1 通を当該他の関係人に直ちに送付しなければならない。</p>	<p>法第 77 条(1)(f)</p> <p>規則 130</p> <p>様式 4 及び 24</p> <p>1908 年民事訴訟法第 114 条及び XLVII 命令</p>
17.04	不備の除去に係る申立	規則 137

	<p>法において補正についての特別の規定がない書類は、補正することができ、また長官が<u>何人の権利も害することなく</u>取り除くことができると認める手続上の不備については、長官が適切と認めるとき、かつ、長官が指示することがある条件により、これを訂正することができる。</p> <p>規則 137 に基づく申立の審査において、何人の権利も害することなく取り除くことができる場合にのみ、不備の除去は認められる。また、法の規定に特別の規定がなく、何人の権利も害することなく行うことのできる補正のみ認められている。通常、期間の延長が認められている場合の特許法及び特許規則は明確に定めていることから、所定の期間内に行うことができなかつたことは、規則 137 に基づき取り除くことのできる不備とはみなされない。</p>	<p>新日本製鐵株式会社 vs. Union of India</p>
<p>17.05</p>	<p>特許証への発明者の掲載</p> <p>法第 28 条の規定に従ってされた請求があつた場合において、長官が、</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 当該請求に係る者又はそれを行つた者が、特許出願に係る発明又は当該発明の実質的な部分についての発明者であること、及び ii) 当該特許出願は、その者が当該発明者であることの直接の結果であること、 <p>について納得するときは、</p> <p>長官は、同条の規定に従うことを条件として、その者を当該出願について交付された特許証、完全明細書及び特許登録簿に、発明者として記載させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 当該請求には、当該請求をする状況を記述した陳述書を添付しなければならない。 b. 何人かを法第 28 条に基づく発明者として記載することは、特許に基づくいかなる権利も付与せず又は損なうものではない。 c. 何人かを前記の通り記載すべき旨の請求については、所定の方法により、特許出願人、又は(発明者と主張する者が出願人でないか若しくは出願人の 1 でもない場合は)当該出願人及びその者が、これ 	<p>法第 28 条 規則 57、58、59、60、61、62 及び 63 様式 8</p>

	<p>を行うことができる。</p> <p>d. 何人か(法第 28(2)に基づく当該出願について行われた請求に係る者以外の者)が前記の通り記載されるべきことを希望するときは、その者は、その件について所定の方法により、請求することができる。</p> <p>e. 法第 128 条の各規定に基づく請求については、特許付与前に、これをしなければならない。</p> <p>f. 請求がされたときは、長官は、各特許出願人(請求人でない者)及びその他長官が利害関係があると認める者に、その旨を通知し、また、長官は、当該請求に関する決定前に、必要な場合は、当該請求に係る者又はそれを行った者、及び前記の通り請求の通知をされた者を聴聞しなければならない。</p> <p>g. 何人かが法第 28 条によって発明者として記載されたときは、その者についてはそのように記載されるべきでない旨を主張する他の何人も、いつでもその旨の証明書の交付を申請することができる。また長官は、利害関係があると長官が認める何人についても必要があるときは聴聞した後に、当該証明書を交付することができる。そのようにしたときは、長官は、明細書及び登録簿をそれに応じて更正しなければならない。</p> <p>h. 異議申立書、陳述書、答弁書の提出、証拠提出、聴聞及び費用に関する規則 55A 及び規則 57 から規則 63 までに定める手続は、異議手続に対して適用するのと同様に、法第 28 条に基づく請求又は申請についての聴聞に対しても可能な限り適用する。ただし、特許権者に対する言及は、請求又は場合により申請をする者に対する言及と解釈する旨の変更に従うことを条件とする。</p> <p>i. 法第 28 条(1)に基づく発明者の記載は、次の様式により関係する書類においてする。すなわち、 「1970 年特許法第 28 条の趣旨での本発明／本発明の実質的部分の発明者は、.....の.....</p>	
--	---	--

	である。」	
17.06	<p>別段規定されていない指示</p> <p>a. 法又は規則に基づく何らかの手続の適切な処理又は完了のために、当該手続の当事者が行為をし、書類を提出し、又は証拠を提出することが必要であるが、それについての規定が法又は規則に設けられていないと長官が認めるときは、長官は、書面による通知により、当該当事者に、当該通知に指定した行為をさせ、書類を提出させ、又は証拠を提出させることができる。</p> <p>b. 申請人又は手続当事者が聴聞を受けることを希望するか否かを問わず、長官は、自己が必要とみなす情報の記載されたその者の陳述書を、自己が指定する期間内に提出するよういつでもその者に要求することができる。</p>	規則 128
17.07	<p>長官による裁量権の行使</p> <p>a. いずれかの当事者に不利な行為を行う前に、長官は、かかる者に聴聞を受ける機会を与えなければならない。裁量権は相当な配慮及び注意を持って行使されなければならない。恣意的に行使してはならない。当該行使は相当の理由に基づき行われなければならない。当該理由は記録される。しかしながら、このことは、法及び規則に定める「みなし」規定による行為には適用されない。</p> <p>b. 聴聞を希望する当事者は、当該手続について指定された期限の満了の少なくとも 10 日前に、長官に対して当該聴聞の請求をしなければならない。</p> <p>c. 長官は、法又は規則に基づく何らかの裁量権であって特許出願人又は手続当事者に対して不利な影響を及ぼすおそれのあるものを行使する前に、当該出願人又は当事者に、聴聞について通常は 10 日以上前に通知した後、当該聴聞をしなければならない。</p>	法第 80 条 規則 129
17.08	<p>誤記等を訂正する長官権限</p> <p>a. 願書若しくは完全明細書又はそれに係る他の書類の補正に関する法第 57 条及び第 59 条の規定を</p>	法第 78 条 規則 122

	<p>害することなく、かつ、法第 44 条の規定に従うことを条件として、長官は、特許証、当該出願について提出された明細書若しくはその他の書類若しくは願書における何らかの誤記、又は登録簿に記載されている何らかの事項における何らかの誤記については、これを法第 78 条の規定に従って訂正することができる。</p> <p>b. 法第 78 条に従う訂正については、所定の手数料を添えた利害関係人の書面による請求によって、又はかかる請求なしに、することができる。</p> <p>c. 長官が法第 78 条に基づく請求以外で前記の訂正をしようとするときは、その旨を特許権者又は場合により特許出願人及びその他関係があると認められる者に通知し、当該訂正をする前に聴聞を受ける機会を与えなければならない。</p> <p>d. 特許証又は特許出願又は当該出願について提出された何らかの書類における誤記の訂正請求が法第 78 条に基づいてされた場合で、かつ、当該訂正が当該請求に係る書類の意味又は範囲に重大な変更をもたらすものであり、従ってその影響を受ける者に対する通知なしでは訂正をすべきでないとして長官が認めるときは、長官は、当該提案された訂正の内容についての通知を公報に公告すべき旨を命令しなければならない。</p> <p>e. 何らかの書類における誤記の訂正の請求には、当該訂正を明確に強調した書類の写し 1 通を添付すると共に、所定の手数料を添えなければならない。</p> <p>f. 前記公告後の所定の期間内は、いかなる利害関係人も、長官に対して当該請求に対する異議を申し立てることができるものとし、当該異議申立があったときは、長官は、当該請求人にその旨の通知をし、その者及び異議申立人に対して事件を決定する前に聴聞を受ける機会を与えなければならない。</p> <p>g. 異議申立書、陳述書、答弁書の提出、証拠提出、</p>	
--	---	--

	<p>聴聞及び費用に関する規則 58 から 63 までに定める手続は、上記の手続きに対しても可能な限り適用する。</p>	
17.09	<p>一方的裁定</p> <p>いずれかの当事者に係る一方的手続を行う前に、長官は、関係当事者に、当該当事者が定められた聴聞に出席できなかった場合には、一方的手続が行われる旨を明確に記載した通知を交付しなければならない。かかる通知は、受取証明付書留郵便 (Registered Post with acknowledgement due) で送付される。</p>	

第18章

一般業務

18.01	<p>一般業務</p> <p>a. 特許庁は、特許手続に関する情報の普及のために、一定の法律に定める業務及び法律に定められていない業務を行っている。</p> <p>b. これらの業務の一部については、該当する章において既に言及されていることに注意していただきたい。</p> <p>c. 特許庁の定める基準に従って、これらの業務は以下のパラグラフにおいて列挙されている。</p>	
18.02	<p>公報</p> <p>a. 毎週金曜日、長官は、特許公報を発行し、当該公報は、特許庁の公式のウェブサイト上から入手することができる。</p> <p>b. 当該公報には次に掲げる情報が記載される。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 早期公開を含む、法第 11A 条による特許の公開 ii. 特許出願の取下げ iii. 特許の失効 iv. 失効した特許の回復 v. 特許付与後の補正 vi. 死亡した出願人に交付された特許証の訂正 vii. 特許付与後の譲渡 viii. 特許付与後異議申立 ix. 特許の実施 x. 特許の取消 xi. 強制ライセンス xii. 審判部による登録簿の補正 xiii. 政府目的の使用に関する詳細 xiv. 一般事項 xv. 特許の放棄 	法第 145 条

	c. 意匠法に基づく公開は、発行される公報の最後に掲載される。	
18.03	<p>特許出願及び特許に関する情報</p> <p>a. (普通紙による) 請求に基づき、長官は、特許又は特許出願に関する次に掲げる情報を提供する。各項目については、別個の請求をしなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> i. いつ仮明細書に続き完全明細書が提出されたか、又はいつ特許出願が放棄されたものとみなされたか ii. いつ法第 8 条に基づいて情報が提出されたか iii. いつ法第 11A 条に基づいて出願が公開されたか iv. いつ法第 11B 条に基づいて出願が取り下げられたか v. いつ法第 11B 条に基づいて審査請求がされたか vi. いつ法第 12 条に基づいて審査報告書が発されたか vii. いつ特許出願が拒絶されたか viii. いつ特許が付与されたか ix. いつ更新手数料が納付されたか x. いつ特許権の存続期間が満了したか又は満了するか xi. いつ特許登録簿に記入されたか又は当該記入の申請がされたか、又は xii. 申請又は措置の内容が請求に明記されているとき、特許登録簿への記入又は公報その他による公告を含めて、いつ何らかの申請がされ又は何らかの措置がとられたか。 <p>b. 法第 12 条に基づき審査官から長官に提出される報告書は、裁判所により命令される場合を除き、公衆に開示されない。</p> <p>c. 上記(b)を除き、特許に関する情報の大半は、公式のウェブサイト上で入手可能である。しかしながら、</p>	法第 153 条 規則 134

	<p>特許庁の公式のウェブサイト上で入手できる情報は、上記(a)に依拠して提起する法的手続きにおいては不十分である。</p>	
18.04	<p>書類の写しの閲覧及び提供</p> <p>a. 出願の公開後、完全明細書、仮明細書、函面(ある場合)及び要約を伴う出願は、所轄官庁において閲覧することができる。</p> <p>b. 特許付与後、願書共にその完全明細書、仮明細書、函面(ある場合)、及び明細書その他の関連書類は、関係する特許庁において閲覧することができる。</p> <p>c. 閲覧の請求は、所定の手数料の納付をもって、普通紙により行うことができる。</p> <p>d. 所定の手数料を納付することにより、公衆に開示されているいかなる書類の写しも取得することができる。</p> <p>e. 法的手続きにおいて求められる可能性のあるいずれかの書類で、公衆に開示されているものの認証謄本は、所定の手数料を納付することにより、取得することができる。</p> <p>f. 特許登録簿は、所定の手数料の納付とともに、申請書を提出することにより、当該特許庁の開庁時間中は閲覧することができる。</p> <p>g. 登録に記載された事項に関する認証謄本は、所定の手数料を納付することにより、入手することができる。</p> <p>h. 特許証を喪失又は毀損した場合、当該特許証の発行の理由を明確に記載した普通紙により、特許証の副本を申請することができる。</p>	<p>法第 72 条、第 147 条及び第 154 条 規則 27、74A 及び 132</p>
18.05	<p>特許庁の年次報告書</p> <p>特許庁は、当該特許庁の活動に係る統計情報から構成される年次報告書を発行する。かかる報告書は議会両院に提出され、公式のウェブサイト上で入手可能となる。</p>	<p>法第 155 条</p>
18.06	<p>ウェブサイト上で入手可能な情報</p> <p>公式のウェブサイト上では次に掲げる情報を提供している。</p> <p>a. インド特許情報検索システム(IPIRS)は次に掲げる</p>	

	<p>事項に関する情報を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 特許付与 ii. 公開された特許出願 iii. 長官の決定、及び iv. 特許出願の状態 <p>b. IPIRS は、新規性及び進歩性を目的にインドにおける特許／特許出願に関して行う調査を促進し、特許出願の状態に関する情報を出願人又はその他の者が取得できるようにすることをその目的としている。</p> <p>c. 登録特許代理人の一覧</p> <p>d. 特許代理人の試験に関するスケジュール</p> <p>特許庁の命令／長官による回状は、ウェブサイト上で入手可能である。</p>	
--	--	--

第19章

鑑定人

19.01	<p>鑑定人</p> <p>a. 本法に基づいて裁判所に係属するいかなる侵害訴訟又は裁判手続においても、裁判所はいつでも、自ら又は当事者からの申請により、裁判所を補助するため又は裁判所が提示した事実若しくは意見の問題(法律解釈の問題を含まない。)について調査及び報告させるため、独立の鑑定人を任命することができる。</p> <p>b. 鑑定人の報酬については、裁判所が定め、報告書作成の費用及び当該鑑定人の裁判所に出頭を要する期日についての正当な日当を含み、この目的のために法律によって議会の予算から支弁される。</p>	法第 115 条
19.02	<p>鑑定人名簿</p> <p>長官は、法第 115 条の適用上、鑑定人名簿を維持管理する。当該名簿は、毎年更新される。当該名簿には、鑑定人の名称及び住所、署名見本及び写真、それらの者の称号、並びに学歴、専攻分野及び技術上、実務上及び研究上の経験に関する情報を記載しなければならない。当該名簿は、特許庁の公式のウェブサイト www.ipindia.nic.in でもアクセス／入手可能となっている。</p>	規則 103
19.03	<p>鑑定人の資格及び名簿への記載又は登録に関する手続</p> <p>a. 何人かが次に該当するときは、自己の名称を鑑定人名簿に記入させる資格があるものとする。</p> <p>i. 科学、工学、技術又は同等の学位を保有するとき</p> <p>ii. 少なくとも 15 年の実務上又は研究上の経験を有するとき、</p> <p>iii. 中央政府又は州政府の科学若しくは技術関係の部局又は何らかの機関において責任のある地位に現にあるか若しくはあったとき。</p>	規則 103、104、105 及び 106

	<p>長官は、そのようにすることが必要又は便宜であると認める場合において、何人に関しても、その者が他の点で十分資格のあるときは、上記に規定の資格要件を、書面による記録を理由として、命令により緩和することができる。</p> <p>b. 利害関係人は何人も、自己の経歴資料を提出して、その名称の鑑定人名簿への記載を求めて長官に申請することができる。</p> <p>c. 本登録簿は、毎年更新及び発行される。</p>	
19.04	<p>鑑定人名簿からの抹消</p> <p>a. 長官は、次のときは、何人の名称も鑑定人名簿から抹消することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. その者が当該抹消の請求を行ったとき、又は ii. 長官が、その者の名称が錯誤により又は何らかの重大な事実についての不実表示若しくは隠蔽により、当該名簿に記入されたと納得するとき、又は iii. その者が有罪の判決を受けて有期の拘禁刑を宣告され、又はその者の職業上の資格での違法行為で有罪となったことがあり、かつ、長官が、その者の名称を当該名簿から抹消すべきと認めたとき。 <p>b. 規則 107 に基づいて何人かの名称を鑑定人名簿から抹消する前に、その者に対して聴聞を受ける適切な機会を与えなければならない。</p>	規則 107

第20章

雑則

20.01	<p>宣誓供述書</p> <p>a. 長官による指示に反するものに係らず、長官の指示があった場合には、長官において係属する本法に基づく何らかの手續においては、証拠の提出については宣誓供述書による。</p> <p>b. 長官が適正と認めるときは、長官は、宣誓供述書による証拠の代わりに若しくはそれに加えて口頭の証拠を採用し、又はいかなる当事者にもその者の宣誓供述書の内容に関して反対尋問を受けさせることができる。</p> <p>c. 法及び規則により特許庁において又は長官に提出する必要がある宣誓供述書は、下記(e)項に規定する方法により適法に宣誓しなければならない。</p> <p>d. 宣誓供述書は、その理由が示されている限り自己の信条の陳述が認められることがある中間判決事項の場合を除き、宣誓供述人が自己の知るところから立証することができる事実限定しなければならない。</p> <p>e. 宣誓供述書の宣誓は、次の者の前でしなければならない。</p> <p>i) インドにおいては、証拠を受領する法的権限を有する裁判所若しくは人の面前、又は前記裁判所により宣誓を執行し若しくは宣誓供述を採録する権限を付与された公務員の面前</p> <p>ii) インド以外の国又は場所においては、1948年外交官及び領事官(宣誓及び手数料)法(1948年法律第41号)の趣旨での当該国若しくは場所に駐在の外交官又は領事官の面前、又は1952年公証人法(1952年法律第53号)第14条に基づいて中央政府が承認した、当該国若しくは場所の公証人の面前、又は当該国</p>	法第79条 規則126 1948年外交官及び領事官(宣誓及び手数料)法 1952年公証人法第14条に基づく通知
-------	--	--

	若しくは場所の判事若しくは治安判事の面前 f. 変更及び行間書入については、供述が宣誓され又は確認される前に、面前での宣誓供述をさせる者の頭文字により認証しなければならない。	
20.02	証拠書類 異議申立又はその他の手続で提出すべき証拠書類がある場合は、各証拠書類の写し又は模写を、相手当事者に対し、その者の請求及び費用負担により提供しなければならない。当該証拠書類の写し又は模写を便宜に提供することができないときは、それらの原本を、利害関係人の予約による閲覧用として、長官に提出しなければならない。証拠書類原本が長官に未提出のときは、聴聞時に提出しなければならない。	規則 127
20.03	特許庁の幹部職員及び一般職員－義務 特許庁の幹部職員又は一般職員は、本法によるか、中央政府、審判部若しくは長官の書面による指示に基づくか、又は裁判所の命令により必要とし若しくは認められた場合を除き、次に掲げることをしてはならない。 a. 本法に基づいて処理中か又は処理済みの事項についての情報を提供すること b. 本法に基づいて特許庁への提出が必要とされ又は許可されている書類を作成し又はその作成を補助すること c. 特許庁に保管されている記録を調査すること。	法第 76 条
20.04	公開されるべき聴聞 特許出願に関するか又は特許に関連する何らかの事項に関する長官の面前で行われる 2 以上の当事者間の何らかの紛争についての聴聞が完全明細書の公開の日の後にされる場合は、当該紛争の聴聞は、聴聞に自身で出頭するか又は代理される紛争当事者と長官が協議の後、長官が別段の指示をしない限り、これを公開しなければならない。	規則 139
20.05	代理権－委任状 a. 法及び規則の適用上、代理人への委任は、様式 26 により又は委任状の様式によらなければならない。	規則 135 様式 26

	<p>b. 当該委任がされた場合は、代理人に対する法又は規則に基づく何らかの手續又は事項に関して代理人に対してされるいずれの書類の送達も、その者に委任を行った者に対する送達とみなすものとし、何らかの手續又は事項に係る者に対してすることを指示された全ての通信は、当該代理人に宛ててすることができ、かつ、それに関する長官の面前への全ての出頭は、当該代理人が又は当該代理人を介して、することができる。</p> <p>c. 長官は、必要と認めるときは、出願人、異議申立人、又は当該手續若しくは事項についての当事者の自身による署名又は出頭を命じることができる。</p> <p>d. 実務上、優先権を保護する目的で、委任状がなくても出願書は受理される。しかしながら、その後の書類の提出に関しては、求められている委任状が提出された後にのみすることができる。当該記録に、様式 26 / 委任状が提示されていない場合には、特許庁はいかなる措置もとらない。出願人から当該特許庁に既に一般委任状が提出されている場合には、当該代理人により認証された写しが後の提出物と共に提出されなければならない。</p>	
--	--	--

第21章

期限

21.01	<p>期限</p> <p>特許出願の訴追及び特許付与後の手続の間に行う様々な行為に係る期限は、特許法において特別の規定により指定されるか又は特許規則により規定されている。これらの期限は、全ての関係者に対して厳格に従うことが義務付けられている。法律上課された期限の不遵守は、出願人、特許権者又はその他の利害関係人の利害に不利益を及ぼす可能性がある。</p>	
21.02	<p>期限の延長に係る申立</p> <p>規則に基づく何らかの行為又は何らかの手続につき規則に定める期間及び期限は、長官が適切と考え、その命令を行う場合には、1月延長される。長官は、規則138に基づく申立に基づき当該措置を取る。しかしながら、規則24B、55(4)及び80(1A)に定める期限を、規則138に基づいて延長することはできない。</p> <p>規則に基づき行われる期限の延長に係る請求は、所定の期間の満了前に行われなければならない。</p> <p>規則138の規定が、特許規則に定める期限はいずれも1月のみ延長することができる旨を明確に定めていることから、例えば規則13(6)、80(1A)及び130等、法又は規則により特別に認められている場合を除き、規則137等他の規定を援用して、延長された期限をさらに延長することは認められない。</p>	規則138

21.03: 1970年特許法及び2003年特許規則により定められた期限

	内容	期限	規定
1.	出願権の証拠	出願日から 6 月	法第 7 条(2) 規則 10
2.	外国出願に関する陳述書及び誓約書	出願日から 6 月	法第 8 条(1) 規則 12(1A)
3.	外国出願に係る情報	インド国外での出願日から 6 月	法第 8 条(1)(a) 規則 12(2)
4.	外国出願の新規性及び特許性等に対する異論に関する情報	長官による通知の日から 6 月	法第 8 条(2) 規則 12(3)
5.	仮明細書提出後の完全明細書の提出	仮明細書の提出日から 12 月	法第 9 条(1)
6.	発明者であることに関する宣言書(様式 5)	完全明細書の提出時又は完全明細書の提出日から 1 月以内	規則 13(6)
7.	生物学的素材の寄託に関する言及	出願日から 3 月	法第 10 条(4) 規則 13(8)
8.	条約出願	基礎出願の日から 3 月	法第 135 条(1)
9.	条約出願 (複合優先権の場合)	最先の基礎出願の日から 12 月	法第 135 条(1)
10.	条約出願(同種)	最先の明細書の提出日から 12 月	法第 135 条(2)
11.	PCT 国内段階出願	優先日から 31 月	規則 20(4)(i)
12.	(条約出願に係る) 優先権書類	長官による通知の日から 3 月	法第 138 条(1) 規則 121
13.	出願の公開	通常、出願日若しくは優先日から 18 月が満了する日から 1 月、又は早期公開の請求日から 1 月、のいずれか先の期間内	規則 24 及び 24A
14.	公開を阻止するための出願の取下げ	出願日又は優先日のいずれか先の日から 15 月	法第 11A 条(3)(c)
15.	審査請求	出願日又は優先日のいずれか先の日から 48 月	法第 11B 条 規則 24B

16.	秘密保持指示が発せられている場合の審査請求	出願日若しくは優先日から48月、又は秘密保持の指示が取り消された日から6月の、いずれか後に満了する期間	規則 24B(1)(iii)
17.	審査請求（分割出願）	出願日若しくは原出願の優先日から48月、又は分割出願の出願日から6月の、いずれか後に満了する期間	規則 24B(1)(iv)
18.	取下の請求	特許付与前いつでも	法第 11B 条(4) 規則 26
19.	審査請求の受領時の、長官による審査官への出願の付託	通常、公開の日又は審査請求の日のいずれか遅い方から1月以内	規則 24B(2)(i)
20.	審査官が長官に提出する報告書を作成する期間	通常、当該付託から1月以内で、3月を超えない期間	規則 24B(2)(ii)
21.	長官が審査官の報告書を処理する期間	通常、報告書を受領した日から1月以内	規則 24B(2)(iii)
22.	最初の審査報告書(FER)が長官から出願人に送付される時期	通常、審査請求又は公開の日のいずれか遅い方から6月以内	規則 24B
23.	特許法に定めるすべての条件を遵守するための期間	FERの発行日から12月	規則 24B(4)
24.	公開日後の特許付与がされない期間	公開日後6月	規則 55 (1A)
25.	特許付与前異議申立	特許付与前いつでも	法第 25 条(1)
26.	答弁書及び証拠（特許付与前異議申立）	長官による通知の日から3月	規則 55(4)
27.	特許付与前異議申立に関する長官の決定	手続完了から通常1月以内	規則 55(6)
28.	異議申立の通知（特許付与後申立）	特許付与の公告の日から1年	法第 25 条(2)
29.	特許権者による答弁書	異議申立人の陳述書を受領した日から2月	規則 58(1)

30.	異議申立人による弁駁証拠	特許権者の答弁書を受領した日から1月	規則 59
31.	異議部による報告書の提出	異議部に書類が送付された日から3月	規則 56(4)
32.	秘密保持の指示の定期的審査	6月毎	法第 36 条(1)
33.	長官による国外出願の許可	通常、当該請求日から21日以内	法第 39 条 規則 71
34.	国外出願の許可が義務付けられなくなる時期	秘密保持の指示が現に発せられていない場合で、インド国内における出願後6週間	法第 39 条(1)
35.	最初の更新手数料	第3年次に関しては、第2年次の満了前	規則 80(1)
36.	出願日から2年の期間が満了後に特許が付与された場合の、最初の手数料の納付	特許登録簿への登録の日から3月	法第 142 条(4)
37.	出願日から2年の期間が満了後に特許が付与された場合の、更新手数料の納付期限の延長	最大6月の延長	第 142 条(4)
38.	更新手数料の納付の時期	第(n+1)年時に関しては、特許付与日から第n年次が満了する前	規則 80(1)
39.	交付手数料の納付の期限の延長	最大6月	規則 80(1)
40.	特許の回復申請	特許が失効した日から18月	法第 60 条
41.	一応の証拠がある事件が立証されていない場合、特許の回復に係る申請人による聴聞の請求	長官による通知の日から1月	規則 84(2)
42.	回復に対する異議申立の通知	回復の申請の公告日から2月	規則 85(1)
43.	回復が認められた場合の、未納更新手数料及び追加手数料の納付	命令の日から1月	規則 86(1)
44.	特許の放棄の申出に対する異議申立の通知	申出の公告日から3月	規則 87(2)
45.	特許付与後の補正の申請に対す	かかる申請の公告日か	規則 81(3)(b)

	る異議申立の通知	ら 3 月	
46.	暦年に係る特許の実施に関する情報の提供	毎年度末から 3 月	法第 146 条(2) 規則 131(2)
47.	長官による通知に基づく、特許の実施に関する情報の提供	通知の日から 2 月	法第 146 条(1)